

本日の会議に付した事件

平成26年第4回山元町議会定例会（第3日目）

平成26年12月11日（木）午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成26年第4回山元町議会定例会第3日目の会議を開きます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、2番岩佐哲也君、3番渡邊 計君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例95番により質問時間は40分以内とし、同先例97番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理し、明確に、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

議 長（阿部 均君）1番青田和夫君の質問を許します。

青田和夫君、登壇願います。

1番（青田和夫君）はい。それでは、おはようございます。

それでは、平成26年第4回山元町議会定例会において町長に一般質問を行います。

震災から3年8カ月が経過し、この間復旧・復興業務が着実に進む一報、事業のおくれが見受けられるのも事実であります。町長は、震災直後から復旧・復興はスピード感が重要であると事あるごとに連呼し、町民はもとより我々議会に対しても町の将来を決定する重要な事柄ですら時間のない中で決断を迫ってきた経緯があります。

しかしながら、最近では町長の口から全くとといっていいほどその言葉を聞く機会がなくなりました。その理由は、町長自身が一番理解しているからだと思えます。

新市街地の造成工事が最たる例であり、山下・坂元地区新市街地の工期が当初の計画から1年も延長になり、また、宮城病院地区にあっては、ようやく医療廃棄物の撤去が終わった状態であるなど、これまでの町長の発言に疑問を抱かざるを得ないのが現状であります。

そこで、今議会において3点ほど質問いたします。

1点目、行政区の今後のあり方と再編全般について。

2点目、沿岸部の防災施設と防潮堤等全般について。

3点目、組織運営、人事管理全般についてを伺います。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）おはようございます。青田議員のご質問にお答えいたします。

質問の内容が少し漠然とした感がございますけれども、精いっぱいお答えをさせていただきたいというふうに思います。

大綱第1、行政区のあり方についてでございますけれども、我が町においても震災を契機に浜通りの行政区と丘通りの行政区の状況が一変し、関係区長初め、町といたしましてもその取り扱いに大変苦慮しているところであります。

一例を申し上げますと、壊滅的な被害を受けた浜通り6行政区の中でも原釜区と牛橋地区では既に被災された方々の一部が自主再建を果たされ、もとのお住まいに戻って生活されております。また、残る浜通りの磯区、中浜区、新浜区、笠野区の4行政区については、被災者の方々にとりましても長年住みなれた地域に強い愛着があることは存じますが、残念ながらほとんどの区民が区域外に転出あるいは転居されている実態にあり、ご自宅にあっては自治会の存在そのものが脅かされております。

とりわけ、第1種危険区域を擁する行政区にあっては、建築制限との兼ね合いから行政区の廃止・統合も視野に入れながら今後住民の皆さんとともに検討していく必要があると考えております。

他方、新山下駅周辺地区を初めとする新市街地の自治組織についてであります。これまで庁舎内でプロジェクトチームを中心に自治組織としてのあるべき姿や適性規模等についての検討を重ねてきたところであります。

その結果、自治組織のあり方として、震災前の行政区の平均世帯数、過去の行政区の検討経緯、行政区設置に関する規則など踏まえ、おおむね250世帯から約300世帯程度が適性規模と見込まれること、また、自治会活動が持続的・自立的に活動するためには既存行政区との位置関係も含めた関連性などを慎重に判断する必要があること、さらには自治会の構成は災害公営住宅の入居者のみに偏らないよう、分譲宅地への移転予定者との適度なバランスを保つ必要があるとの検討結果等の報告を受け、こうした内容を持って震災復興本部会議に諮り、現段階における町としての新市街地の自治組織の捉え方として一定の合意形成が図られたところであります。

なお、新市街地における自治会の組織化あるいは行政区の設置等に向けては、区長会や関係行政区との連携を図りながら、また、移転する方々のご意見等も尊重し、庁舎内での内部検討を重ねるとともに、適宜議会ともご相談をさせていただきながら、一定の合理的な方向性を見出してまいりたいと考えております。

また、浜通りの行政区再編を中心とした町の全体的な行政区再編問題については、当面新市街地の自治会の組織化等を優先的に対応させていただいた後に、改めて検討してまいりたいと考えております。

次に、大綱第2、沿岸部の防災施設と防潮堤等の復旧全般についてですが、まず、防潮堤復旧工事については、第1線堤としての機能確保のため、農林水産省、国土交通省、水産庁の2省1庁直轄で復旧工事を着実に進めていただいております。既に90パーセント以上が完成している状況にあります。

残る未完成部分の防潮堤復旧工事については、牛橋河口や一ノ沢河口、坂本川河口の

河口部や磯浜漁港の堤防機能を備えた乗り越え道路工事等が残っている状況にあります
が、平成27年度完了を目指しており、おおむね予定どおりの進捗状況にあります。

次に、海岸防災林復旧事業についてですが、現在林野庁が事業実施主体となり施行し
ており、内容としては、もともとあった保安林の地盤に2メートルから3メートルの盛り
土を行い、黒松などの植栽を行っております。林帯幅は海岸線からおおむね200メ
ートル幅を確保することとし、全体計画では牛橋地区から磯地区までの約215ヘクタ
ールを施工するものと伺っております。

先月11月現在の進捗状況は、盛り土工事につきましては、牛橋河口から鷺足川排水
路東側付近までの約26ヘクタールが完了し、進捗率は12パーセントとなっており、
平成27年度末の完了を目標に取り組んでいると伺っております。

また、植栽につきましては、牛橋地区で7ヘクタールが完了し、進捗率は3.4パー
セントとなっており、平成32年度の完了を見込んでいると伺っております。

なお、一時避難地としての築山の整備については、牛橋公園、仮称花釜公園、仮称笠
野公園の3カ所に設置する予定であり、今後実施設計を行い、平成27年度に工事着手
できるよう進めてまいります。

仮称中浜公園については、現在震災遺構にあわせた整備を検討しております。

大綱第3、組織運営についてですが、もとより山元町を含む地方公共団体の組織及び
運営に関しては、地方自治体の本旨に基づき、最小の経費で最大の効果を上げられるよ
う、常に組織及び運営の合理化に努めるとともに、規模の適正化を図ることが求められ
ております。

また、社会経済情勢の変化に加え、その自治体が置かれている特殊な事情や多様化、
高度化する住民ニーズに対応できる簡素で効率的な組織運営が求められております。

我が町においてもこれまで互理町との合併見送りを契機とし、単独自立のまちづくり
を余儀なくされた平成18年度以降、組織機構の見直しと大幅な職員定数の削減に取り
組んできたところであり、よもやの東日本大震災時にあつては条例定数210名より4
0名も少ない170名体制、うち行政職員約30名でございますが、そういう体制のも
とで震災対応に当たらざるを得ない状況にありました。その後、震災による応急復旧、
復興対策あるいは被災者の生活再建や町の復興再生に向け、全国各地からの人的支援を
初め、物心両面にわたる大変なご支援を頂戴しながら今日に至っておりますことは、ご
案内のとおりであります。

とりわけ、職員派遣の状況ではありますが、この12月1日現在、北は北海道から南は
九州まで、全国60の自治体、1機関及び民間企業2社から合計114名もの派遣職員
をいただき、特別職を含む私以下総勢294名体制でこの難局を乗り越えるべく組織一
丸となって各種の復興関連事務事業に取り組んでいるところであり、引き続き派遣職員
と町職員が心をつなげて後世に誇れる持続可能性の高いまちづくりに取り組んでまい
りたいと考えております。

議員からはこれまで議会定例会時の場面において効率的な事務執行体制の確保や職員
の適材適所な人事配置並びに処遇改善への配慮、さらには人事評価制度による適性な人
事管理の必要性など、組織運営や人事管理全般について幅広くご意見、ご提言を頂戴し
てきたところであります。

こうしたことも踏まえ、新年度の組織体制の整備と、これを支える派遣職員の確保を

図るべく、さまざまな機会を捉えながら派遣要請活動を行うとともに、平成28年4月からの人事評価制度の本格実施に向けて、去る11月、3日間にわたり計5回の職員研修会を開催し、現在はその施行実施に向けた準備作業に取り組んでいるところであります。

今後も引き続き役場の効率的な組織運営と訂正な人事管理に十分配慮してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解願います。以上でございます。

1番（青田和夫君）はい。1番青田です。よろしく願います。それでは、再質問に入りたいと思います

初めに、1点目の行政区のあり方と再編について質問をいたします。

この間同僚議員からも行政区のあり方について何度も質問がありました。沿岸部の他市町の動向を見ますと、既に複数の市町が自治会組織の見直しを行っておりますが、山元町については、いまだに我々議員に対してもその考えすら提示されておられません。

先月15日、16日、新市街地に入居希望の方々を対象とした説明会を開催したとのことですが、これらも含め、これまでの取り組みについて伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。行政区の再編というふうなことにつきましても、もろもろの復興事業を進めていく中で、一定の落ち着きを取り戻した段階で取り組んでいきたいと、そういう基本的な方向性をお示ししながら、今日に至っているというふうなことでございます。

新市街地の整備、そして新市街地に皆さんが入られる、この時期、タイミングというものを捉えながら対応していかなくちゃならないというふうなことで取り組んできていたところでございます。

2つの新市街地のほうで整備が進み、特に山下地区においてはご案内のとおり、災害公営住宅が段階的に入居が実現しているというふうなことを踏まえながら、この問題の対応を急がなくちゃならないと、そういうふうな思いで取り組んできたところでございます。

先般先ほどご紹介ありました新市街地に入居予定の皆さんとの懇談会の席上の中で新しい市街地でのコミュニティーの形成なり、あるいは新しい市街地での町並み形成、いわゆる地区計画へのご理解、ご協力というふうなことも含めて、行政区の考え方についても現段階での町のほうで考えている基本的な部分を先ほどお答えしたような形で説明をさせていただきながら、それは新しく新市街地に入る方々への話し合いの一つのきっかけに参考にしてもらえればと、そういうふうな趣旨でもってお話をしてきたというふうなことでございまして、これが全て決定事項だというふうなことではなくて、これまでの自治組織の平均的な動向、考えというものをお示しをしたというふうなことでございまして、引き続きこういう考え方を議論しながら、最終的にあるべき姿を模索していきたいと、そういう段階にあるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

1番（青田和夫君）はい。わかりました。

では次に、新市街地の行政をどのように取り扱うかは大切なことですが、それ以上に笠野地区や中浜地区、磯区など、現地再建した方々への対応こそ重要であります。地区全域に居住制限を設けた新浜地区など、震災前からの地区住民が多く減少し、従来の行政区での自治が困難になっている状況も見られます。これらをどのように取り扱うかが急務と思いますが、それについてどのような考えかを伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。壊滅的な被害を被った行政区における苦勞、取り扱いというふうなことでございますけれども、ご指摘のように、それぞれの区の地域差というふうなものがございまして、これはそれぞれの区の区長さん方とお話し合いをしながら、必ずしもそれぞれの区が足並みをそろえられる部分とそろえられない部分があるのかなというふうに思いますので、話し合いを重ねる中でよりよい方向性を見出していかなくちゃならないなというふうに思っておりますので、適宜これまでも多少の意見交換はしてきているつもりでございますけれども、さらに意思疎通を図る中でこの問題の整理をしてみたいというふうに思います。

1番（青田和夫君）はい。できるだけ早く方向性を出していただければと思います。

次に、現在現地再建した被災者の方々にあっては、行政区の再編について大変心配しているようであります。再編の予定時期について、具体的に示す時期はとうに過ぎていると思いますが、いつごろになったら示す計画でいるのかを伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。行政区再編に向けた今後のスケジュールというふうなことでございまして、現在町内のプロジェクトチームにおきまして新市街地の行政区のあり方を優先的に検討を進めているというふうな状況でございまして、新市街地の行政区の取り扱いについては、移転予定者の懇談会を来年の3月までに3回程度開催をする予定にしておりますので、その後新しい自治組織を立ち上げる場合については、住民主導で自治組織の設立準備会を設立をしていただきまして、規約の作成なり、役員の選出等を行っていただく必要があるというふうに考えてございます。

それから、この沿岸部を中心とした町全体の行政区の再編については、新市街地の行政区の取り扱いにも多分に左右されるところがございまして、新市街地の取り扱いに一定の方向性が示された後に内部的な検証にとどまることなく、できるだけ多くの皆さんとの意見交換、意見集約をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

1番（青田和夫君）はい。できるだけ早くやっていただいて、3回ほど会議を開く予定だと。意見を吸い上げる。できるだけ早く意に沿ったような形でやっていただければと思います。

次に、行政区はさまざまな行政サービスとも連動しており、例えば学区をどのようにしていくのかなどを考えると、新市街地のみにとどまらず、町全体の行政区をどのようにしていくのかを早急に検討すべきと思いますが、その検討は念頭にあるのかを伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。ただいま申し上げましたように、町全体の行政区の再編、新市街地との行政区の取り扱いにも大きく関係するというふうなことを申し上げましたが、町全体として今後どういうふうにするかという部分につきましては、これまでも関係する区長さん方とも意見交換をしております、それはまだそれぞれの区長さん方の個人的な意見というふうなことになるかというふうに思いますけれども、それぞれのお考えもあるようでございますので、我々としては、そういう検討も参考にしながら、この再編を検討する上で浜通りについては、例えばその隣接する行政区との統合、再編なども視野に入れながら取り組む必要があるのかなというふうに考えているところでございまして、いずれにしてもこの浜通りの壊滅的な被害を受けた笠野から磯浜区の4行政区については、ほとんどの区民が区域外に転居あるいは転出している実態の中で、町全体としての行政区の再編は避けられないというふうに考えておりますので、できるだけ早くこの問

題を整理するように取り組んでまいりたいというふうに思います。

1 番（青田和夫君）はい。検討については念頭にあるというふうに私は理解いたしました。

もうすぐ震災から4年を経過することを考えれば、余りにも遅過ぎるとしか言いようがありません。これまでの議会での質問も踏まえ、速やかに対処するよう求め、1点目の質問を終わります。

次に、2点目の防潮堤と防潮樋門について質問いたします。

防潮堤の復旧は見える進捗で進んでおり、これだけのスピードで復旧することは当初予想もしておらず、一定の安堵感を覚えるところであります。

また、小浦川の河口を堤防によって閉鎖することについて、私自身も長年国、県に働きかけてきた懸案事項でありましたことから、このたびの決定については喜ばしい限りであります。

そこで、これら海岸部における防災対策について何点か質問をいたします。

初めに、坂元川河口後藤渕樋門について、復旧せずにラバーダムにより管理するとの話を聞きました。この復旧方針について、いつどのような経緯で決定されたかを伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。基本的にこの問題については、河川の管理者である県のほうとの協議を重ねながら決定をしてきているというふうな状況でございます。

ラバーダムを含め、今回の河川河口の復旧のスタイル、これについては県のほうで被災市町との協議を重ねる中で一定の津波に対して河川を遡上してくる津波に対応するための河川堤防というふうなことで、今ご指摘の潮どめ等含めて協議をしてきた経緯があるというふうなことでございます。

詳細につきましては、担当のまちづくり整備課長のほうから補足をさせていただきたいというふうに思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。坂元川防潮樋門の関係につきましては、震災後海岸堤防の高さをTP7.2メートルにかさ上げするという計画が定まっており、その時期と同じ時期に県の河川の堤防の高さも旧JR常磐線付近までTP7.2メートルでかさ上げるバック堤という方式を固められ、その中にラバーダムを設置するという計画を設定され、防潮樋門は撤去するという流れになってきました。

こちらの宮城県沿岸の高さを平成24年度において決定されております。以上でございます。

1 番（青田和夫君）はい。今のラバーダムの話を説明がありましたけれども、ちょっと理解できなかったもので、再度森課長お願いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。このラバーダムにつきましては、海岸から遡上する塩水を防止するために旧JR常磐線付近に設置し、地域の田畑への塩害を防止するという目的で計画されております。以上でございます。

1 番（青田和夫君）はい。今の説明で塩害防止の形のものはよく理解しておりますけれども、これは宮城県が管理する施設ですから、県が復旧の方針を決めたことと思います。小浦川の河口閉鎖は喜ばしいことですが、この後藤渕に樋門を設けないことは、長年の懸案解消に逆行することになります。この決定に際し、町はどのような姿勢で協議してきたのかを伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今回のこの大震災、津波によ被害を受けて、国、県それぞれ沿岸被災

自治体、次に向けてどういうふうな備えをしていくかというふうな中で、ご案内のとおり、津波そのものを防ぐことはできないというふうな基本的な考え方のもとに、できるだけ津波襲来からの時間を確保する、逃げる時間を確保すると、いわゆる多重防御の考えのもとに防潮堤の高さあるいは2線堤となる県道との考え方が整理されてきていると。基本的にそれを改めて確認をさせていただきたいというふうなことでございます。

それと、これまでここまで来る過程では防潮堤の高さあるいは水門なり坂元、旧常磐線付近までの河川堤防の整備の考え方というものは、これは特別委員会等々においても逐次ご説明申し上げ、今日に来ているというふうなこともあわせてご理解をいただく中で、この問題についてご理解を賜ればありがたいと。

きのうきょう進めてきた案件でもございませぬので、ぜひ執行部としてもしかるべき時期に逐次説明をさせてもらって、今日に来ておりますことをよろしく願いを申し上げます。

1番（青田和夫君）はい。何で今ラバーダムの高さ等々の話をしたかといいますと、昔震災前、ゲート方式の話をずっと進めてまいりました。そのゲート方式も1門なのか3門なのか、どっちがいい、または高さに対してどれぐらいのがいいのかということいろいろお話をしてきた経緯があります。そこでラバーダムということが出てきましたのがちょっと理解に苦しんだ。

それでお伺いしますけれども、坂元川河口にラバーダム設置の予定ですが、先ほど高潮と津波の対策の多重防御ということを伺いましたけれども、効果についてどのような考えを持っているのかお伺いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。ラバーダムの設置につきましては、塩水が遡上するための防止ということで、水よりも比重が重いということで、ラバーダムの設置高を決定しておりまして、上流域に対する塩分の遡上を抑えるということで、それが樋門等から地域の田畑に用水として使われている場所も下流側にはございますので、そういったものへの影響を極力抑える効果というものを計画されております。以上でございます。

1番（青田和夫君）はい。それでは、課長申しわけないけれども、ラバーダムの高さはどれぐらいを設定しているのか伺います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。高さでございますが、ハイウオーターレベルプラス余裕高ということで、1.5メートルプラス余裕高ということで伺っております。

1番（青田和夫君）はい。今課長から1.5と答弁されましたけれども、私この資料持っていますけれども、高さ1.0なんですよね。コンマ5の違いはどうか。それは詳しくは質問いたしません。これはこれで結構です。

次に、小浦川河口後藤渚に震災前は2機光センサーがありました。これはどういうことなのかというと、津波高潮対策に対してのセンサーであります。その復旧はどうなっているのかを伺います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。ただいまのご質問でございますが、震災前に設置されていた海岸の状況を監視するカメラとは光ケーブルで接続されておりました。こちらにつきましては、震災後も復旧していくというようなことで、設置箇所及び詳細につきましては、ちょっと手持ちの資料ございませぬので、申しわけございませんが、以上となります。

1番（青田和夫君）はい。これからはこの光センサーがあるなしの違いで大分高潮と津波に対し

ての効果が早期に発見できる。私は私なりにちょっと調べてみましたら、光というのは1秒間に大体地球を5周するぐらいの速さでやっていると。そういうことなので、できるのであれば、先ほど課長から答弁ありましたけれども、情報とか映像とか、いろいろな面でのことが予定されるので、できるだけ早目にこれを要望して、復旧前と同じようにしていただければと思います。これは答弁要りません。

次に、今の話の方針で、町民誰もが不安になっております。今すぐにでも樋門を設置するよう、県や国に申し入れしていただきたい。常に国や県との太いパイプがあると言いまして、宮城県で初の危機管理官を務められた町長なら誰よりも樋門の必要性をわかっているのではないかを伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今樋門の必要性というふうなことでございますけれども、この大震災前、この巨大津波を経験する前であれば、一定の高さの高潮なり津波というふうなことであれば、樋門でも相当の防潮、防波効果が発揮できるのかなというふうに思いますけれども、今回の場合は、防潮堤も含めて、その高さを超える津波の高さというふうなこと、先ほど申しましたように、津波そのものも構造物で抑えるというふうなことは困難だというふうな、そういう基本的な考え方のもとに防潮堤の高さなり、今までの樋門の機能を河川堤防の高さでバック堤方式というふうなことで、それに対応するというふうなことで、先ほど来からお話ししているように、県との協議の中で山元町のみならず、沿岸自治体、被災地との合意形成が図られてきたというふうなことでございますので、そういう統一した方向性に山元町も乗る中で、今県のほうで河川改修としてのバックヤードがもう既に工事が発注されていると、そういう段階でございます。

先ほど申しましたように、我々としては県からのそういう説明があった折に議会のほうにも折に触れてお話をしてきた経緯の中での案件もございましたので、ぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

1 番（青田和夫君）はい。わかりました。

次に、町長は震災直前の住民懇談会で地域住民から宮城県沖地震での津波を心配し、小浦川の河口を閉鎖してほしいとの要望に対して山元町の被害は大きくない。むしろ支援に行く立場だと回答したことがありました。そして、その震災後、この発言が問題視され、町長の言葉を信じて犠牲になった方もいるのではと区民から指摘されたこともあります。

そこで町長、今すぐにでもこの問題に対して改善を講じるよう、また働くつもりはないかを伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。改善というふうな趣旨は、「要するに樋門をもう一回建て直してもらいたいということなんです。いや、できなけりゃできなくて結構です」の声あり）

開口部があったことよっての津波の被害が大きくなったんじゃないかと、そういうふうな趣旨を踏まえると、開口部をつくらなくて、クローズにすべきじゃないのかと、そういう趣旨かと思っておりますけれども、確かに震災前の住民懇談会、地元の中浜、磯区の皆さんと、あれは平成23年の2月ごろだったかというふうに思いますけれども、中浜小学校を会場にしての懇談会の席上にそんなたぐいの話が出まして、私としては、宮城県沖地震を想定した調査、私自身2度ほど直接的に経験している部分もございまして、そういうレベルでお話をした経緯は確かにございます。

想定調査によれば、今のこの防潮堤の高さを越えるぐらいの津波の高さはその被害想

定調査の中ではないというふうなことを前提にしてお話をさせていただいたというふうなことでございます。よもや巨大津波によって開口部はもとより、先ほど来からご説明させてもらっているように、防潮堤そのものを大きく越える、10メートルを越える波が来るということになると、それは開口部があろうとなかろうと、残念ながら大きな被害につながってしまうというふうな実態があるというふうなことでございますので、トータルで防潮堤のあり方なり、樋門のあり方なり考えたときには、樋門の場合ですと他の自治体でもありますとおり、消防団員なり操作に携わる人がその樋門を閉めるために時間をとられて犠牲になったというふうなことなども、いわゆる管理上の問題もありまして、県のほうとしてもその点も踏まえた防潮樋門の復旧、整備のあり方というふうなことを検討してきた中でバック堤方式に落ち着いたというふうなことでございます。

一ノ沢については、水門形式ということでクローズになるわけでございますけれども、大きな河口部についてのそこまでの対応は難しいというふうなこともございましたので、県としてはバック堤方式を今後採用するというふうなことで、今日に至っておりますので、先ほど来からのご質問、ただいまのご質問含めて、そういう基本的な防災思想のもとに防潮堤、樋門などが整備されてきているというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

1 番（青田和夫君）はい。今の件はわかりましたので、2点目の質問を終わります。

それでは次に、3点目の組織運営と人事管理について質問いたします。

私は、これまで膨大な復興業務に立ち向かうにはまずもって職員の育成や適正な評価が重要であると再三申し上げてまいりました。なぜならば、実際に業務に従事するのは職員であり、職員の士気向上がさらなる復興につながるからです。

先般人事評価に関する取り組みについて実施されたと聞きましたが、齋藤町長の今後の職員育成、人事評価に期待するところであります。

そこで、数点質問をいたします。

初めに、ちょうど1年前の定例会において齋藤町長への問責決議が全会一致で可決されました。問責の理由の一つとして、職員からの信用や信頼の失墜について挙げておりましたが、その後信頼回復のために町長はどのような取り組みを行ってきたのかを伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。職員との信頼関係の構築というふうなことでございますけれども、今たびたびお話しさせていただきますように、我々いまだかつて経験したことの無い膨大な業務を抱え、そして限られた時間の中で限られた少ない職員体制の中で頑張らざるを得ないというようなことでございまして、議員おっしゃるように、そういう状況の中で最大の効果が発揮できるような、そういう方向性、ベクトルを同じくしなくちゃならないと、そういう思いであります。

具体的には、課長会議なり本部会議なりの中で我が町の置かれた状況、組織として当面あるいは中長期的にどう取り組まなくちゃならないのかと。まず現状認識、将来の方向性というものをたびたび確認をしながら、この難局を乗り切るためにはみんなで苦勞を分かち合っていないと乗り切れないというふうなことで、理解、協力を求めてきているというふうなことでございます。

職員の皆さんそれぞれの力を発揮しておりますけれども、どうしてもこれまでの平常時の業務スタイルが身についておりますし、大きな災害対応もこれまでしなくて済んで

きたというふうな部分もあつたりして、皆さんの思いを一つにするというのはなかなか難しい側面がありますけれども、私としては一度お話しすればいいということではなくて、先ほど申しましたように、機会あるごとに考え方を共有をしてもらうべく、努力を重ねてきていると。

その大きな成果が今ここに来て少しずつ芽を出しつつあるのかなと。この芽がいずれ大きな花を咲かせるかどうかは、まさに議員ご指摘のように、もっともっと組織一丸となった体制整備が必要でございますので、私としても引き続き職員の皆さんとまず足元の心の一体性というふうなものを構築すべく努力してまいりたいというふうに思います。

1 番（青田和夫君）はい。今の話で努力してきたというふうに解釈しました。

そこでお伺いします。それでは、その取り組みについて職員は町長をどのように見ているのか。信用、信頼は町長が回復できたと思うのかを伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。これは、評価というのは、見方というのは周りがするものでございますので、私が全部それをしっかり理解できるというふうな状況にはないかというふうに思いますけれども、先ほども申しましたように、それら一つ一つの仕事の進捗、成果というふうな中で最終的に見てもらえばよろしいのかなというふうに思っているところでございます。

1 番（青田和夫君）はい。わかりました。次に移ります。

では次に、平成22年の4月の齋藤町長就任以降、定年退職を待たずして退職した職員の数を教えていただきたい。わからないならいい。

では次に、その退職の理由についてを伺います。わからないならいい、これも。

総務課長（島田忠哉君）はい。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

定年を待たずして退職した者の主な事由はというふうな質問かと承りました。震災以降中途退職というふうな形で何件か見受けられますが、この中には残念ながら、震災によって大変つらい思いをして、結果定年を待たずしてという事例もございます。そしてまた、自宅が大変な被災に遭い、この事例につきましても、農家の長男、跡取りであった職員でありますけれども、それが言うならば御家再興的な意味合いの中で一定の若いうちという志を持って中途退職をしたというふうな事例等が散見されておるところでございます。

1 番（青田和夫君）はい。わかりました。いろいろ諸般の事情、家庭の事情等々があると理解をいたしました。

それでは、この将来ある方々が定年を待たずして退職したことに對し、町長はどのように感じているのか伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今総務課長から退職した一つのケースをご紹介申し上げましたけれども、それぞれの方々の諸事情があるというふうなことでございますけれども、基本的には町が今非常に極めて困難な状況に置かれている中で、相当の経験を積んだ、あるいは今後町を背負ってもらわなくちゃならない候補者の一人でもあった方々が1人、2人とこの組織を去られるということは、大変残念、寂しい思いがいたします。できればいろいろ事情があるにせよ、その置かれた状況を考えると、最後まで一緒に苦労をともにしていただければありがたいかなというふうに思いますけれども、最終的にはそれぞれの個人の考え、それぞれのご家庭の事情これありというふうな部分で、やむを得ないのかなというふうな思いもするところでございます。

1 番（青田和夫君）はい。それでは、確認したいことが一つあります。ただいま伺いました中途退職者に対し退職願いを受理する際、密室において役場があなたを退職に追い詰めたことではないようにしてほしいと、遠回しに言ったことはありますか、ないですかを伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。私ですか。（「はい」の声あり）そういった記憶は一切ございません。

1 番（青田和夫君）はい。安心しました。なぜ伺ったかといいますと、町長の言動に非常に威圧感と恐怖感を感じたと聞いたものですから、伺っただけであります。

次に、膨大な復興業務に従事する中で、心身の故障により病気休暇で長期休暇を余儀なくされた職員の数について伺います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。震災以降これまで単年、平成23年、24年、こういった部分が大きい時期でございましたけれども、この段階においては、職員の約9パーセントに相当する8ないし9名ぐらいが心身の故障によって療養を必要としたというふうな状況が続いておりまして、近年におきましては、これも随分少なくなってきた、ただ残念ながら、現実的にはまだ1名ほど長期の療養休暇を取得している状況にあるというふうなことでございます。

1 番（青田和夫君）はい。今1名ほど長期休暇ということの話がありました。それでは、それらの職員に対する処遇やメンタルケアをどのようにとってきたのかを伺います。

総務課長（島田忠哉君）はい。職員のメンタル面への配慮、これにつきましては、議員からもこれまでご指摘、その必要性等についてご教授をいただく中で、私どもは災害補償基金のメンタルヘルスケア補助事業でございましてけれども、これを導入し、管理職向けの研修初め、全職員を対象とした研修会を数度となく開催をしてきたところであり、また、こういった部分に対する普段の心身の状況を把握する観点から、こういったタイミングを捉えてアンケート調査を実施し、その分析に基づきまして、その懸念がうかがわれる職員等に対しましては、個別に町の保健師、はっきり言いますと渋谷でございましてけれども、こういった者を中心に、場合によっては精神保健の専門の先生との診断、こういったものも取り込みながら対応をしてきたところでございます。

1 番（青田和夫君）はい。わかりました。

次に、私はこれまで再三職員の人事管理や健康管理に関して指摘させていただきました。と同時に、メンタルケアについて専門家の意見を聞いたり、関係する案件を調べたりしてきました。全てに共通していたのは、これら職員が職場復帰する際、休暇前の部署に復帰させ、徐々になれさせることが重要とのことでした。しかしながら、山元町の実態を照らし合わせた場合、以前の職場に異動したり、病気休暇中に異動辞令を交付したりと、余りにも場当たりの対応が多く、職員の将来や効率的な組織運営がなされているとは思えません。

このような判断について、誰がどのような意図を持って対応しているのかを伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。議員の冒頭の部分は私も同感でございまして。心身に障害を持たれた方が職場復帰するときの基本はもといいた場所というのが基本でございまして。あとはそれぞれのまさに諸事情というものがございまして、表面的な動きだけを見て今ご指摘のように言われるのはちょっといかがなものかなというふうに思います。いろいろなことがあって、こういうふうにしたほうが本人のために一番いいんじゃないかというふうなことをそれぞれこの人事を預かる立場の者がみんな相談し合いながら、そういう方向性

を決めてきていると。誰が決めて……、最終的には私が決めたということで構わないんですけども、私が一方的にああせい、こうせいということばかりではなくて、いろいろなことを総合的に踏まえてやっている。これは場当たりの人事というふうな、職場復帰だけでない部分にも場合によってはというふうな懸念もございましてあえて申し上げますけれども、職場復帰のみならず通常の人事においてもまさに適材適所、限られた体制の中でいい力を発揮できる組み合わせ、ジョブローテーション、いろいろなものを考えながらやっている。行き当たりばったりでやっているわけではないということとをぜひこの機会に改めてご理解いただければありがたいというふうに思います。

1 番（青田和夫君）はい。ただ今私の個人的な考えを述べただけの話で、総合的に判断した場合は今町長が言ったとおりにかなとは思いますが。

次に移ります。次に、各部署の仕事のボリュームについて伺います。

役場内部の現状について部署によって偏りがあるのではと思われる点があります。というものはほぼ定時で退庁している部署と毎晩夜遅くまで電気が消えない部署や土曜、日曜の対応が求められる部署との格差が歴然として見受けられます。

このような現状を解消するため、何らかの取り組みがなされているのか。取り組んでいるとすれば、誰がどのような実態を把握しているのかを伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。基本的なことは私のほうからお答えして、細部については総務課長のほうから説明をさせていただきたいというふうに思います。

この組織における業務の適正な配分というのは、なかなか難しいものがございます。できるだけそういうことのないように、仕事の量に合った人員配置をするというのが、これが一番望ましい形でございますけれども、なかなか我々の場合は販売とか営業的な面での成果というふうなものを推しはかることができない業務が大部分でございまして、それと忙しさも日中の忙しさだけに限定される部署も中にはございます。特に窓口業務なんかはその最たるものだろうというふうに思います。

復興とか、あるいは財政とか総務、こういう部署においては、朝から番までというふうな、そういう業務状態があるという、そういう業務の基本的な違いもございまして。できるだけそういうばらつきをなくすようにするのが組織人事管理に最も求められることとでございますけれども、なかなかその業務量、的確に推しはかるというのは、これは私のみならずどなたがやっても至難の技でございます。ましてや、今経験したことのない質が求められる業務も多々ございまして。あるいはプロパー職員だけで対応できなくて全国からの派遣も頂戴している。

町としては、どういうところに人材が必要だというふうなことで、業務なり必要な人数を県を通じて全国に情報を流す中で、それぞれの自治体から基本的には手挙げ方式というふうな部分で支援をもらっていると。ある町ではこの部署にしたら派遣しますよというふうな部分がございます。どこでもいいからどうぞ使ってくださいというふうなわけにはいきません。そうなりますと、比較的手の挙げやすいといいますが、待遇しやすいといいますが、あるいはたまたま手を挙げてくれた人が一定の部署に集中するというふうなこともございます。

そうしますと、なかなか町としてはいろいろご相談をしますけれども、基本的にはやっぱり派遣元の意向をご本人の意向を尊重しながら配置せざるを得ないという、そういう苦しい事情もございまして。

もろもろございまして、いろいろな形でやりくりをしておりますけれども、ご指摘のような状況にあるのも確かだと。私としては、先ほど来から申し上げている折々の場面で当面の課題、例えば今470世帯の方々はまだ単独移転で去就を明らかにしていない方もいると。この方々の意向を早く把握しないと、最悪町で補助金の返還というふうなことになりかねないという思いがありますので、直接の関係部署だけじゃなくて、少しでも関連する部署が当面の課題としてそこに全力投球でやってほしいと、そういうふうな時折々の判断も交えながら、まさに機動的な対応ができるような、そういうことでやりくりをさせてもらっているという部分もあると。そういう基本的なことをご理解の上、総務課長のほうからも少しボリューム把握、人員の配置の考え方について補足させていただきたいというふうに思います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。基本的な考え方の部分につきましては、ただいま町長からお話のあったとおりでございますが、若干補足をさせていただきますと、このような時期でございます。申すまでもなく、平常時における業務量を主体とした課にあっては比較的計算が成り立ちますが、時間軸の変化とともに対応せざるを得ない復興関連事務事業、こういった部署におきましては、本当にこれをやったら終わり、これをいつまでやったら先が見えるというふうに、先がなかなか見えないのが現実的なところでございます。

したがって、基本的な職員数の配置におきましては、通常業務を取り扱うような課にあっては経験則的に配置人員というのは一定数見込めると。ところが、復興関連事務事業を扱う課にあっては、くどういようですが、業務量が変化してくるというふうなことでございます。したがって、こういった部分については、基本的には配置されている職員の中で頑張ってもらっている実態があり、それがやむなく相当数の超過勤務であったり、土日出勤につながっているというふうなことでございます。

組織としての考え方としましては、こういった部分をそのまま放置するのではなくて、場合によっては横断的な取り組み、配慮、そういった部分の中で、いうならばワークシェアリング的なというふうな表現を使わせていただきますが、できるものは協力し合っという精神を大切にしたいというふうなことでございます。

しかしながら、現実的にはその取り扱う事務事業が専門性を求められたり、一定程度のその分野の知識を求められる等々もあり、なかなか思うに任せない現実もあるというふうなことをご理解いただければというふうに存じます。

1番（青田和夫君）はい。さっき町長から説明があつて、事情はわかりました。

それでは次に、組織全体を見回して復興業務が課題な部署、既に平常業務に戻りつつある部署を把握して、それらを加味して人事、人員配置を補強することができないかを伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。時間の経過とともに、一定の落ち着きを取り戻す、業務量が鎮静化してくるというふうな、そういう流れにはなるというふうには思いますので、絶えずそういう意識でもって業務の再配分なり人の配置に心がけているつもりでございます。

少なくとも全国からお越しの皆さんに違和感を持たれないような業務を見た組織の再編、人員の配置というふうなものに引き続き意を用いてまいらなくちゃならないというふうにご考えているところでございます。

1番（青田和夫君）はい。わかりました。それでは、今年度末の人事異動を大いに期待したいと思えます。

なお、改善が不十分であると感じたときは、改めて人事異動の考え方を伺うことにいたします。

次に移ります。次に、派遣職員に対して分限懲戒審査会で審査を行い、口頭注意という処分を行ったと聞きましたが、その事実があるのかないかをお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。事実でございます。事実でございますけれども、総合的に勘案していただいた場合、これ以上の内容に触れるのは山元町として決して得策ではないというふうに考えますので、どうぞ大局的なご判断をご理解をいただければありがたいというふうに思います。

1番（青田和夫君）はい。いや、町に対してよりも、分限調査会で処罰を受けたことに対することであります。あえてそのところをお伺いしているわけです。分限調査会があったというふうな回答をいただきました。それではお伺いします。分限調査懲戒審査会は、いつからいつまで何回開催したのか、いつまた処分したのかを伺います。

副町長（門脇克行君）はい。ただいまの件でございますけれども、派遣職員に関する処分については、これ協定ございまして、協定上私も町のほうでは処分できないことになってございます。ただ、今言われたような、それに関するような事案が生じたということでもございましたので、我々といたしましては、ご本人のほうから派遣もとのほうにもその事の顛末を報告したというようなこともございましたし、いろいろ事情を見られている方等もおります。そういうこともございましたので、我々としても事の顛末をしっかりとそれは事実として確認する必要があるだろうということで、そういう趣旨で懲戒処分審査会の中で議論をさせていただいたということでもございまして、町で処分するために議論を進めたということではございません。

回数的には数度、3回程度というふうに認識してございます。

1番（青田和夫君）はい。回数は3回ということですが、1回ずれているのではないかと思います。いいです。

それでは、次に移ります。分限調査懲戒審査会の会長は副町長ですから、副町長に確認いたします。今回の処分の根拠法令は何なのかを伺います。

副町長（門脇克行君）はい、議長。根拠法令といいますが、先ほどもお答えいたしましたとおり、先ほどの話は3回程度とお答えしましたが、正確には4回ということでもございました。

これは、あくまでも処分等に関しましては、派遣もとの協定がございまして。この協定の中で処分は相手方が行うと。それから、そのことに当たるに関しては相手方と協議をしながら進めることになっているということでもございましたので、そういう事案が生じた以上、我々としてはその事実に関して当然把握する必要があるということで議論をしたものでございます。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

1番（青田和夫君）はい。話はわかりましたけれども、協定書の中身で今相手方のほうと話をしたというふうに理解をいたしました。

それではお伺いしますけれども、山元町職員分限懲戒審査会規定では審査の対象はあくまでも山元町職員となっております。また、地方自治法に基づいて派遣も自治体と締結している派遣協定でも派遣職員の分限処分及び懲戒処分は甲が行うとなっております。甲とは派遣も自治体のことであります。今回の処分は違法だと思っておりますが、どうなのか伺います。

副町長（門脇克行君）はい。議員おっしゃるとおりでもございまして、協定上はそのようになってい

るわけでございます。我々がこの分限懲戒審査会で議論するに当たっては、派遣職員の方であっても当然併任辞令をいただいておりますし、それから規定上は分限懲戒に関する事項を審議するという事になってございます。そして、今回に関しては、本来こういうもの想定していないわけでございますが、事人のことでございますので、ほかの案件もありましたので、この審査会の中で議論を進めてきたということでございます。

1 番（青田和夫君）はい。審査会の中でいろいろ話が出たと。例えば協定書の7では派遣職員の分限及び懲戒処分は甲が行う。この場合、処分を必要とする事由が生じたときは、その都度甲乙が協議するものとするとなっております。今副町長の答弁では協議したようにお話がありました。山元町が処分できるにはなりません、何か相手方から文書か何かで委任されたのか伺います。

副町長（門脇克行君）はい。具体的に向こうからの文書等は収受していないところでございます。けれども、これは担当課長が相手方といろいろ協議をしながら、こういう形で進めてきているというところでございます。

1 番（青田和夫君）はい。そうすると、文書等々がなくて、じゃ電話での了解を得たというふう
に理解していいのかを伺います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。この関係を相手方自治体と協議する中で、相手方のほうの人事課長と電話で数度確認をし合いながら、方向性を確認し合ったというふうなことでございます。

1 番（青田和夫君）はい。私の頭ではどうしてもこれは理解できないわけです。例えばいかに口頭注意という軽い処分であっても、行政はきちんとした法律に基づいた取り扱いをすべきだと思います。一般質問の時間ももったいないので、この件に関しては委員会で審議したいと思います。

また、今回の取り扱いを整理して、委員会で説明していただきたいが、町長よろしいかどうかを伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。冒頭お話しさせていただきましたように、震災復興業務に全国から多くのご支援を頂戴している中で、この問題について議会サイドとしての一定のご心配をいただくのは、それはごもっともな部分はございますけれども、相手の自治体との信頼関係もございまして、本人との関係もございまして、そこは大局的な観点から、ぜひこの場限りでお願いをしたいというふうに思います。

1 番（青田和夫君）はい。わかりました。

次にお伺いします。次に、職員を採用する際の基準について伺います。

職員を採用するに当たっては、齋藤町長に限らず、これまでも縁故採用や選挙功勞による採用が騒がれてきました。通常、新規学卒者の採用が通例と思われませんが、齋藤町長が就任してからの新規採用者を見ますと、既婚者や長年民間企業に勤めた方など、年齢構成を見ても相応の年齢に達した職員が多く採用されているようです。

ここで伺いますが、職員の採用する際、特に面接を重要視する2次試験に関し、何に重視し、どのような判断のもと採用を決定しているのかを伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。まず、基本的なところでご理解をいただかなくちゃならないというふうに思います。以前にたしか私の記憶ですと総務民生常任委員会の中でその調査の中でも総務課長のほうから山元町の職員の年齢階層の偏在性と、大きな問題があるというふうなことをお話をさせていただいているというふうに思いますけれども、組織というの

は、毎年新陳代謝が行われるわけですが、その新陳代謝というのは可能な限り特殊な行政事務が発生しない限りは、2人やめるのであれば2人を採用すると。そしてまた、理想は新規学卒者というのが場合によっては理想かもしれませんが、まだまだ行政組織というのは、終身雇用というふうなことを前提としなくちゃならないようなところが多々あるものですから、それは基本中の基本でございます。しかし、うちの組織の場合は、年齢によって相当数の人数がいたり、ある年次によっては1人もいないというふうな、そういうふうな偏在性がございます。

これまでの採用の過程でその時々皆さんそれぞれ苦労されて、そういう問題に取り組んできたんだらうというふうに思いますけれども、結果として、決して今いい形で私はバトンタッチしておりません。その穴を少しでも埋めなくちゃならないというふうな思いで一定の年齢幅を拡充しながら、補充を、補強をしてきているということでございます。

肝心の部分につきましては、1次試験は県の町村会に共通1次というふうなことでお願いをしまして、2次試験については、まず作文から始まって、集団でのグループ討議、そして面接試験と。特徴的なことは、少なくとも私の就任前は採用していなかったグループ討議を採用して、多面的な受験者の資質を少しでも見きわめよと、そういうふうな思いでやってきておりまして、トータルとしてそれぞれ作文、集団グループ討議、それぞれ個人ごとの面接というふうな中で、1次試験の結果も含めて、トータルで判断をさせてもらっているというのが採用試験の実態でございます。

1番（青田和夫君）はい、議長。今町長から答弁いただいた、私も小さな会社ですけども、会社やっぴまして、その中身に関しては即実績を上げるためには途中もやむなしと、そういうことはよく理解しておりましたので、あえて聞いたわけでありまして。

次に、今年度はプロパー職員の無免許運転やスピード違反、交通事故が多かったようですが、どのようなことが何件あったのかを伺います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。細かい数字持ち合わせございませんので、お許しをいただいて、概要的な部分でお話をさせていただければと存じます。

ご指摘のように、細かい物損事故等、これは残念ながらことしは例年よりも若干多目だったなというふうなことはございます。そして、特筆すべきは、ただいまご指摘のあったような案件、これらは具体的に2件ほどございました。こういった部分につきましても今後違反の割合といいますか、そういった部分の確たるものをもってどうあるべきかということについて慎重に、これははっきり言いますと処分を前提とした形で対応していくというふうなことになると思います。

1番（青田和夫君）はい。わかりました。それでは、これからのことなんですけれども、その職員に対する分限懲戒審査会は実施されると理解してよろしいんですか。

総務課長（島田忠哉君）はい。答えから言いますとそのとおりでございます。私ども分限懲戒の関係を考える中では当然職員の身分上の問題、職務上の問題、そして法令違反という大きな3つの分類上、そこに問題がある場合におきましては、これらの分限懲戒審査会の俎上にのせて判断をさせていただくというふうなことが基本となってございます。以上でございます。

1番（青田和夫君）はい、議長。そこで分限調査会を実施していないということで、これからということなんですけれども、プロパー職員について道路交通法に違反があったことがわ

かった時点で本来なら審査会を実施するのが通例だと思いますが、その辺を伺います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。本来はそのようなことが望ましいんだらうというふうに思いますが、山元町、なかなかその都度、その都度というふうなこともなかなかできない状況にもございますので、ある一定期間の部分でその間に起きた事案等についてまとめてというふうなことが処理の実態となってございます。

1 番（青田和夫君）はい、議長。それでは例えば派遣職員にだけ厳しくして、プロパー職員には甘いということ全国の自治体が知ったら今後派遣を受けられなくなることはありませんか。その辺をお伺いします。

総務課長（島田忠哉君）はい。お答えさせていただきます。本来処分というふうな部分については、冒頭副町長のほうからお話しありましたように、業務上の簡易な注意であったり、具体の懲戒処分となる部分、そして分限処分というふうな部分で大きく3つに大別されるかと思えます。議員お尋ねの処分の考え方は、当然懲戒処分ということをお尋ねと理解をさせていただきますが、この場合におきましては、不利益処分というふうなことになります。したがって、これは後々不服審査委員会に申し立てがあったり、場合によってはもっと別な機関での審議というふうなことも想定されるところでございます。

したがって、私どもこういった審査に当たりましては、客観的な事実に基づき、かつ人事委員から発せられている処分の指針に照らし合わせ、そしてまた、近似の事例等、こういった部分との比較考慮、こういったものをはかりながら、でき得る限り公平公正な観点での審査に努めているところでございますので、また派遣自治体との関係につきましても当然そこには信義則の原則が作用してまいりますので、お互いの信頼関係に不備のないような、そのような思いを持ちながら、事務処理を行わせていただいております。

1 番（青田和夫君）はい、議長。わかりました。何か全てが理解したかということ、なかなか難しいですけども、そこでお伺いします。山元町の懲戒処分の基準によれば、無免許運転は人身事故や物損があれば免職、そうでない場合でも停職であります。30キロ以上の速度超過も同様に免職で、事故がない場合でも停職か減給となる重過失です。その事実を把握しながら、審査会で審議せず処分しないというのは、いかがですか。

総務課長（島田忠哉君）はい。お答えさせていただきます。ただいまの議員の質問の中で重過失の場合即免職というふうにも受けとれるようなご発言がございましたが、自動車運転事故等職員の懲戒等に関する基準内規に照らしたときに、重過失であってもこれは分類がそれぞれございます。人身傷害があったとき、物損のみであったり、物損であっても相手方がある、そしてまた自分だけの損害だけ、そしてまた具体には無損害でスピード違反だけという事例もございます。そうした場合には、その程度によって停職とか減給とか、免職以外の処分の区分もございますので、一概に重過失イコール免職というものではないということをご理解いただきたいというふうに存じます。

1 番（青田和夫君）はい。今課長から答弁がありました。ここに重過失の表を持っております。これに照らし合わせて先ほど質問いたしました。

次に移ります。次に、懲戒処分の対象になりながらもいまだ処分を受けていない職員、今回支給された勤勉手当も普通にもらえるわけで、まじめに勤務している職員と比べて不公平だと思います。これは、審査会を担当している総務課長、会長を務める副町長が

本来だったら厳しく処分すべきだと思いますが、お伺いします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。ただいまのお尋ね、まさに議員ご指摘のとおりでございます。

その審査に係る時期によって違反の発生した事実日と審査会の開催で処分が決定するまでの間で時間差が生じて、その間に期末勤勉手当が支給されるというふうなケースのお尋ねかと思いますが、こういった場合におきましては、遡及して、その一定の割合を減じた中で対応すると。いうならば、戻していただくというふうなことで公平性を保つような取り扱いをさせていただいておるところでございます。

1 番（青田和夫君）はい、議長。そういうことというのはちょっとわからなかったのですが、わかりました。

それでは、次に移ります。次に、今回さらに重大なことが採用されてから間もない職員がスピード違反で免許停止となっていながら、いわゆる無免許運転で逮捕されたということ。山元町の処分基準の停職に当たる行為を町に採用されてから間もない間に複数回犯しているのに、処分されないということでもあります。

冒頭質問したとおり、職員を採用する際、適切な判断基準のもと採用したのか、町長の任命責任が問われると思いますが、町長いかがですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。採用時には先ほどお答えしましたように、面接手段、グループ討議等々で私のみならず、試験管みんなでいろいろな角度からその人となりを確認をし合うというふうなことでございますけれども、なかなか心のうち全てまで把握するのは至難の技でございます。

いずれにしても、難しさはございますけれども、配下の職員が何らかの不祥事、問題を起こしたと。あるいはそれが事の重大さ、あるいは頻度の問題、いろいろなものを勘案しながら、組織のトップとしてある場面では一定の責任もとらなくちゃならないというふうには考えてございます。

1 番（青田和夫君）はい、議長。わかりました。

次に移ります。次は、職員の不法行為を知りながら処分してこなかった審査会を担当する総務課長、また会長を務める副町長の職務怠慢について厳しく審査し、その結果を議会に報告してもらうことを要望します。これは回答要りません。

最後に、派遣職員の配置について伺います。全国各地から多くの派遣職員には改めて感謝と御礼を申し上げます。しかし、その皆様の配置部署についてですが、派遣職員にあっては、最短で3カ月程度、最長でも2年と聞いており、せっかく業務になれたところに帰町するのが残念だと伺ったことがあります。

やはり、継続的な事務事業に携わるのは、町職員が適任と思いますが、この点についてお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。派遣職員の任期の問題、議員ご指摘のとおりでございます。できれば少しでも長期間のご支援を賜ればそれにこしたことはないという、受け入れ先としての考えはございますけれども、派遣される皆さんもそれぞれ地元で家庭を持ったりというふうなことで、地元の一員として採用されて、地元のために貢献したいというふうなことで志を持って来られた。しかし、短期間であればというふうなことでお越しいただいている部分もございますので、できるだけ町としての思いを派遣もとにお伝えし、実際派遣に来ていただいている方の中には本人みずからもう少し残ってもいいですよと、大変ありがたい、そういう意思も確認をさせていただいておるところでございます。

いずれにしても、本来であればプロパー職員だけでやれる災害の規模、復興業務であればそれにこしたことはないわけですが、ご案内のとおり、千年に一度の未曾有の災害を被る中で、そういう対応ができかねるということで、全国の皆さんのご支援なくして前に進めないというふうな状況がございますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの前段のご質問でぜひご理解いただきたいのは、決して問題処理をいたずらに長引かせているということではなくて、十分な内容、実態を把握しながら、あるいはそういうふうな事例にどういうふうなこれまで対応したケースが他の自治体等でもあるのか等々確認しながら、次の展開に向けてというふうな、そういう準備行為も必要でございますので、ぜひその前後関係があるというふうなことで、前段の質問の件はご理解を賜ればありがたいというふうなことでございます。よろしく願いいたします。

1 番（青田和夫君）はい。いずれにしても、町長の命令により実際に仕事をしていくのは職員であります。冒頭職員の町長に対する信用、信頼について質問いたしましたが、今も職員の顔色を見るたび疲弊しているように見受けられる場面が多々あります。

毎回の議会でも感じており、議員の質問に対し職員が回答する際、町長が後ろを向いて職員をどなる姿は非常に見苦しく思うのは私だけではありません。

そのところを改めて認識し、働きがいのある職場、活気ある意見交換ができる組織づくりに努められるよう苦言を呈し、私の質問を終わります。終わります。

議 長（阿部 均君） 1 番青田和夫君の質問を終わります。

議 長（阿部 均君） この際暫時休憩といたします。再開は1時といたします。

午前 1 1 時 5 0 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

議 長（阿部 均君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長より、先ほどの青田議員の一般質問の中で修正する部分があるということでございますので、お願いします。

総務課長（島田忠哉君）はい。先ほど青田議員から組織運営、人事管理全般についての質疑の途中におきまして、逮捕という表現がございましたが、これは逮捕ではなく検挙であったというふうなことでございますので、この辺ご理解をいただきますようお願いを申し上げますとともに、「逮捕」の字句を「検挙」という言葉に置きかえていただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

議 長（阿部 均君） 1 1 番伊藤隆幸君の質問を許します。

伊藤隆幸君、登壇願います。

1 1 番（伊藤隆幸君）はい。第4回山元町定例議会において一般質問を行います。

1 件目、標記についてであります。

本町でも震災復興に向けて多大なる貢献をいただいております愛知県半田市から郷土芸能の維持発展のため、多額のご寄附をいただきました。郷土芸能会員10名とともに表敬訪問した際に、各訪問時点に海拔の明記がありました。推察するところには、昭和

34年に発生した伊勢湾台風を後世に語り継ぐために設置したものと思われます。

本町でも公共施設等に海拔と町道の東西線にあわせて、先の東日本大震災津波到達地点、津波高さを示すことにより、町民の防災意識を高め、特にこれからの社会を担う子供たちが普段から山元町の地理的理解を深めるとともに、甚大な被害と津波に伴う多くの犠牲者が出たことを教訓として後世に語り継ぐ意味でも必要なことと思慮しますので、2点について伺います。

1点目、学校を含めた公共施設に海岸からの距離と海拔の明記についてであります。

2点目は、町道の一角に津波到達地点、津波高さの標記について、以上2件にわたって質問いたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。伊藤隆幸議員のご質問にお答えいたします。

大項第1、津波防災対策としての標記のあり方についての1点目、学校を含めた公共施設に海岸からの距離と海拔の明示についてですが、本町では震度6強の激震と10メートルを超える大津波によって635名もの町民の尊い命が奪われるという大惨事に見舞われましたが、こうした災禍を二度と繰り返さないためにも、津波の教訓を次世代に語り継ぐことは大変重要なことであると認識しております。

公共施設への海岸からの距離と海拔の表示等については、震災の体験や出来事なども想起させるものであり、さまざまな震災時の教訓を学び合う場ともなり得るものであること、また、津波を直接経験していない方々にも地域を越えたメッセージ性を次世代へ継承することができることから、今後設置場所や表示内容等について十分に検討してまいります。

2点目、町道の一角に津波到達地点、津波高さの標記についてですが、震災時の教訓を次世代に継承する効果が期待できますほか、今後浜通り地区で整備を進める津波避難計画や津波から逃げる際の実際の避難行動等にも役立てられることが期待できますことなどから、海拔表示等の標識同様、設置に向けて検討を進めてまいります。

私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）教育長森 憲一君、登壇願います。

教育長（森 憲一君）はい。伊藤隆幸議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、津波防災対策としての標記のあり方についての1点目、学校を含めた公共施設に海岸からの距離と海拔の明示についてですが、公共施設等に海岸からの距離と海拔を表示することにより、児童生徒や地域住民だけでなく、地域事情に不案内な来町者にも注意喚起が行え、有事の際には避難行動を起こすきっかけに結びつき、さらに、東日本大震災の津波の記憶を風化させず、後世に伝えるまさに命を守るしるべになるものと確信するところです。

これまでも本町においても明治29年と昭和8年に東北地方沿岸を襲った津波の被害状況が記された記念碑が建立されておりましたし、碑の表面には「地震があったら津波の用心」と津波を警告しておりましたが、ご提案のありました海拔表示等とともに、これもあわせて再建し、後世に伝えていくことが大切であると考えております。以上でございます。

11番（伊藤隆幸君）はい。1点目、2点目あわせて何点か質問いたします。

学校を含めた公共施設に海岸からの距離と海拔の明示については、児童生徒や地域住

民だけでなく、地域の事情が不案内な人々に避難の際に誘導的なことになると思いますという回答がありましたが、伝承するには子供の力が不可欠だと思います。そこでお尋ねします。

子供たちが大震災以後3年9カ月経過したわけでありますが、当時震災の話をすると子供たちに体の変調が見受けられた。現在はどのような感じですか。お尋ねします。

教育長（森 憲一君）はい。お答えいたします。このいわゆる心のケアといいますが、児童生徒の震災後の状況ですが、初めの1、2年は例えば学校で避難訓練を実施したときに、これから避難訓練をやりますというふうなときに、ある小学校では小さい子供が先生また津波が来るの、あるいは僕たち死んじゃうのと、そういう子供の生の声が報告をされております。

私自身もある学校の運動会に参りましたときに、その閉会式のときにちょうど少し子供たちも立っていて、体に感じる地震がありました。そうしたら、数名の女子児童がしゃがんで泣くというふうな状況もございました。それが2年ぐらいの状況でございますが、それからまた日にちが経過をして、時折心の中まで細かい部分は養護教諭もなかなか把握できないという報告を聞いておりますけれども、そういった表立った部分の表現はほとんど見られない状態になってきたというふうに伺っておりますのでございます。

ただ、しかしながら、阪神淡路大震災のときには、地震の後3年、4年の数字が子供たちのいろいろな表情として出た部分が一番多いというふうにも伺っておりますので、各学校には心のケアについて十分留意するようという話はしてございます。以上です。

11番（伊藤隆幸君）はい。今教育長からお伺いして、そして今子供たちが置かれている心情といえますか、

議長（阿部 均君）11番伊藤隆幸君に申し上げます。通告から外れておりますので、その辺を十分に注意して再質問願います。

11番（伊藤隆幸君）はい。失礼しました。

そこで、授業の中で各学校において海拔と海岸からの距離を調べさせる。これは本町の地理的理解とこのことについて後世に伝えることは、直接参加させるわけですから、標記に残るものと思われま。

そこで、この辺の考え方についてお伺いします。

教育長（森 憲一君）はい。子供たちが直接その地域を知る学習については、さまざまな形で、例えば社会科だけでなく、総合的な学習の時間等でも展開をしているところでございます。あるいは、町内にあるお店がどういうふうな並び方をしているかとか、田畑がどういう作物をつくっているかとか、いろいろな具体的な学習をしておりますけれども、今お話、ご指摘を、ご提案をいただきました、例えば海岸からの距離であるとか、あるいは海拔がどうであるとか、こういった部分については、それにプラスをして、いわゆる防災教育の観点から考えさせたり、あるいは調べさせるということは十分可能でございますし、また子供たちにも重要な部分であるというふうに考えますので、私のほうからもぜひ会議等で提案のあったことを伝えて、反映をしていければなというふうに思っているところでございます。

参考までに、町内の、今はないんですけども、以前までは校庭の隅にその学校の緯度であるとか北緯何度である、38度何分であるとか、あるいは標高を明示した表示があったのも事実でございます。以上です。

1 1 番（伊藤隆幸君）はい。子供たちに今後設置場所の検討や表示の内容について子供たちの今メモリアル的なもので、今震災記念碑、それにも参加させることは教育長の立場で可能だと思いますか。伺います。

議 長（阿部 均君）記念碑って漠然としております。その辺についてもう少し詳細に。

1 1 番（伊藤隆幸君）はい。改めて説明言います。山元町東日本大震災慰霊碑の建立についてであります。

議 長（阿部 均君）少し、それも通告から非常に離れておりますので、

1 1 番（伊藤隆幸君）はい。子供たちにそういう部分で必要なことと理解します。

教育長（森 憲一君）はい。ちょっと慰霊碑のことについては、今庁内等でいろいろ設置場所等含めて検討している段階だというふうに承知しております。

その中で、子供のご提案のようなものが果たして可能であるかどうかという問題が出てくるだろうというふうに思いますが、今直接的に私が議員の中から感じ取ったのは、子供たちの学校なり、そういった公共施設の中で具体的に押し寄せた津波のここまで来たであるとか、あるいはここが海拔何メートルだとか、そういった標記を私の頭の中では想定をして、ぜひこれは大事な部分であるなというふうに思ったところがございますので、ちょっと慰霊碑の部分とはちょっとそこまでは考えておりませんでした。

1 1 番（伊藤隆幸君）はい。本町においても回答であります。昭和29年、昭和8年、東北地方沿岸を襲った津波の記念碑が建立されており、津波の警告と同時に海拔表示とともにこれらもあわせて再建し、後世に伝えていくことが大事だと回答いただきましたが、再建して、2基しか表示なりなんなりはしないわけですか。

議 長（阿部 均君）まだ決まっていないでしょう。

1 1 番（伊藤隆幸君）はい。いや、再建する方向で回答もらっています。

教育長（森 憲一君）はい。私先ほど回答の中で申し上げましたのは、ご承知のとおり、震災前からその明治29年と昭和8年の津波が三陸沖での津波が押し寄せた当時の被害状況を記した。そして、表には今申し上げましたように、「地震があったら津波の用心」というふうなものが磯浜と中浜地区に建てられておりました。それが今回の震災で現在の、現在というか、中浜小学校の北側のほうに実は流されておったのを地域の方に教えていただいて、瓦れき処理されると困ると思いましたので、現在中浜小学校の花壇のところに寝かせて置いているものでございます。

これは、やはりその当時の先人たちの大変貴重な我々に対する教え、教訓だというふうに思いましたので、先ほどご提案のいただきました伊藤議員の標高、海拔あるいは距離とあわせてそういったものもぜひ再建して、後世に伝えたいものだなというふうに思ったもので、先ほどのような回答をさせていただいたところでございます。

1 1 番（伊藤隆幸君）はい。今教育長からお答えいただいたんですけれども、そのような津波の啓蒙的な、そして海拔何メートル、そしてこの津波の高さ、別な場所につくる考えはありますか。町長、質問、答えをお願いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。慰霊碑の設置場所、そしてまた過去の2度にわたる大きな津波被害の記念碑、この取り扱いについては、最終的にどういう場所に一体化したらいいのか、分離したらいいのかも含めて、皆さんの声をしっかりと集約しながら、最終的に方向性を見出してまいりたいというふうに思います。

1 1 番（伊藤隆幸君）はい。減災・復興支援機構専務理事の宮下加奈さんが言っていました。備え

に子供の視点が最も重要であります。保護者の皆様には普段の暮らしで面と向かって震災の記憶を伝えるのが難しい。こういう理由で、子供たちの記憶の継承には海拔の意思表示等を記憶させるため、ぜひ必要だと思われまます。そのことについていかが、質問いたします。

議長（阿部 均君）回答いただいているんじゃないですか。町長の回答はあると思いまけれども。

11番（伊藤隆幸君）はい。わかりました。いろいろ質問いたしましたが、東日本大震災における甚大な被害と津波によって635名の犠牲者が出たことは後世に伝えることにより、このことを風化させてはならないことが重要であります。その辺の決意をお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。伊藤議員からのご指摘もっともでございまして、我々の津波防災対策としての標記のあり方を含めて、さまざまな形で実際にこの教訓をしっかりと受け継ぐように、語り継がれるような、そういう対応をしまいたいというふうに思いますので、どうぞ引き続きよろしくご理解をいただきたいというふうに思います。

11番（伊藤隆幸君）はい。終わります。

議長（阿部 均君）11番伊藤隆幸君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）6番遠藤龍之君の質問を許します。

遠藤龍之君、登壇願います。

6番（遠藤龍之君）はい。第4回山元町議会定例会に当たり、町民の要望や復興に向けての取り組みなどの諸課題と、町政全般にわたり一般質問を行い、町長の所見をお尋ねするものであります。

1件目は、子供医療費助成制度の対象年齢の拡充についてであります。

少子高齢化、人口減少という深刻な問題を抱えている山元町にとって若者の動向、山元町での定住を進める取り組みは重要な課題となっております。その対策の一つとして、子育て世帯の負担軽減を図る子供医療費助成制度、医療費無料化の対象枠の拡充は、今後のまちづくりにとって重要な施策であると考えます。

町は、さきの議会で実施時期、具体的な内容、そしてその取り組みについてとする具体的な質問に対し、新年度からの実施を示されておりますが、まだこの時期になってもその動きが見えません。改めて何歳までの引き上げを考えているのか、具体的にお伺いいたします。

2件目は、国保税の負担軽減についてであります。この件につきましては、先日の同僚議員の質問である程度のその方向性を示しておりますが、私からも改めてもろもろの諸課題といいますか、実態を含めた質問をさせていただきます。

この件につきましては、先日もありましたが、平成25年度の決算で国保会計が4億円余の剰余金、そしてそれに伴い4億円を超える基金高となっておりますが、4月の8パーセントへの増税、物価の上昇、米価の大暴落等、被災者にとどまらず、町民の暮らしは大変な状況を迎えております。基金の最大限の活用で国保加入者の実態に合った負担軽減が求められておりますが、次の点についてお伺いいたします。

1点目は、国保世帯の構成割合、平均所得、所得階層の構成割合など、山元町の現状はどうなっているのかということについてであります。

2点目は、滞納状況についてお伺いいたします。

3点目は、被災宅地の買い上げによる影響はないのかであります。

4点目は、新年度に向けた国保税引き下げの実施をという4点にわたる質問であります。

3件目、子ども・子育て支援新制度実施で保育事業のさらなる充実についてお伺いいたします。

来年4月から保育、幼稚園、学童保育など、子育て支援にかかわる制度を根幹から転換する子ども・子育て支援新制度が予定されており、多くの自治体では国の示す基準をもとに新制度の具体化、それに伴う関係条例の整備など、6月、9月議会で条例が提案、成立しています。山元町においては今定例会で関係条例が提案されておりますが、新制度の実施主体である町の基準の条例化、新制度に向けての実務の具体化に対して全ての子供たちの必要な保育保障が求められています。山元町も子育て支援の充実に取り組んでおりますが、次の点についてお伺いいたします。

1点目は、子ども・子育て支援新制度の実施に向けた対応に問題はないか。

2点目は、保育所統合のこれまでの取り組みと今後についてであります。

以上、3件にわたる質問であります。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大項第1、子供医療費助成制度の対象年齢の拡充についてですが、議員ご指摘の課題については、出生数、出生率の低迷する本町の抱える最重要課題として認識しているところであります。

子育て政策による子育て世代の定住人口を図るためには、まちづくりを含め、トータルで環境整備を図ることが必要であると考えているところであります。

子供の医療費助成拡大については、私の選挙公約にも掲げている施策の一つであり、現在近隣市町の動向や所要額の試算等を踏まえ、拡充内容や実施時期を検討しているところであり、平成27年度当初予算に反映できるよう取り組んでまいります。

なお、現時点では就学前までとしていた通院費の助成について、中学校終了時までの拡大が一つの目安と考えております。

次に大綱第2、国保税の負担軽減をの1点目、国保世帯の構成割合、平均所得、所得階層の構成割合等についてですが、先月11月末現在の国保世帯数の構成割合については、全体で2,488世帯となっており、そのうち1世帯が1,280世帯で、全体の51パーセント。それから、2人世帯が858世帯で35パーセント、3人世帯が217世帯で9パーセント、4人世帯が78世帯で3パーセント、5人以上の世帯が55世帯で2パーセントとなっております。

次に、国保世帯の平均所得については、121万9,000円となっております。また、所得階層の構成割合については、所得なし世帯が890世帯で36パーセント、1万円以上33万円以下の世帯が274世帯で11パーセント、34万円以上113万円以下の世帯が622世帯で25パーセント、114万円以上213万円以下の世帯が413世帯で17パーセント、214万円以上313万円以下の世帯が137世帯で5パーセント、314万円以上413万円以下の世帯が64世帯で3パーセント、最後に、414万円以上の世帯が88世帯で3パーセントとなっております。

次に2点目、滞納状況についてですが、本年10月末現在国民健康保険税の滞納繰越

分が延べ618世帯で約7,500万円、現年度分で納期が到来している分、これについては220世帯で約1,200万円が未納となっております。

次に3点目、被災宅地の買い上げによる影響についてですが、被災宅地を買い取りされた世帯が譲渡したときに発生しますが、応能分の保険税である所得割額については、震災特例法により譲渡所得から2,000万円まで控除できる長期譲渡取得等の特例控除が適用されます。応益分の保険税である平等割額、均等割額、これについては税額算定上の所得に特別控除の適用がありませんが、雑損失の繰越控除が適用されることとなります。いずれにしても、被災宅地の買い取りがあった世帯ごとに譲渡所得額及び雑損失の繰越控除などが違うため、保険税の影響については世帯ごとに異なることとなります。

次に4点目、新年度に向けた国保税の引き下げの実施についてですが、これにつきましては、さきに齋藤慶治議員への回答と同様でございますので、省略させていただきます。

次に、大綱第3、子ども・子育て支援新制度実施で保育事業のさらなる充実をの1点目、子ども・子育て支援新制度の実施に向けた対応についてですが、平成27年度から実施される子ども・子育て支援法については、都市部の待機児童解消とともに、子供の数が減少傾向にある地域の保育機能の確保や認定こども園に係る財政措置の一本化、幼稚園や保育所を利用する家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての子供を対象とする事業を市町村が地域の実情に応じて実施できる制度であると認識しております。

新制度への移行を控え、町内事業者の動向としては、平成27年度から新制度へ移行する幼稚園はなく、現在のところ新たな事業を展開する事業者も見当たりませんが、町の対応といたしましては、広報やホームページにより町民の方々に制度概要を周知するとともに、幼稚園の責任者や保育所入所児童の保護者へ説明を行ってきたところであり、本議会定例会には移行に当たっての事前準備として必要な条例案を提案させていただいているところであります。

次に2点目、保育所統合のこれまでの取り組みと今後についてですが、保育所を含めた子育て拠点施設の整備については、人口減少を見据えたまちづくりの中で従来からの課題を解決するため、サービス水準の向上を図るとともに、次の世代に過度な負担にならないよう、地域の方々のさまざまな思いを受けとめ、検討を重ねてきたところであります。

その結果、町といたしましては、山下地区への子育て拠点整備については、計画どおり事業を推進するとともに、坂元地区の保育機能については、保育所分園や小規模保育事業等の具体化に向けて検討を進めることにいたしました。

子育て拠点施設については、イケアジャパン株式会社様の支援方法が建物寄贈から指定寄附に変更になったことを踏まえ、拠点施設全体として設計業務の発注を進めることとし、現在準備を進めているところであり、今後施設整備に係るワークショップの開催などにより、住民の方々の意見を聴取するとともに、子ども・子育て会議の意見も反映し、よりよい施設整備が図られるように努めてまいります。

坂元地区については、子ども・子育て支援制度により、施策の選択肢の幅も広がりますので、地域住民や子育て中の保護者の方々とさらなる対応を重ね、鋭意検討してまいります。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。1件目についてであります。結論的に言うと、現時点では通院費の助成について中学校終了時までというのが一つの目安であるというお答えですが、現在はそのような内容になっているか、確認したいと思います。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。現在の医療費助成につきましては、外来部分としましては小学校の就学前まで、それから、入院等につきましては中学校まで、その範囲で行っております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。亶理町の動きはどうなっているか、わかっている範囲でお答えいただきたい。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。亶理町のほうとの情報交換なりなんりの部分につきましては、亶理町においては来年度に外来部分、これまでは当町と同じような範囲であったわけですが、外来部分につきまして中学校まで延ばしたいというふうな考え方で聞いております。

6番（遠藤龍之君）はい。亶理町ではもう既に条例化、決まると、そこまでやるというふうにもう決まるといふうに聞いているんですが、その辺の確認をお願いします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。情報としましては、やることに決めたというふうに聞いております。

6番（遠藤龍之君）はい。もう宣伝しているんですね、亶理町では。大いに亶理では中学校まで通院、入院とも無料化にするということをお大いに宣伝しているようであります。

ここで、いまだ検討しているということなんですが、せっかくもうやるとなったらば一日も早く実施して、そして大いにとりわけ若い若者世代に宣伝をするということも大事な仕事と申しますか、取り組みだと思んですが、というのは、そのことがわかればもしかするとどっちにするか、出ていこうか、ここで残ろうか迷っている人たちにとって非常に判断がしやすいということにもなります。つながります。そういう意味では、せっかくやるとなったらばもう本来ならばこの9月議会でもう提起して決めると。そして、大いに宣伝するということが非常に必要な、町にとって必要なことかと思うんですが、その辺町長のお考え伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。議員ご指摘のところもごもっともなところもございまして。私としては、先ほどお答えさせていただきましたように、子育て支援策を子育て世代の定住人口を因るためというふうなことで、まちづくりを含めてトータルで施策を構築していきたいというふうな思いの中で、全体を見た中でまずこの部分については平成27年度、そしてこの施策についてはこういう形というふうな、できるだけそれぞれの子育てのステージと申しますか、場面に応じたできるだけきめ細やかな施策を構築したいというふうな思いで平成27年度当初というふうなことで取り組んでいるところでございまして、それぞれのお考えはあるかというふうに思いますけれども、そういう方針で臨みたいというふうなことでございまして。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。宣伝が……、いろいろ言われている中で、非常に光の当たる施策であるんですから、積極的に取り組んでいかれたほうがいいかと思っております。

ということで、次に、国保税の件についてなんですが、国保世帯の構成割合、平均所得、所得階層構成割合等山元町の現状ということについて、その部分なんですが、1つはここで示されましたとりわけ国保世帯の平均所得が121万9,000円、それから所得階層の構成割合ということについては、所得なし世帯が890万世帯、これは全体

の39パーセントを占めているというようなお話でありましたが、とりわけ国保加入者の平均所得、121万9,000円ですか、これ全国的に見ますと91年260万円あったのが10年度では145万円に減っているという動きになっているようであります。山元町も多分そういった動きで今現在121万9,000円という現状になっているようであります。そして、この121万9,000円というのは、所得階層の中の構成割合の中で121万円、山元町の場合113万円以下というのが構成世帯の7割を超えている。それから、という状況にあるんですが、とりわけその前に、所得なし世帯が890世帯あると。この所得なし世帯というのは、世帯の平均の国保税、どのようになっているかお伺いいたします。

税務納税課住民税班長（伊藤孝浩君）はい、議長。国保世帯におけます、先ほど議員から申し上げられました所得なし世帯というところでございますけれども、こちらにつきましては、まず、国保算定上におきます所得につきましては、まず、農業につきましては、売り上げ等の収入額から経費を引いたのが所得と。あとは給与、年金者につきましては、収入額から給与所得控除、年金所得控除というものがございまして、それを差し引いたのが所得という形になりまして、実際は年間のほうの収入額というのは、給与所得者についても65万円以下の方が収入所得のほうは65万円以下で収入がない方までいるんですけれども、そちらまでの方が所得はゼロと。年金収入者であれば65歳未満の方は年間70万円まで、65歳以上の方は年間120万円までの収入の方は所得はゼロという形になりまして、実際国民健康保険税におきましては、そういった形の所得なしの世帯に係る年間の金額に税額につきましては、7割軽減と低所得者に対しまして課税される分、軽減される部分もございまして、40歳からの1人世帯で大体2万2,000円くらい、2人世帯で年間3万5,000円という形になっておりますので、そういった形で構成されているような形になってございます。

6番（遠藤龍之君）はい。確認しますと、所得なし世帯890世帯の国保税の大体の額というのは1人だと2万2,000円、2人夫婦だと3万5,000円、しかしながら、軽減されても65万円以下の収入の世帯でもこのくらいは国保税として支払わなければならないと。軽減されても。そういう現状にあるということと、それから、加入所得世帯、その前に、所得250万円の4人家族で、これはこういうモデルをつくったときに山元町の場合の国保税はどのくらいになるか伺います。

税務納税課住民税班長（伊藤孝浩君）はい、議長。それでは、今議員おっしゃられました4人世帯の内訳としまして、こちらのほうで一番多いパターンかなと思います夫婦という形で2人、子供2人という形で、しかも夫婦のほうは40歳以上という形でちょっとそれで作らせていただければなと思います。そちらのほうですと、国民健康保険税、それぞれ所得割、均等割、平等割と3つに分かれて課税されまして、それも内訳等も医療給付費とか、そういった形でも分かれているところでございますが、合計額で答えさせていただきますと約43万円、そちらが国民健康保険税の全体額という形になります。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。全国的なというか、平均でも大体そういう、45万円というふうに示されているんですが、ほぼ山元町もそういう一般的な数字となっているようであります。

それから、先ほどの説明でありましたが、加入世帯の所得階層については、243万円以下でも82.7パーセントもある。これは、1年前、2年前のデータなんですけど、

きょう改めて示された数字を見ますと、もうこれは200万円、こっちは今回の説明は213万円以下でも89パーセントという数字になっているようであります。所得、先ほど説明にありましたが、所得200万円の大体給与収入で300万円くらいの方だと思うんですね。あるいは113万円以下で見ると、もう113万円以下の方が72パーセント、113万円というのは百五、六十万円、200万円以下の収入の数字ですが、この方々がもう72パーセントもいる。そして、この方々のじゃその国保税がどのくらいかという、多分これはもう改めて確認しませんが、20万円から30万円くらいの数字になっているかと思えます。首振っているから、うなずいているから間違いはないというようなことで、というのは、収入200万円で30万円の国保税払うということになるんですが、大変厳しい。200万円といいますが、月々にすると15、6万円、17、8万円の中で3万円から4万円くらい払わなくちゃならないという実情にあるんですが、もろもろ今の数字を見て、国保世帯の暮らしの実態について、町長どうお受けとめになるかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。遠藤議員いみじくもおっしゃっていたように、大変厳しい状況に置かれているのかなというふうには私も思うところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。次に、滞納状況の推移についてであります。先ほどの数字的に示されましたが、この辺について、この数年間震災前、それから震災後の動向について、推移についてお伺いいたします。数字じゃなくて、ふえているとか減っているとか、そんな感じでよろしいです。

税務納税課住民税班長（伊藤孝浩君）はい、議長。こちらのほう、滞納繰越分、先ほども申し上げましたとおりでございますけれども、そちらのほうの推移といたしまして、震災前平成22年度からずっと26年度まで、そちらのほうで見ますと減ってきているというふうな形になってございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。減ってきているということなので、この辺については引き続きこういう状態が続けばいいなということですね。

それから、引き下げについてなんです。新年度実施すると、非常に喜ばしい回答なんです。今度新年度実施する中身についていろいろ確認したいと思うんですが、この間のこれまでのいろいろ検討するというようなお話なんです。実はその検討内容について一回失敗しているわけですから、失敗というとなんか反論があるかと思えますが、実際に平成25年度政府からの財政支援が、考えもしなかった財政支援がというような、財政支援は本来ならばもうその前に示されているはずなんです。それをちゃんと認識して予算措置をすればこのような数字は出てこなかったのかなと。これは疑問にとどめさせていただきます。

そういう不安があるということで、もっとしっかりと検討して、そして実態に合った引き下げが求められているんです。余り時間これにとってあれなんです。この財政シミュレーション、これは税率改正前の資料なんです。それを見ますと財政シミュレーションで平成25年度の見込みでは決算剰余が600万円しか示されていない。26年度の見込みでも600万円しか見込んでいない。27年度末でも600万円しか想定していない。そういう数字から前回の税率改正というのが引き出されたわけなんです。しかしながら、その結果実際見ますと相当な開きがある。何回も言われるといいですか、それは予想していなかった財政支援があったというような理由になるのかと思

ますが、この財政支援については既に平成25年度、26年度……、震災に伴う免除、それに対する支援等々、この間もう当然されているんですね。その当時も。にもかかわらず、この辺が平成25年度の当初予算を設定する際にどこまで検討されていたのかなという疑問が残ります。

そういうことで聞くんですが、そして、その結果、その前に、さらに確認したいのは、平成26年度、今の現在の平成26年度の決算剰余をどう見ているか確認したいと。今この時点でです。もうこの時点で12月ですから、ある程度その辺の額はわかるかと思うんですが。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。平成25年度の決算につきましては、9月議会で申し上げたとおりでございますので、その剰余金というふうなものが4億円あったわけでございます。この2分の1を積み立てていくというような（「違う、違う。平成26年度の剰余金の見込み、今現在の、黒字になるか赤字になるか、今現時点で」の声あり）ことしまでは国からの財政支援等がありますので、黒字になってくるなというふうな見込み方をしております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今の課長の答弁では平成26年度の決算も見込みで余りが出てくると。黒字が出て決算剰余が生まれるというお話で、ということが確認されました。

そうしますと、さらにその4億円がどこまでふえるか。この決算剰余の結果によるわけではありますが、しかし、その辺はもう今ここでこの時点でその数字は計算の対象になる。される対象になるというふうなことが今ここで確認されたわけです。

今現在4億2,000万円、平成26年度で12月まででほとんど取り崩し、一旦当初大きな取り崩ししたんですが、結果お返しして、今現在1,700万円が一応取り崩されているんですが、それでも4億円超の基金高、そしてさらに、今のお話では決算剰余がまた見込まれるということになると、それが1億円になるのか5,000万円になるのか、2億円になるのかというのはあるんですが、その辺を含めた税率の改正しなくちゃならないというふうに見るわけですが、その辺について町長の考えはどうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今の質問につきましては、齋藤慶治議員の質問でもお答えした、基本的な私どもの基金の積み上がり、最終的な平成26年度決算も一定程度見込む中でやはりそうすべきだろうというふうな思いでお答えをしてきたところでございまして、議員からも先ほど指摘あったように、やはり必要な制度を見直すのに必要な国等からの支援策がどういう形であるのか、ないのかという情報をしっかりと見直す時点で収集をして、確認をしながら、少しでも精査をして見直し、見込みと実績がその差が、乖離が少ないような、そういう形でこの国保運営をやっていかななくちゃならないなど、そういうふうな思いの中でこの引き下げ見直しに取り組むというふうなことで、ご理解を賜ればありがたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、もう平成26年度の見込みでも財政支援の内容が示されているんです。ですから、今確認して、そして当然そういうのがあるから、だから剰余、黒字額といいますか、そういうのが出てくるということを課長がそういった答弁だと思っただけなんです。もう平成26年度の決算でもうその内容も知っているんです。町長。そのこのところをよく確認してください。

それがあった上で、だから私は内容を聞いているんですが、もう非常に評価しているんですよ。平成27年度に国保税を引き下げると明言されているわけですから、態度を

はっきりさせているわけですから、しかしながら、今のこういった、しかしながらというかあわせて、やるんだったらばどの程度の内容のものでやるのかということは今確認しているんです。ですから、その前に、今山元町の国保世帯の実態を確認しているわけです。

質問の最初にいきます。最大の効果、基金を最大に活用するというふうなことでお話を進めているわけです。町長には、わかりやすく聞きます。例えば1世帯当たり10万円引き下げたとした場合、総額幾らになるかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。まだ具体のご審議のような試算まで、そこまで踏み込んでおりませんので、今回の質問を受けて、改めて全体を把握する中でやはり改正の方向に踏み出したというふうなことでございます。

この段階で言えることは、基金を活用するにしても、それを一度に吐き出すというふうなこと、そしてまた、さらにまた短期間で見直しをするというふうなことでもちょっとうまくないものですから、やはり一定の期間を見据えて、なおかつシビアな形で見直しをして、引き下げの効果が目に見える形になればいいのかなど、そういう基本的な状況にあるということを取りあえずご理解をいただければありがたいというふうに思います。早急に所管の委員会等に具体の案をお示しをしながら、見直しを進めていきたいというふうなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。まさかこういう取り組みこそ共通の理解をお互いして、多分この件については共通の理解がされていると思うんですよ。だから、その場合に共通理解して、少しでも負担を軽減させる、そのための今こういう状況でもあるよということを書いてするわけで、その辺を確認されればそのことでいいんですが、じゃそのことで、先ほどの質問に答えられなかったようなんですが、1世帯10万円引き下げるとどのくらい必要かということ、私の計算に間違いがなければ2億4、488万円なんです。単純に2、488世帯掛けて。しかしながら、軽減世帯もありますから、ほとんど10万円もその軽減世帯の人、先ほど2万円とか3万円という数字が出ましたけれども、そこに10万円使いませんから、そうするともっと所得……、もっと十何万円、もしそういうふうな使い方しても2億4、000万円なんですよ。1世帯平均で10万円という。そして、残るのは、じゃ財源心配しているようですが、4億円、これが今度決算剰余でもしかして平成26年度の決算剰余で5億円なりなったりすれば、そうするとそれでもまだ2億円強残るんですよ。そういう計算して。その計算は、今示して、もうできるんです。数字的に。国の支援策も明確に示されているんですから、平成26年度の。だから、これは恐れずに、そういった数字を信じて、そして、本当に最大限活用して、喜ばれるような結果にしていただければ、先ほどの入院医療費の子供医療費のことと、それからこの件については町長相当株が上がると思うんですが、それはもう早目に表明すれば、今本当に苦しんでいるんです。これは、国保世帯については、若者の支援にもつながるわけですから、この辺についてはしっかりと検討して、そして、期待に応えられるような数字を出していただきたいと思いますが、その件についてはいかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。もう少し時間をおかりする中で、できるだけこの基金を活用した効果のある制度の再構築というふうなことで対応させていただきたいというふうに思います。（「議長、暫時休憩お願いします」の声あり）

議長（阿部 均君）この際暫時休憩といたします。

再開は2時15分といたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。次に、3件目の子ども・子育て支援制度について伺います。

この新制度実施に当たってのこの大きな変化というのがあれば伺います。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。新制度になりますと、これまで幼稚園に入りますですとか、保育所に入りますというふうな場合につきましては、直接窓口に行って、あるいは幼稚園等に行って申し込みをするというふうなことでございましたけれども、来年度からその前に保育の必要性なりなんりの認定というふうなことがございます。幼稚園の場合については1号認定、保育所の場合等につきましては、2号認定、3号認定というふうな年齢の違いによって、それは未定の段階になるんですけれども、そういったことを受けてからになります。そういったところが大きな変更と、実際に起きてくる大きな変更点でしょうか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その保護者にとっては非常に大きな認定という作業が新たに加わるということなんですが、その認定するに当たって出てくる保育の必要量というふうなことがあるようではありますが、その辺はどのように設定されているのか。どのように決められているのか、その基準について伺います。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。新たな制度になります、その前年の年にいろいろ今後の事業等の必要量の算定をしるというふうなことになっておりまして、県のほうにそれらの数値等について事前に行いまして、子供を育てるような世帯とか、そういった方々にアンケートといいますか、事前調査のほうを行いました。

それらの方々の世帯の状況でありますとか、保育を受けたいというふうな意向でありますとか、そういったもののデータを集積しまして、その量というふうな見込みのほうを立てているというふうなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺についての周知という部分なんですが、そもそも必要量というのがどういうものなのかというのが保護者はわからないまま多分に申し込み等々に来るのかと思いますが、その際の説明といったものがどのように取り組まれてきたのか。

そもそもこの保育の必要量の認定という関門を通らなくちゃならない、その認定するに当たっては、その保護者の就労条件、そういったもので町が決めると、認定するということになるかと思うんですが、その辺がどういう背景、根拠を持っての認定のされ方をするのか。その辺は整理されているかと思うんですが、その辺の内容について確認します。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。まず、保護者に対する説明というふうな部分につきましては、実際幼稚園に入っているお子さんの親、それから保育所に通っている保護者というふうなことになってくるわけですが、回答の中で申し上げましたが、幼稚園につきましては制度移行いたしません。保育所につきましては、これらの認定等が必要

になってまいります。保育の必要性というふうな部分でございますけれども、これにつきましては、申込用紙、別に募集を行っているわけですが、申込用紙のほうにその認定についての説明というふうなものはつけ加えさせていただいております。

なお、こういったことにつきましては、広報紙でありますとか、町のホームページのほうにも掲載させていただきまして、周知なんかしているというふうなことでございます。

なお、認定の基準というものにつきましては、既に規則制定等を行っておりますが、これは上位法、児童福祉法なりなんなりに基づいての規定をそのまま引用させていただいて制定しているというふうなことでございますので、ご理解いただければというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。じゃ、私は理解できなくても保護者が理解されなくちゃならないわけですが、こういう形で出したということなんですが、これを一目で見て保護者が果たしてどの程度理解されるかというようなこともあって、このことについては他自治体ではもう既に9月に条例化して、そして既にもう説明会を行ったりとか、あるいは説明する機会をつくって、そして保護者の負担の軽減を図る取り組みを進めているということが聞かれるわけですが、その辺の取り組みについては先ほどの答弁ではホームページとか広報等々で周知するというようなことなんだけれども、このホームページ、広報と、それは保護者、町民の側にも責任問題があるかと思いますが、これを見られない方は見られないで直接行ったときに初めてそこで知って、あんた今度今までどおり申し込みだけでは済まないんだよ、あんたのこと認定しなくちゃならないんだからというようなことで、という場面が起こり得る、生まれる。山元町では既にここで実施しているわけですが、進めているわけですが、その辺の混乱というのは今のところ生じていないのかどうか。もし実施しているということですから。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。申し込みといいますのは、個々それぞれ保護者の方がおいでになりまして、保育所のほうに届け出たり、こちら保健福祉課の窓口においでになったりというふうなことでございまして、その際にはこちらのほうで懇切丁寧にその辺の制度も含めご説明申し上げ、混乱というふうなものは特にございません。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。今断定的にお答えになったわけですが、しかし、何度か足を運ぶとかという事態、事例、事例は私もつかんでいませんから……、わかりました。このことについては、混乱は起こしていないということのようであります。

それで、ただ町としてその必要性、必要量決める際にどのような形で決めるのか。八時間、11時間とかというのものもあるようなんですが、あなた場合は11時間まで認められますよ、あなたの場合はこういう就労形態だから8時間までですよという、そういう上限が定められているのもこの制度の大きな特徴かと思うんですが、その辺の対応についてはどのような対応をされているんですか。就労形態の確認だわな。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。就労形態の確認につきましては、これまで今現在もそうですけれども、その実態というものにつきましては、いろいろ申請書の中に添付書類とか何とかをつけておきまして、その実態を確認してきたところでございます。

したがって、方法的には受け付けている事務の方法的には変わっていないというふうなことでございますので、出していただいた書類でもって今言いました就労時間によりまして、ちょっと言葉は今ちょっと忘れてしまいましたけれども、通常の保育の部

分、それから短期の保育の部分ということではございます。そういうふうな分け方をするというふうな形になっております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。いずれにしても、大きな混乱を起こさず、これまで進んでいるということだということでありませぬ。

それでは、基本的なことについて伺いますが、この新制度を実施するに導入し、実施するに当たって、国の基準が示されて、今回も条例化ということのようになっているわけですが、このそれぞれの制度に対しての国の基準、国が示した基準についてどのように受けとめておられるか、町長お伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。あまたの自治体があるわけですので、一定の国としての基準を定める中で、先ほどお答えしましたように、地域の実情に応じて実施できるような基準をつくって、あとは実態に応じたそれぞれのメニューといいますか、保育事業の規模内容を選択できるようにされたのかなというふうに思いますので、これをできるだけそれぞれの自治体でうまく使い分けしながら、一人でも対象者をカバーしていくようにしていきたいものだなというふうに考えているところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。その前に確認したかったんですが、そもそもこの町の新制度に実施に向けての基本的な姿勢、町の姿勢、町長の姿勢と言ってもいいんですが、この新制度を実施に向けて、その制度を受けて町の条例化、町の実態に即した条例化する際、つくるところまで、つくるための上での町の基本的姿勢というのはどのようなものか、考え方ということでもいいですが、その辺の考え方、受けとめ方、考え方、姿勢、考え方についてお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほど申したように、できるだけきめ細やかな保育サービスができるようになるのかなというふうなことなので、それぞれの地域に合わせてうまくこれを運用することが大事なのかなと。課長からもお答えしましたように、町のほうからもお答えしましたけれども、すぐに新しい制度を利用される実態にはまだないのかなと。今後制度が一定程度周知される中で、あるいは次の具体の展開に利用につながっていくのかなというふうな感じを持っているところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。最初の答弁でよかったんですけども、その後になってくるとまた後退したような内容になってしまいました。

最初の答えでいいんです。新制度、まさにだって子育てするなら山元町ですよ。そういう立場の考え方だったんですよ。そして、そもそも子育て支援策の充実を図る上での条例化ですから、という基本的な考えがあるということが確認できた。

そして、その次国で示している基準というのはどうだったかということに対して先ほど、これもまたいい答えといいますか、求められている住民が求められている答えです。国が示している基準というのは、これはあくまでも最低基準なんです。法というのは。これは国でも明確に自覚している。後は皆さんご随意にというか、各自治体それぞれ、それぞれに合った条例つくってください。そのために参酌する基準というのも設けているわけです。従わなくちゃならない基準と参酌だよ。ということでの取り組みで、そして今回条例が提案されているわけですが、残念ながら、この説明資料の中でも示されているんですが、国の基準どおりの内容となっていると。国の最低基準、国で示した最低基準のとおりの内容になっているというのが今の町の条例化においての取り組みなんです。その辺については実際と町長の考えとこの実際とどうそれを受けとめなくちゃ

ならないか。実際は国の基準なんです。最低の基準。町が出してきた条例案は。今の町長の答えからするならば、これに参酌する基準等ともろもろの基準の上乗せがあつてしかるべき、町長の考え方からすればですよ。今述べられました考え、思いからすれば、姿勢から見るならば、この条例案というのはもっと豊かな内容のものに、この地域に合った豊かな内容のものになってしかるべきかと思うんですが、その辺の乖離についてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。議員ご指摘のとおりだというふうに思いますが、山元町で潜在的な事業、今の制度から新制度に移行しなくちゃならないような実態事情がもっともつとあるというふうなことが相当程度我々としても把握できる状況であれば、最初からというふうな部分もあるかというふうに思いますけれども、まずは、そういう状況にない状況があるものですから、まずはこの基準をベースにスタートする中で、あとはまた実態に即していろいろと工夫改善をしていかななくちゃならないのかなというふうなことで当面、スタートをさせていただきたいということです。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。スタート時が大切なんです。そして、その際さきの提案されたときの質疑の中でも確認しましたが、どのくらい検討されたのかというところにつながっていくんです。相当検討されているならば、せつかくその町長の思いがこの条例案に入っていない。今先ほど言った子育て施策の充実、子育てするなら山元町ということであるならば、そういう姿勢で取り組むならば、この条例案の中身は相当変わっている。相当変わっているというか、この法そのものは先ほどというか、前回のあれでも言われたように、これは大都市部での規制緩和の内容なんです。大都市部で待機児童の対策を図るということで、例えば面積のスペースとか、もろもろの諸条件の緩和、そして民間事業が入りやすくするよう、あるいは事業者が経営しやすく、運営しやすくするための内容のものなんです。

ですから、国では最低の基準ということで示しているわけ。田舎あたりは、そういったもの十分に上乗せできる条件にある。それを思い一つがあれば十分できる内容のものにできるんですよ。この条例案は。

ですから、もし本当に、もし町長もその中に、輪の中に入って検討していれば当然こういう国と同じような基準の内容の条例案というのは多分できてこなかったらうと。

そういうことも不安懸念もあつて、前にも確認したんですが、検討をどの程度の検討をしたのかと。されたのかということを確認したわけですがけれども、十分検討したというようなお答えだったんですが、今見ると何かそのようでもないと思われるんですが、これは検討した課長、どうなんでしょうか。検討した内容について。内容とか体制とかもろもろそういう検討したならば。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。今の審議、常任委員会のほうで月曜日ですか、ご審議いただきましたので、その内容等につきましては、遠藤議員に（「提案する前の検討だよ。この内容に仕上げるまでどのくらい検討されたかということを知っている」の声あり）これにつきましては、やっぱり担当課のほうでの検討というふうなことだったわけでございまして、そのベースになりますのは、やはり国の基準というふうなものでありまして、そしてまた、山元町については新たな事業なものですから、実績等はないというふうな形になってまいります。

それからあと、参酌する、国の基準に従う部分と参酌する部分があるわけですがけれど

も、参酌部分なんかにつきましても例えばの例を申し上げますけれども、例えば防災等の訓練は月1回、これは国等の基準であったとします。これを参酌する基準に当てはめると、1回をゼロ回にはできないわけで、2回というふうな形になってまいります。より、要するに施設の安全性を確保するのであれば2回というふうな決め方になってくるわけですが、そういった場合、参入している事業者というふうなものに関すれば、かえってそれを抑制することにもなってくるなど。そのような部分がありまして、まずはどこの町村も同じなんですけれども、国の基準というふうなものに準拠しながら、この事業、新たな事業のほうを始めていこう、導入していこうというふうな姿勢、そういったものを基本にして考えたところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この条例が実は山元町の保育事業のベースになる、基本になるという内容のものだと思うんですが、そうしたときに、あとは参酌すべき基準というのは、あと実態、その地域の実態に合せてもいいよということだから、ここの山元町の場合、じゃ果たして事業者が本当に来るような、そういう市場の対象になるかというのと、その辺は正直言って私もないと思うんです。だから、それに合わせる必要は私はないと思うんですけれども、それもだから検討する内容の対象の一つにしくちゃならない部分なんですよ。

今ある現行水準から下がらない、後退しないような内容で、しかも町長公約にある子育てするなら山元町、この内容に合った内容に仕上げるとというのがその検討内容だと思うんですが、どうもそういったところまでの検討はなされなかったようだと、これまでの答弁の中でということは確認しました。

一つ確認したいのは、現行基準よりも後退した内容のものになっているのか、なっていないのかということについて確認したいと思います。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。後退したものは無いというふうに認識しております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。自分たちでつくったんですから、後退していないと断言していただければ幸いなんですけど、そうすると安心できる部分もあるんですが、その辺についてもう一回確認します。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。条例提案したことにつきましては、新たな事業等についてですので、その部分につきましては、後退はないということで、今のような答え方をさせていただきました。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。質問を改めさせていただきます。保育の実施主体はどこになっていますか。実施責任だな。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。これは、児童福祉上のことでして、保育の主体は町でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。町ですよ。であるならば、なぜ保育にかかわる、実施にかかわるあの条例を廃止しなくちゃならないのか。その辺の関係についてお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。確かに条例提案の日、本議会の初日のときにちょっとお話、この部分だったかと思えます。法の解釈上というふうなところである程度ちょっとご説明、ご答弁させていただいたところでありまして、済みません。答弁のほうで少し誤解があったのかなというふうなことを思うんですけれども、保育の必要、実施主体とか何かの部分につきましては、たしか24条だったでしょうかね。あちらのほうできっちり明記されておりますので、その部分につきましては、それは変わっておりません。町

のほうが保育のほうの責任を持って行うんだということについては変わりはありません。

ただ、その中で、24条の中で条例で規定しなければならないというふうな部分が今回改訂になって、削除になったというふうな関係です。これにつきましては、国からの説明等によれば、その部分、どういった部分に規定すればいいのかということになれば、規則で定めて差し支えないといえますか、そのような表現にされているというふうなことでございました。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そこにも出てくるんですね。規則でもいい。条例でもいいんですよ。そういうことでは。何も廃止する必要はないんですよ。本当に子育てでするなら山元町の条例であるならば、それはやっぱり残しておくべきなんですよ。町長、そう思いませんか。

町長（齋藤俊夫君）はい。議員のようなお考え、位置づけしっかりというふうな部分もございまして、課長答えたように、国のほうからの見解の中ではそういうふうな規定でもというふうなことがあったので、そういうふうな形にさせてもらいたいというふうなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、この際の先日の場面での他自治体との、とりわけ亘理はどうかということに対して、亘理もやっていますと。廃止していますという答えだったんですが、実は確認したところ、そうではないということも今明確で、その際の亘理は何か3月議会で取り上げるというようなこともあわせ言っていたようですが、亘理もこの間の政府の動き、政府では明確にそういうことは指示もしていませんし、ただ、その条項をなくした、35条の2項だか3項のようにしたということだけで、やっぱりこれは自治体職員からの問い合わせが政府というか、関係のところであって、その際政府では明確にこれはもう全くこれまでと変わらないという答弁を、しかもQ&Aというんですか、私見たことないんですが、そういうのあるそうです。そこにも明確にそれは乗せられているということは、やっぱり保育の実施責任というのは、本当に重いものです。それがあかないかで、そして、規則で対応できる。だから、国で言うのは規則でも対応できるよと。規則で対応した場合どうなるかということ、表現は悪いんですが、わかりやすく言うと、町が勝手に内容を変えられるんです。議会を通さなくても。これは前にも言ったんですが、我々のチェックできない中でもしかするといろいろな条項ありますよね。今のところまだ同じような条例と規則の中身、内容同じですが、だけれども、こっちちょっとおらほでこれ削っぺなんて、その削ったのが議会を通らないでした。我々がたまたま何かで必要でその規則を見たとき、前と違って、何だこれなんて本当にびっくりしてしまうというようなことが起こりかねない。しかも、重要なことなんですよ。重要な内容。

であるならば、やはり条例化でもう町の実施責任をもし自覚しているならば、ちゃんとそういう担保、逆の担保だね。こっちから言えば、議会の。そういうことも残しておかなければならない重要な提起なんですね。この廃止するかしないかというのは、という背景、中身の流れがあるんですが、この件に関して町長どう思われますか。そういうことも含めて、政府が言っていることも含めて。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに法律、条例、規則というふうな一連の流れの中で物によっては議員ご懸念のようなことになりかねない側面もはらんでいるというふうなこともござい

ますけれども、先ほど来から課長等答えていますとおり、この流れからすると、基本的な部分は法律のほうにもしっかりと取られているというふうなことでございますし、この子ども・子育てについては、誰しもしっかりと取り組まなくちゃならない異論のないところでございますので、遠藤議員がご懸念のような部分に必ずしも該当するとは限らないところじゃないのかなというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。町長は、何を根拠にしてそういうことを言っているのかというのは全くわからないんですが、この件につきましては、ただ残念なのは、保育をするなら山元町と公約に掲げている方のお話しする内容なのかどうかという懸念は大きく持ちます。

しかしながら、その背景を見れば、だから、十分な検討がなされないままの提案なんです。これは。この間の経緯を見れば、そのことをまず、そして、この件に関しましては、この間の今回取り上げられて、ある常任委員会でも審査を継続しているという中で、最終的にどう、そこでももろもろの議論が展開できるということですので、その件につきましては、そのことを伝えて、次に移ります。

保育所統合のこれまでの取り組み、今後……。

議長（阿部 均君）遠藤議員、今の件に関して保健福祉課長から何か答弁があるそうでございますので、保健福祉課長。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい。ちょっと説明が不足してあるみたいですので、ちょっと補足的説明させていただきます。

ちょっと法の解釈といいますか、法に規定されている部分として、先ほど24条の話をしたわけでございますけれども、この児童福祉法の24条、この改正の内容についてちょっと確認をさせていただければと思います。

従前の、現在の児童福祉法につきましては、その保育の実施の主体というふうな部分の規定でございますが、今改正前の規定でございます。市町村は、保護者の労働または疾病、その他の政令で定める基準に従い、条例で定める事由によりというふうなことで、条例でそれらの保育の必要性の部分をやったもので、保育をしなければならないというふうなことになってございます。

このたびの改正によりましての内容ですけれども、市町村はこの法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにおいて保育をしなければならないという規定でございます。したがって、今回の法改正によりまして、むしろ法律によってその事由等がうたわれたというふうな観点からはより強化されたものというふうなことに我々は解釈しております。以上でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そうしたら何も廃止することないんじゃないの。この保育の実績を定めている条例を廃止することないんじゃないですか。と思うんですが、その辺も、そのことも含めて今後残された審査の中でこの辺については取り組んでいきたいと思えます。

最後、統合についてなんですが、この取り組み、統合問題についてそもそも統合にすると、できるというふうなことになったのは何に影響したものなのかということを確認したいと思います。これは、坂元地区の保育機能については、保育所分園や小規模保育事業等の具体化に向けて検討を進めることにしたと。現在今進めてきているわけですが、これらは何に、この取り組みは何に影響した取り組みということを受けとめていいわけ

ですか。

議長（阿部 均君）もう一度、その辺。余り慌てないで、じっくりと自分がわかるように。時間はとめていますので。どうぞもう一度。

6番（遠藤龍之君）はい。坂元地区のこれまでの説明では小規模保育とか、あと分園型とかということで我々説明受けているんだけれども、だから、坂元地区の保育機能の中身はそういうことで対応できるんだよという説明受けていたんだけれども、それは何に、どういった制度、どういった法、どういった条例のもとに影響してできるという話だったのか。逆に言うと、今やっている条例化しようとしている内容の中身で実はもう半年以上も前からこういう内容でできるんだというふうなことで取り組んできているというふうな受けとめているんだけれども、もう既にことしの2月の時点だから、もう半年以上たつのかな。それ以前にもこういう今条例で提案されている条例の内容をもってできるんだというふうな受けとめるわけですが、そういうことがその時点からできたのかどうかという疑問があつての質問です。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。坂元地区の保育機能というふうなことで、これまでも常任委員会なりいろいろな場面で説明をしてまいりました。その中の実施例としまして、分園、小規模保育というふうなことを申し上げておりました。

やはり、こういった今回条例提案したようなことなんかにつきましては、事前の情報といえますか、そういったことがございましたので、こういった坂元地区の保育機能を確保する上でこういったものがあるのかなと我々調べた段階でこういったものもあるんだなということを知り得ましたので、それらを用いてこれまでも説明してきたというふうなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この条例が認められなかったときどうなるんですか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。条例が認められませんか、例えば分園は今現行制度でもできますけれども、小規模保育というふうなことになるかと、それはできないというふうなことになってまいります。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。町長、そういうことなんだって。このやり方について、問題あると思いませんか。

町長（齋藤俊夫君）はい。やり方について問題と言われるとちょっとあれなんですけれども、知り得ている情報の中で可能性を含めて選択肢としてご紹介といえますか、こういう可能性もありますよというふうなことでやってきているということで、条例が否決されるというふうなことを前提にということだと、いつまでもその情報を生かすことができなくなりますよね。別に他意はございません。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことがあるから、この条例案の中身、そうすると、国の最低の基準の中での設定しかできないということになるんですよ。坂元保育所については。保育所と言わないべけれども、保育スペースが1. 何平米とか、あと園庭がなくても大丈夫だと、あと自園の調理室を持つ必要がないとか、それはもう先ほど後退はないと言ったけれども、もうそのことだけでもしこの条例に合せてやるということになれば、そういう結果になるんですよ。

ですから、検討が必要だというふうなことをずっと訴え続けてきているわけなんですけど、そしてもし条例あるかないかというのは、当然検討する上はいいけれども、そういう不確かなものを根底に進めてきたとすれば、もし本当にだめになったときにそれだけ

延びる。いつ坂元の保育所をいつつくろうかというふうに思っているかわかりませんが、ただの一日も早くというのが要望なんだろうから、そして、そういった不確実な、不安定なことをベースにした取り組みというのはやっぱり問題あるんじゃないかと思うんですが、その辺についてはどうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。問題があると言われれば問題になるかもしれませんが、我々は仮にこういう子育てに限らず、ほかの場面でもいろいろ子育てなり人口減少の問題とか、いろいろな形で国のほうで新たな動き、それを一つのよりどころとしてできるだけ前倒しできるものはそういう考えを取り入れながら実現に向けて事を運ぶというのは、これは常套手段だと思うんですよね。

ですから、そういう国の方向性、考え方を参考にしつつ、次の展開をどういうふうにしたらいのかということ考えてというふうな意味で、その繰り返しになっている。このご指摘の小規模についてもそういうふうな方向で新制度をにらんだ場合、そういう選択肢もあるなというふうなことで一つの選択肢として取り上げてきたということでご理解をいただきたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今度逆にこれがオーケーとなった場合、坂元の保育機能は本園と同様の内容でなるものなのかどうなのか。今の基準からするならば、園庭に近くのところであればいいですよ。あと、給食は本園から届けてもらっていいですよとなった場合、それに同じ地域の保育、格差が生まれませんか。格差を生んでは絶対だめなんだというのがこの子育てするなら山元町なんです。その辺についてどうお考えになりますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。まずは、基本的なこの制度を活用する方向でお話を進めなくちゃならないと。あとは、話し合いをする中で具体的にどこまでどういうふうにとりような部分は、これからの具体の話し合いの中で決めていかなければならないことになるのかなというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと町長何を言っているのか、私の質問に対しての答弁として伝わってこないんですが、せっかくの、逆に言うと大チャンスなんです。山元町にとっては。町長が求めている、本来ならばあっちも独立した保育園というのが、保育所というのがという考えも当然求められているところなんです。町の事情とか、町長の考え方によってそういう保育機能というようなことで対応しようと、することになったんだと。この保育機能を本当に格差のない条件、状況を付けず取り組んでいかなければならないと思うんですが、これはこの考え方、今の町長の考え方でいきますと、どうもその辺の担保がとれないという、非常に不安な状況の中で坂元地区の人は今後の子育てを考えていかなければならないのかなと思っているところでございます。

議長（阿部 均君）6番遠藤龍之君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。

再開は3時05分いたします。

午後 2時55分 休憩

午後 3時05分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

10番岩佐 隆君の質問を許します。

岩佐 隆君、登壇願います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。平成26年第4回山元町議会定例会において、町政の諸課題の中、復興計画について、役場庁舎建設について、町長選挙公約実現に向けて、大綱3件、12項目にわたり一般質問をします。

平成23年3月11日の東日本大震災から早いものできょうで3年9カ月目を迎えました。復旧から復興へと進む中で、今もなお1,030戸の仮設住宅のうちで621戸、1,378名の被災された皆様は仮設住宅で不自由な生活をしておられます。被災された皆様の思いは、一日でも早く安心して定住できる場所に移り住みたいと思っておられることと思います。

本町では復興計画に基づき、平成23年から30年までの8年間で復興関連事業を進めていくことになっております。しかし、179事業、3,648億円と言われる事業の進捗状況を見ますと、遅れを生じてきている事業も見受けられます。また、財政状況を見ても当初から変わってきている部分も見受けられます。

国から示されています東日本大震災における財政措置、集中復興期間が来年度、27年度と迫っている現状にあります。今議会定例会の町長説明にもありましたが、集中復興期間の延長や震災復興特別交付税、復興枠事業等の地方財政措置の必要財源として確保の要望についても被災地の事業進捗の現状とあわせて強く要望をしていくという説明も受けておるところであります。

しかし、今後の復興計画で計画された事業を全部残された4年間で完了させていくにはいろいろな難しい問題も出てくると思われれます。現状の事業の進捗を正しく把握しながら、財政状況によっては優先順位をつけて修正や見直しもすべきと思われれます。

大綱第1、復興計画についてお伺いします。

- (1) 全体事業の進捗状況と進捗率について
- (2) 事業に向けた財源確保について
- (3) 今後の事業財源確保について
- (4) 事業全体の国・県・町財政支出割合について

以上、復興計画についてお尋ねします。

次に、大綱第2、役場庁舎建設についてお伺いします。

本町の役場庁舎については、東日本大震災により全壊となりました。役場の行政事務については、仮設プレハブ庁舎で行っている現状にあります。復興事業の増により、各自治体からの派遣職員も増加して、仮設プレハブの増設を繰り返してきております。今議会にも債務負担行為の追加として、仮設庁舎借上げ事業経費が計上されております。建設計画では現時点では27年度までの集中復興期間で財源については、震災復興特別交付税を見込んで、原形復旧を超える施設や整備については被災施設復旧関連事業債も充当されると思われれます。しかし、基本実施計画や外構工事で2億円くらいの一般財源の支出も想定されていると思われれます。今までの町長答弁の中で、タイムスケジュールについては、仮設住宅等から全ての被災者が自立していく時期に合わせて進行管理をしていくと答弁しておられます。また、一般財源の支出も懸念されることから、健全財政を堅持しながら、防災機能を備え、身の丈に合った町民のための役場庁舎の建設を目指すとも言われております。

大綱第2、役場庁舎建設についてお伺いします。

(1) タイムスケジュールについて

(2) 面積、庁舎建設の基本的な考え方についてお伺いをします。

次に、大綱第3、町長公約実現についてお伺いします。

齋藤町政におかれましては、就任1年目から東日本大震災に遭遇し、復旧・復興へと誠心誠意頑張っておられ、息がつけられない日々が続いた1期目の町政運営だと思われまます。また、今年4月の選挙で再選され、今後の山元町の復興再生に向けて町民の期待の大きさがうかがえるところであると思われまます。選挙公約に6件にわたり27項目を上げておりましたが、実現するために今後どのような町政運営のかじ取りを行っていくのかお尋ねをしたいと思われまます。

大綱第3、町長公約実現についてお伺いします。

(1) 町の顔となる拠点の形成について

(2) 子育て・福祉の充実について

(3) 交流拠点と憩いの場の整備について

(4) 企業誘致等の推進について

(5) 農業振興・排水対策の推進について

(6) 防災・減災対策の加速について

以上、大綱3件、12項目にわたる1回目の質問とします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐 隆議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、復興計画についての1点目、全体事業の進捗状況と進捗率についてですが、町では震災復興計画を実現していくために、平成23年度に行動計画を策定し、各種事業を進めております。この行動計画では国・県事業も含め、全体で179事業を掲げ、総事業費で約3,648億円としており、このうち町事業としては155事業で事業費約2,385億円としているところであります。

進捗状況についてですが、事業着手数ベースでは、平成25年度末までに166事業、進捗率約93パーセントと、計画していたのに対し145事業に着手し、その進捗率は約81パーセントとなっております。

このうち、町事業については、144事業、進捗率約93パーセントと、計画していたのに対し123事業に対し、その進捗率は約79パーセントとなっております。

また、事業費ベースでは、町事業のみの状況となりますが、平成25年度末までに約1,544億円、進捗率で約65パーセントと、計画していたのに対し実際の執行額は約889億円、進捗率で約37パーセントという状況となっております。

次に4点目、事業全体の国・県・町の財政支出割合についてですが、行動計画における町事業の平成25年度までの支出額は約889億円となっております。

大変失礼いたしました。先ほど1点目から4点目に飛んでしまったようでございますので、次に2点目でございます。事業に向けた財源の状況、それから3点目の今後の事業と財源確保についてですが、東日本大震災において甚大な被害を受けた本町を初め沿岸部の各自治体に対し現状では復興交付金や震災復興特別交付税など、国からの手厚い財政支援が講じられており、鋭意進められております復興再生関連事業のために必要な財源の大部分は確保されていると認識しております。

また、本町といたしましても、震災による人口減少や少子高齢化の影響もあり、自主財源である町税が震災前の水準までは回復が見込めない状況であることや、復興再生関連事業により整備した各種施設等の維持管理経費が増加することなどを踏まえ、復興計画で掲げる各種事業の実施に当たっては、復興交付金や震災復興特別交付税はもとより、既存の国・県補助金等を最大限活用することにより、自主財源の活用を極力抑制することとしております。

しかしながら、今般の宮城病院周辺地区の状況などを初め、平成27年度までとされている集中復興期間内での完了が困難となっている事業もあり、集中復興期間の延長を初め、震災復興交付金や震災復興特別交付税、各省庁における復興枠予算及び地方財政措置の充実など、復興再生が完了するまでに必要な財源が確保されるよう、引き続き国等に対し強く要望してまいります。

次に4点目、事業全体の国・県・町の財源支出割合についてですが、行動計画における町事業の平成25年度までの支出額は、約889億円となっております。この財政支出の内訳は、国費が約867億円、県費が約19億円、町費が約3億円となっておりますので、その財政支出の割合は国費が97.5パーセント、県費が2.2パーセント、町費は0.3パーセントとなります。

次に大綱第2、役場庁舎建設についての1点目、タイムスケジュールについてですが、以前にもご説明させていただいたとおり、役場庁舎の建てかえに当たっては、財源として震災復興特別交付税を予定しており、現時点では平成27年度中の実施設計着手が求められていることから、この期限を目途にスケジュールを調整し、さきの9月議会において基本設計に関する予算をお認めいただいたところであります。

なお、その際にお示ししたスケジュールでは、10月から12月にかけてプロポーザル方式による設計者選定を行い、平成27年1月には基本設計業務に着手、平成27年9月以降を目途に実施設計、施工に係る事務手続を進め、平成27年度中に実施設計に着手する工程としておりましたが、現在のところプロポーザル発注要件の調整に不測の日数を要しており、お示ししたスケジュールからややおくれを生じている状況となっております。

次に2点目、面積、庁舎建設の基本的な考え方についてですが、新庁舎建設面積につきましては、財源として予定している震災復興特別交付税の対象が原形復旧部分に係る所要額となっていることから、基本的には旧庁舎の建築面積が基準になると考えております。

なお、役場本庁舎は、町全体の公共施設の中でも中心となる施設であり、住民の皆様がご利用しやすい機能、設備等の配置に十分配慮する必要がある一方、少子高齢化や人口減少、町の財政状況等、本町が抱える課題を踏まえ、将来の町の過度な負担とならない適正な施設の規模等も考慮する必要がありますことから、住民の皆様のご意見もお聞きしながら、適切な規模、機能等を備えたふるさとの拠点となる新庁舎の建設を進めてまいりたいと考えております。た

次に、大綱第3、町長公約実現についての1点目、町の顔となる拠点形成についてですが、安住できる住環境の整備の取り組みとして掲げております3つの新市街地への移転については、平成27年度中の全ての移転完了を目指し、鋭意取り組んでまいりましたが、宮城病院周辺地区においては宮城病院側による廃棄物の処理に時間を要したこと

から、事業工程を再精査しましたところ、その時期が平成28年度末にずれ込む見込みとなっております。今後は、用地契約の手続を進め、工事を発注していくこととなりますが、当該地を希望された皆様が一日も早く安心して暮らせるように、各種取り組みを鋭意進めてまいり所存であります。

また、定住支援制度の拡充につきましては、新年度の導入に向けて検討を進めているところであります。

次に、魅力ある新駅エリアとショッピングエリアの整備の取り組みとして掲げておりますJR常磐線の復旧やエレベーターつき駅舎の建設については、早期の整備完了に向け、引き続き協力していくとともに、新山下駅と新坂元駅周辺地区におけるスーパーマーケット等の立地につきましてもさきに実施した商業施設用地における公募の結果、町民の利便性向上に役立つ業種の事業者から出店の表明があり、今月16日には優先交渉権者が決定する見込みとなっております。

次に2点目、子育てと福祉の充実についてですが、「子育てするなら山元町」の実現を掲げ、現在は子育て拠点施設の整備や医療費助成の対象年齢拡大について検討しているところであり、子育て拠点施設の整備については、保育所の整備とあわせた基本設計及び実施設計の発注準備に取りかかっており、医療費助成の対象年齢拡大についても既存制度の拡充を踏まえた制度として、新年度の導入に向けて検討を進めているところであります。

また、地域密着型介護老人福祉施設の整備については、具体化に向けた調整を行っているところであります。

次に3点目、交流拠点と憩いの場の整備についてですが、四季折々の産物でにぎわう仮称山元産地触れ合いの場の整備については、交流人口の拡大や地域経済を成長させることを目的として、農水産物直売所や町の総合案内機能などを併設した交流拠点として、交通の結節点で町の中心となる役場周辺に整備する計画であります。

現在は基本計画を策定中であり、平成28年度末の完成を目指しているところであります。

また、大人も子どもも遊びたいとして掲げております家族で楽しむパークゴルフについてですが、パークゴルフ場の整備については、場所の選定を初め、財源などの課題もありますことから、総合的に検討を進めているところであり、新市街地における地区公園等の整備については、まちづくり協議会からの提言などを参考にし、新山下駅周辺地区においては、アサヒビール株式会社様からの寄附金も活用しながら、復興のシンボルとして幅広い世代の交流や憩いの場となるような公園整備を検討しているところであります。

さらに、健康増進の町として掲げた若人は野球、サッカー及びシルバーはソフトボールについてですが、スポーツを振興することにより、健康増進が図られるだけでなく、交流人口の増加も見込めることから、スポーツ活動に対する支援やスポーツ環境の充実に向けて検討を進めているところであります。

次に4点目、企業誘致等の推進についてですが、岩機ダイカスト工業株式会社の新工場建設に続く企業誘致といたしましては、ベルコジャパン株式会社が来年8月の新工場完成に向けて工事を進めているところであり、今後ともなお一層企業誘致活動に取り組んでまいります。

次に5点目、農業振興・排水対策の推進についてですが、夢と競争力のある営農を実現する取り組みとして掲げた東部地区農地整備事業の導入、担い手農家への農具等支援、排水不良箇所を整備及びため池総合点検と計画的な維持補修については、既に事業に取り組んでおり、農地・水保全管理事業の導入についても平成27年度の事業導入に向け進めているところであります。

特に、被災した沿岸部における土地の正常化を図る東部地区農地整備事業に関しましては、先般土地利用計画の策定を終えたところであり、来年3月から工事が着工される予定となっております。

次に6点目、防災・減災対策の加速についてですが、災害に強い公共施設を整備することとして掲げた築山を含む防災緑地公園や避難道路の整備については、平成27年度の完成を目指し、工事の発注に向け取り組んでいるところであります。

また、避難施設や避難タワーの整備については、現在協議を進めているところであり、今後地域の意見交換の場を設けながら取り組んでまいり所存であります。

また、防潮堤の整備については、平成27年度末の整備完了を目指し、現在は坂元川河口部や磯浜漁港周辺の整備が進められているところであり、県道相馬亘理線のかさ上げ工事につきましても年明け早々には事業用地の取得に向けた説明会が開催される予定であると伺っており、引き続き早期の完成に向け、関係機関と連携を密にしていきたいと思います。

これまでの町政運営を振り返りますと、限られた体制や時間の中でスピード感のある復興を目指し、精いっぱい努力を重ねている状況であり、創造的な復興・再生を成し遂げ、引き続き選挙公約の実現に向け、努力してまいりますので、ご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。1点目の復興計画についてから再質問したいと思います。

現段階で町長、この進捗状況を見て、実際にどういう思いをされているのか。基本的には平成25年度末の計画全体で145事業、81パーセントとなっております。計画から見ると12ポイント下がっているということでもありますので、その辺についてご答弁いただきたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。まず、前提条件といたしまして、やはり行動計画に盛り込んだ全体の事業のメニュー、そしてまた事業費、これについては議員ご案内のとおり、国・県からのアドバイスもございまして、まず、考えられること遠慮なく出してほしいというふうな、そういう前提のもとに大分知恵を絞って計画に盛り込んだ経緯がございます。そういうふうな意味では、いわゆる時間の経過とともに具体化の実現性というふうなもの濃淡もございますので、ぜひそのことを前提にお聞き取りいただければというふうに思います。

現段階としては、おかげさまでおおむねいい形で各種事務事業を進めてこられているのかなど。もちろん一つ一つの事業につきましても、宮城病院に代表されるように、濃淡がある中でのおおむねの進捗だというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。町長おっしゃるように、実際にはいろいろ全体盛り込んだ中の179事業ということで、理解はしております。

ただ、この中でやはり実際に国・県事業の進捗についてはいいと思いますけれども、

事業費ベースで考えると、町事業では平成25年度末に1,544億円で、進捗率で計画が65パーセントですけれども、実際の執行率で932億円で39パーセントになっていると思うんですけれども、これについての原因とかについては分析されているのかどうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体の分析の状況につきましては、担当の震災復興企画課長のほうから説明させていただきたいというふうに思います。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。事業費ベースで進捗が上がっていないという部分の分析ですけれども、これ全体を見ての分析という形になりますが、まずは、最初に町長も答弁しましたように、まず事業着手数がまずは一つ上がっていない部分というか、着手できていない部分があることが1点。また、事業費の部分、先ほど町長申しましたように、事業費全体をいろいろな形でいろいろな事業を盛り込んだ中でいろいろな事業を精査してきていて、この母数となる事業費全体が少し縮小というか、少なくなっている部分があるといったこと、これは復興交付金で当初考えていたものがなかなか復興交付金では認められなかった部分とかといったものもあるものも影響していることもありますけれども、そういった部分、あとは事業全体で例えば新市街地のスケジュールですとか、一部にちょっと遅れが出ている部分とか、そういったものが総合的につながって、この進捗率が上がっていないという部分が出ているのかというふうな形で分析しております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。今お話聞くと、いろいろな状況があるということで、ただ、実際にはやはり今従来検討されて、お話を聞く中では一応やらないという事業とか、あるいはおこなっている事業も実際にあるということで、名前はいいですけれども、どういものが実際に遅れてきて、あるいは検討する中でもうやらないという決断をなさっているのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。具体の事業、細かくという部分ではないんですけれども、まずは、新市街地の例でいきますと、宮城病院地区の発注ですとか、そういった部分が新市街地の状況で執行におくれが出ている部分というのがありました。

あとは、復興交付金でやられると当初見込んでいた部分で、復興交付金ではできなくなった事業とか、そういったものを考えの中で例を挙げるとしますと、例えば都市計画のマスタープランの作成とか、そういったものを当初都市計画の関係をかける関係でそういった部分事業として細々上げていた部分がありますけれども、こういった部分はやはり復興になじまないということで、なかなかお認めいただけないという部分があったりして、そういったものが縮小になっているということになります。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。実際に今後段のお話の中で、マスタープランを含めて実際に179事業のうちでできなくなった事業、財源の関係で、それについてはきちんと把握をなさっていると思いますけれども、どのくらいの事業でどのくらいの事業額になっているのかお尋ねしたいと思います。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。復興交付金を例にとらせていただきますと、今震災復興当初の現在の復興行動計画でいきますと、復興交付金で当初財源を見込んでいたものの事業でいきますと、全部で85事業を想定しておりました。この中で、今町長のほうから答弁させていただいた中でありますように、平成25年度で事業執行しているものが31事業ということになりますので、そのぐらいの数で当初の計画と今の執行部分でずれ

というか、そういったものが生じているということになります。以上です。

10番(岩佐 隆君) はい。財源の関係でできなくなるような事業について、事業数とあと事業全体の額、3,600億円の中でどのくらいなのか。その辺についてお伺いしたつもりですけれども、お伺いしたいと思います。

議長(阿部 均君) できなくなった事業数をはっきりとお願いします。

震災復興企画課長(本郷和徳君) はい。現実と言うと、ちょっとその箇所数というか、部分が事業の一部に組み込まれていたりして、一部できなくなった事業ということになりますと、ちょっと詳細には今手元には資料がないというふうな状況になっていまして、今復興交付金事業の事業数でいきますと、今申しました85事業の当初の計画のものが31事業に執行になっていて、復興交付金での要望という部分も終盤というか、集中復興期間の終わりの終盤に来ておりますので、そういった状況だということになります。

10番(岩佐 隆君) はい。全然わからないんですけれども、何でこういうお話をするかというと、やはり先ほど前段で申し上げたように、全体の事業の把握あるいは進捗状況をきちんと見きわめながら、今後の全体の財政だったり、あと事業をどういうふうに進めていくかという部分、4年間の中で方向を見据えながら、これから方向修正をしていくと。そういう部分が大切だろうということで、今分析をしてもらったわけですので、実際に数とかあと方向性、あと進捗状況についてお話してもらったので、総体の額とか、今お話ししたように、だめなような事業の数、それについて教えていただければと思いますので。時間もったいない。

議長(阿部 均君) 交付金事業でできなくなった事業数ということでございますので、その辺。

震災復興企画課長(本郷和徳君) はい。その部分の事業ですけれども、済みませんがちょっと今この手元にある資料ではちょっと把握できませんので、少しお時間いただければと思います。

10番(岩佐 隆君) はい。持ってこられるの。調べられるの。調べられないんだったらいいよ、そのまま進める。なかなか時間かかるの。

精査するのに時間かかるということなので、ただ、やはりこれからはきちんとやっぱり精査をしながら、これからの進捗状況にあわせて、きちんとやっぱりある程度の状況をきちんと事業調整間の中でも把握するし、あるいは町長もそれを同じ形で把握していただきながら、事業進捗に当たるべきだということで、それでいつの時点かでやっぱり事業の精査をしていくという形で必要だと思いますので、全体の事業費の額も上積みもされていますけれども、実際に本当に使える事業費というのも精査すると限られているというのはもう財政課長から答弁いただいていますので、きちんとやっぱりその辺の精査をしていく部分があると思いますので、よろしくこれからきちんとやっていただければと思います。

それで、2番目の質問に移りたいと思います。今お話しのような形で進めると、今度財源の問題で2、3ですので、財源の問題で179事業で3,648億円の事業費で今の財源で復興交付金を当てにした部分を除くとどのくらいになっているのかお尋ねしたいと思います。

震災復興企画課長(本郷和徳君) はい。もともとの行動計画の中で復興交付金事業を想定していた額ということで……、もともとの現在の行動計画のほうで復興交付金で予定していた事業費ということになりますけれども、除いたですか。復興交付金……、復興交付金の事

業……

議長（阿部 均君）時間をとめますので、もう一度お願いします。

10番（岩佐 隆君）はい。先ほど言ったとおりなので、復興交付金の事業の手当来た部分を除き、どのくらいが必要になるかということで、これからの事業で。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。実際のところ、今後必要な事業になる部分については、まだ精査していないという状況でして、こちらについても済みませんが、今手元である資料がないというか、今後必要な事業という部分を庁内各課室で検討していきながら精査していく予定としておりますので、ちょっとここではお示しするものがないということになります。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。きちんと今回財源の関係でお話はしているので、十分調べてきていただいて、そこで答弁をいただけるような形にしていけないと、全然議論が進んでいかないのね。それは、きちんと頭に入れながら、執行部と議会の議論ですので、担当職員きちんと調べてきていただくようお願いしたいなと思います。

それで、現在の、それでは簡単に復興基金の額についてお尋ねします。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。今復興交付金のほうの申請を行って、採択を受けている部分は、第9回申請はしておりませんので、第8回申請までの額、第9回申請はまだ申請しておりませんので、第8回申請までの額ということになりますけれども、こちらについては、事業費ベースでいきますと復興交付金の基幹事業で約420億円のほうを採択いただいているような形になります。これは事業費ベースになります。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。この420億円、これは現時点のお話でしょうから、先ほどの議論の中で平成25年度の末という形からちょっとずれてくるとは思うんですけれども、この420億円の復興の基金、これを利用しながらこれから事業を進めるという形で捉えていいのかなとは思いますが、それで、実際に今までのベースでも最終的に事業が確定をして、最終的にある程度の余分なお金がそれが積み上がっているという部分もあって、財政課長からは本当に残っている金は20億円くらいだよという話なんですけれども、それについてはどうなのかお尋ねしたいと思います。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。前にも答弁したとおりでございますが、財調の残高は現段階で68億円ほど積み上がっておるところでございますが、震災復興特別交付税の借り受け分というのがございまして、それを差し引くと約20億円ぐらいいわゆる真水といえますか、町のほうで自由に使える一般財源になるというふうに認識しております。

10番（岩佐 隆君）はい。その20億円、例えばその20億円をどういう形で使えるお金なのかどうか。それについて、全体の復興事業の中に具体的にどういう形で使われていくのか。あるいは使わない金なのか。あるいは返済すべき金なのか。その辺、お金の色はついていないんですけれども、実際に今の進捗状況の中で判断できる、そういった数字についてお話しいただければなと思います。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。20億円ということで、それをどのように活用していくんだと、いくってお話なのかなというふうな受けとめておるところなんですけど、当然ながら、復旧・復興事業を進めていく中で、いわゆるそういった支援の対象外になるお金、要は町のほうでやらなければいけないお金というのもございますし、あと過去の傾向を見ますと、例年度当初予算においては数億円ずつの取り崩しをして、何とかかんとか当初予算を編成しているというような状況もございまして、そういった形での使い道ということに

なっていくのかなというふうに考えております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、全体でこれから事業執行するのにお金は見える形ですけれども、なかなかそれが実際に本当に事業に使えるお金というのは少ないと。そういう見解でいいかなと思うんですけれども、それで、これからやはり実際には自主財源の関係の推移とか、あるいは復興関連整備される対象となる施設の維持管理の経費とか、いろいろかかってくると思うんですけれども、その辺は実際にどういう分析をされているのか。復興関連の事業に関して。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。その部分に関しましては、正確にやろうとすれば、復興後も見据えて長期の財政シミュレーションという話になってくるんだろうなと思います。ただ、残念ながら、我が町においてはまだそういったものを作成していないというのがありますし、今まさに施設整備、面整備、いろいろなものを進めていく中で、今後どの程度維持管理経費がかかってくるかといったところもつかみ切れないという部分がございますので、とはいいつつも、じゃそのままでわからない、わからないというわけにも当然いきませんので、ちょっと近い、今すぐにとというわけにはいかないですけれども、近々にも長期の財政シミュレーションというところも仮定に仮定を重ねる形にはなるとは思いますけれども、作成していくというような方向で考えていきたいというふうに考えております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。財政課長言われるように、本来なかなか見えにくい部分だとは思いますが、ただ、やはり財政規模も少なくなってきたり、自主財源も少なくなっている現状の中で、実際に全体の復興事業、それにかかわる支出も大きくなっていく。あるいは、維持管理経費も大きくなっていくことを考えれば、やはりきちんと早目に財政シミュレーションを組み立てながら、やはり財政的にきちんと見えるような形で復興を進めていくべきだと思いますので、その辺については町長にご答弁いただきたいと思っております。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今も先ほどお示したように、国の大変手厚い支援の中でやれてこられているという部分はございますけれども、これから箱物を中心として町の持ち出しも一定程度必要になってきますので、そういう部分と建設費と、それから毎年恒常的にかかる経常的にかかる維持管理費と、その辺の関係をしっかり試算をしながら、過不足のない財政運営をしていかなくならないなというふうに考えているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。そこで、4番目の事業全体の国・県の財政の割合、これに移りたいと思っております。

今町長がおっしゃったように、町の負担がなかなか見えないという形ですけれども、今のこの平成25年度末までの時点で町費が0.3パーセント、これは3億円となっておりますけれども、この計画が終わるまで全体でなかなか見えない部分もあると思うんですけれども、ただ町の負担分くらいは試算されているのかなと思うので、最終的に8年間でどのくらい町の負担分が出るのか。これは、国・県と違って町が直接全体でかかる経費なので、それについてお尋ねをしたいと思っております。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。この町費の部分でございますが、今の行動計画での町の試算ということになりますけれども、平成30年までの計画全体で約35億円の町費というふうな形で見えております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。この35億円というのは、直接町が一般財源から持ち出す金ということではないんでしょう。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。先ほど今申しました35億円は、純然たる町の町費という部分ということになります。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。確認をしたいと思います。8年間で35億円が町から支出されるということでもいいんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。行動計画に掲げた全事業、先ほど議員ご心配いただいたその事業、適当な時期にローリングすべきだと。ローリングする前のありったけこの計画にエントリーした、掲載をしたその事業を執行するとすれば35億円ぐらい必要になってきますよということございます。ですから、我々としてもしかるべき時期に行動計画を見直しをして、ローリングをして、実態に即した所要額というものをきちんと把握しながらやっていかなくちゃならないなというふうな思いでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。計画の上でのお話だよということで、町長からお話をいただきました。ただ、計画の上の話でもきちんとやっぱりどういう形でお金を使っていくのかと、あと償還を地債で多分償還するような形と、あと直接一般財源を繰り入れながらやるという形とあると思うんですけれども、償還計画なり、あるいは実際にどういう年度でどういう形でどういう事業にという形で詳細にお話ししろということになると思いますけれども、ただ、実際には償還計画がある程度できておるのかなと思うんですけれども、全体で地債の割合と一般財源の持ち出しの割合くらいはお示ししていただきたいなと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。今のは復旧・復興事業に係るという理解でよろしいでしょうか。

今回の復旧・復興事業の特徴としましては、通常ですと国費負担があり、地方負担があり、その地方負担には交付税措置のある起債を講じますというのが一般的なやり方なんですけれども、今回の部分につきましては、その地方負担の部分についても先ほど来ご紹介している震災復興特別交付税というのを充てて、充当しないと、起債を充当しないでやれるというような状況になっております。

ただ、制度上災害公営住宅の建設費に関しては起債を充当しているということですので、ちょっと今手元に具体的にじゃ全体で何ぼ打つのかという数字は残念ながらちょっと持っていないのでご紹介できないんですが、私として財政として想定している部分というのは、災害公営住宅の起債部分だけというふうに考えております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今財政課長そうおっしゃるんだけど、実際には例えば庁舎で交付税措置されるかどうかかわからないけれども、これからの議論で出てくると思うんだけど、庁舎で例えば庁舎の旧建設部分に関して、例えばほかの部分とか、あと私が頭にあるだけでも例えば保育所の関係の持ち出しの部分かと、そういう復旧関係の部分でも今課長おっしゃった以外にも全体で町の持ち出し、これは交付税で措置されるかどうかは別にしても、持ち出しあると思うんですよ。それをその35億円の中でどのくらいの額になっているのか。それをお聞きしたかったので……。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。済みません。ちょっと質問の趣旨を取り違えておりました。

今ご指摘のありました庁舎建設、それから保育所整備、そういったものについても基本的には交付税措置があるかないかという問題はありますけれども、起債を充当すると

というような考え方でおりまして、例えば庁舎であれば、実際どのくらいで仕上がるかという問題はありますけれども、2億円程度やはり起債を打たなければならないのかなというふうに考えていますし、保育所についても保育所部分について補助がないということで、社会福祉の起債が打てるものですから、そちらも数千万円、ちょっと金額詳細把握していませんけれども、数千万円の起債を打つという流れになるかと思えます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。そういうお話を議論の中でしているのですが、実際にやっぱり町で丸々持ち出す部分がどのくらいあるかというのは、今復興交付金だったりの復興基金だったり積み上げている部分、それ以外考えると、非常に町を財政的に運営する中で非常に大事なお金になってくると思うんですよ。それで、今お話ししているのですが、実際にやはり償還計画もそういった部分の償還計画もきちんと全体の復興計画の中で見ていかないとだめだと思うんですよ。

その辺についてどのくらいの額が想定されて、どういう償還計画を持ってやっていくのかという部分、これは全体のものとは違って、町の本当の持ち出しの部分なので、それはきちんと把握しておかないとだめだと思うので、その辺について答弁をいただきたいと思えます。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。復旧・復興に係る公共施設関係ということでちょっと絞ってお話をさせていただきますと、山下第二小学校を初め、防災拠点施設、保育所、それから子育て支援施設、交流拠点、あとは当方で持っている本庁舎というようなところが今後の大きなものになるかと思えますけれども、こちらの部分で現時点のあくまでも見積もりということになりますけれども、一般財源として単純計算で35億円ぐらい、たまたまなんですけれども、になっていまして、ただ、こちらのほう震災復興特別交付税ですとか、そういったもの、手当てする前の形になりますので、そうしますと純粋な一般財源としましては6、7億円程度になるかなというふうに考えています。

10番（岩佐 隆君）はい。交付税で措置される部分を除くと6、7億円という形でいいんですか。あと、例えばさっきお話出たように、災害公営住宅の負担なんかも間違いなくあって、そういう部分も積み重ねてのお話なので、今現時点できちんと6、7億円と言い切れるのかどうかもちょっとあれなんですけれども、間違いはないですか。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。今紹介したのは、先ほど前置きしたとおり、公共施設の建築ということでございますので、災害公営住宅は含まれておりません。ですので、そういった部分も含めて、今の段階ではちょっと申しわけないんですけれども、ばちっとした数字を私のほうでも持っている状況ではございませんので、そういったところはちょっとお時間をいただいて、今後精査してまいりたいと考えております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。非常に大事な部分なので、やはり復興計画の中で町全体の支出、35億円、その中でやっぱり町が丸々持ち出していく部分、それにあわせて償還計画、これもきちんとやっぱり全体計画の中で実際に財政計画の中でつくっていくかというまうまうかと思うので、その辺については十分考えながらやっていくと。

あとは4年間という推移でもありますし、財政的にどうしても復興交付金を含めた国の財政支援が薄くなってくると。そういう背景もありますので、町の財源、非常に貴重なので、十分償還計画も含めて歳出の部分考えていただくようお願いをしたいなと思えます。町長から最後に。

町 長（齋藤俊夫君）はい。議員ご懸念の部分は全くそのとおりでございますので、できるだけ町

の持ち出しのない形で将来にツケをできるだけ回さない、そういう財政運営をするように心がけていきたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、次に移ります。

庁舎建設についてということで、これについては、町長答弁でもありましたように、説明は何回か受けております。ただ、説明を受けている中で疑問があるから質問するわけで、それについてはご理解いただければなと思います。

タイムスケジュールですが、今までの説明では設計選定を12月まで行うという説明でありましたけれども、プロポーザルの発注要件の調整により遅れているという答弁でございますけれども、具体的に理由についてお伺いしたいと思います。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。具体的におくれているという部分は、そのプロポーザルにおいて何を求めるかといったような、プロポーザルの中身の精査はもとより、役場庁舎に単純に役場を建てるということではなくて、ほかの施設を建てる可能性についても検討されておりまして、そこの敷地の取り合いをある程度決めてあげないと発注ができないというようなこともございまして、そういったもろもろの理由から遅れが生じているということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それについては、全体の復興計画の中で庁舎建設については当初から計画されていて、平成27年度の実施設計と、そういう形のお話があって進んでいる話なので、今になってみて何を求めるか、ほかの施設を組み合わせるとするのは非常に私ども議会にとっては今言われてもしようがない部分なので、本当はもっと早くきちんとやっぱりその部分について話して、実際にプロポーザルでやるという話を明確にしているのか、何で遅れたのか、それについて、今例えば求めるものが何を求めるか、ほかの施設がという形で今出てきたのか、実際に。前から話なかったのかどうか。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。その部分につきましては、前から話がなかったかと言われるばあったのは事実でございます。一つ前にお示したスケジュールというのが私の立場でこういうことを言っているのかわかりませんが、見通しが甘かったというところもあるかと思っておりますので、そこはお詫びしたいと思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。課長のほうから見通しが甘かったということなので、やはり具体的にもう少し担当職員含めてきちんと年度内にできるように、これについては町長答弁でも出たように、やはり復興のお金から復旧のお金から資金が出るという形なので、実際にはその資金が外れればどうしようもないので、その辺はきちんと考えていただくということで、そして、遅れることで実施設計に着手する工程に全体に影響が出てくるのかどうかお伺いしたいと思います。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。前にお示していたスケジュールでは、基本設計とあと民意調達ということで、9月に予算をとりまして、年内中に発注をかけて、9カ月ぐらいの工期、民意調達の期間をとってということ考えておりました。

ですので、若干その基本設計、民意調達の期間を短くせざるを得ないのかなと思っておりますが、現段階においても何とかかんとかやれるスケジュールではないかなというふうに考えております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。課長がやると言ってもなかなかやれない部分もあると思うんですけども、ただ、実際には今お話ししたように、スケジュールで平成28年の3月までの実施設計着手、平成30年の3月までに完成という形できちんとやれるということ

で理解していいんですね。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。そのとおり理解していただいて結構です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。ただ、町長がおっしゃっていた復興の被災者の人たち、その人たちの関係、十分見ながら進行管理をしていくという部分とあわせると、どの時点でどういう形がいいのかという部分については、町長から答弁いただきたいと思えますけれども、今のようなスケジュールでいけば大丈夫だということでもいいのかな。

町長（齋藤俊夫君）はい。これまで説明してきていますとおり、復興特別交付税の活用を前提とした来年度中の実績の着手というふうなタイミング、それから新市街地での入居の完成というふうな前後関係、この辺も見据えながらというふうな中でお示ししている平成29年度いっぱい、そういうふうなスケジュール、今のところでは何とかクリアできるのかなというふうに思っているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。これは万が一の話ですけれども、一応宮城病院が実際に今完成が1年、平成28年度の末という形で、実際には29年度の3月ということなんですけれども、今でいうと庁舎完成と1年タイムラグあるんですけれども、実際にそれが順調にいかなかった場合に庁舎建設と同じになるということでもありますけれども、その辺については町長どうのお考えなのか。

町長（齋藤俊夫君）はい。余り最悪の事態を想定したお話はしたくないのでございますけれども、事情の変更というふうなことも一定程度ご理解をいただかなくちゃならない場合も来るかなと。出てこないようにしなくちゃならないなというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。我々もずっとこの復興の事業につきましては、やっぱり一日でも早く、町長もあるいは執行部も一日も早く被災者の人たちが再建できるようにということで、ずっと願いながら来たんですけれども、ただ、やっぱり事業の進捗の中で不測の事態が町長いつも言っているように、不測の事態があって遅れる場合もあるので、ただ、やはり遅れたときにどうするのかという部分は常にやっぱり頭に入れておくということで、実際には平成30年に、遅れても30年までに被災者の人たちが全部仮設住宅から出ていただいたり、あるいは災害公営住宅に入ってもらって、将来が見えるような形になれば、30年に役場庁舎完成という形でもいいと思えますので、その辺についてはやはり先ほど町長がおっしゃったように、全体の進行管理を見ながら建設に当たるということで考えていただければなと思います。

あと、町長が考える将来の町の過度な負担とならない適正な規模、あと身の丈に合った役場庁舎の、ちょっと概念についてお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。まちづくりの中心になる大事な施設でございますので、どうしても新しい建てかえというふうになると、今までの使い勝手なりも改善含めていろいろな要望が出がちなのが常でございますので、そこ、そういう部分も含めてやはり建物のグレード、機能、こういう部分で大きな建築費にならないようにしていかななくちゃならないのかなと。いうならば、安くて使い勝手のいいものを追求しなくちゃならないのかなというふうなところに尽きるのかなというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、ちょっと2番に移ってしまったんですけれども、これは庁舎建設の2番目に移りたいと思えます。

実際に今町長、役場庁舎の概念について安くて使い勝手のいいもの、そして町民に親しまれるものという、そういった思いでお話をいただいたのかなと思えますけれども、

その安くて使い勝手のいいものという、いろいろ考え方もあるわけですが、その辺で実際に庁舎のこの震災前の庁舎の面積はどのくらいなのか。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。私が聞いているところでは4,305平米だそうでございます。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。そうすると、安くて使い勝手のいいもの、町長が概念で申されているものと今回の基本構想、総面積でいうと庁舎の面積とあと交流拠点の面積、それを合せると2,500平米でいいのかな。あと全体の敷地面積で2万6,400平米ということで、前に渡された資料の中には出ているんですけども、それでちょっと今までの4,300平米の建物と今回計画されている建物、その辺で町長が概念で言った形とうまくすり合わせていかないとうまくないと思いますので、その辺について企画する側、基本設計組む側としてどうお考えになっているのか。ある程度形としては出ているんですけども、この基本設計では。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。先日多分特別委員会でお示しした資料のことをおっしゃっているのかなと思うんですが、そちらのほう、建て床面積で書いてありまして、建て床面積ですと庁舎が1,500平米の交流拠点、1階建てだとすれば1,000平米ということになるんですが、一応まだ基本設計に入っていないということなので、前回のイメージで1,500平米の3階建てというイメージでとりあえずパーツは組んでいるということでございますので、一応基本的には前の庁舎の同等程度というのを想定したということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。ただ、4,500平米で同じ形だという形になると、全体にどういう形で考えていくかということ、ある程度安くて使い勝手のいいものという形で考えると、安くということは全体の費用をやはり落としていくという形の考え方になるのかなと思うんですよね。

そういった部分で、同じ面積で例えば費用をぐっと安くする。今までのこの試算だどこまでの試算だか、30億円という形でいいのかな。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。費用については、たしか20億円ということでお示ししていませんでしたかね。20億円くらいかなと見込んでおりますが……。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。この行動計画の庁舎建設の中では一応30億円と示されて、今回基本計画のこのものでは構想の中では20億円ということでもいいのかな。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。震災復興の行動計画のほうには本当にざっくりで30億円ということを出していますけれども、一応我々のほうとしては、最近の庁舎の平米単価なんかも参考にしながら、改めて試算をしております、総事業費としては20億円という現時点では想定をしているということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。本来であると人口の推移を見ると、震災前だと1万6,700人、また今回震災後今現時点で言うと1万2,800人くらいになっているのかな。人口だけであらわせるものではないにしても、やはり自主財源だったり、あるいは人口の規模よってのこの庁舎の考え方というのも私は出てくるのかなと思うんですよね。

それで、約5,000人減って同じ規模で、それでやるということ自体、基本的に、先ほど町長は安くて使い勝手のいいものというお話の中で、今回幾ら復興交付金の対象の事業であっても、やはりきちんと国からもらえるお金でも実際には維持管理をしていくというのは、これ町民がこれから維持管理をしていくんですよ。貴重な財源の中で、

そう考えると、本当に4,500平米の役場でいいのかどうか。その辺をやっぱりきちんと検討すべきだということで、今回お出ししたんですよ。その辺についてはどう考えているの。

町長（齋藤俊夫君）はい。庁舎の建設の規模というのは、担当課長申しあげましたように、まだ基本構想からこれから基本設計に移るという段階でございますので、当然のごとく人口の規模なり、あるいは町民の方々との交流のスペースなり、防災機能等々いろいろなものを勘案しながら、これからそういう考えを集約していく中で、最終的にどうあるべきかというふうなことで持っていきたいなというふうに思っておりますので、議員ご懸念の部分は全く同感でございます、そういうふうな方向でしっかりと詰めさせていただきたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。もう一回念を押しますと、やはり人口規模が減っているという状況、それで自主財源も減る状況、それはもう紛れもない事実なので、それにあわせて例えば20年あるいは30年考えて役場をつくるにしても、やはり役場の、町長がおっしゃっているように、身の丈に合ったものをつくっていくと。そして、ある程度の額というか予算額で精査をしながらやはりつくっていくべきだと思いますので、十分基本計画の中で一応構想は出てきているので、これで我々がどこまで本当に議論できるのかということで心配だったので、今回出させてもらったんですよ。

それで、こちらで話していると時間がなくなるので、庁舎の基本構想の中で設計選定方法をプロポーザルとしたということと、あと事業発注方式をデザインビルド方式と判断した理由についてお伺いします。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。基本設計の部分、プロポーザルで発注したという部分なんですが、今いろいろご議論させていただいている中にも答えがあるのかなというふうに思うんですが、具体的な単純に設計をお願いして設計が上がってくるということではなくて、いわゆる民間事業者が持っている幅広い知見、それから今まで全国各地で全国規模の企業であればということですのでけれども、全国各地で庁舎の建設等経験されている方に広くアイデアを募ることで、よりよい庁舎ができるのではないかと。その中で、民意調達もあわせてできればいいのかなということで、基本設計についてはプロポーザル方式を選んだということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。プロポーザル方式については、私もそんな形式があるくらいではないんですけども、実際には何点か町として項目をお出しして、その項目をお出しした中で提案をしてもらうと。その提案の中で選定するという形だと思ってしまうんですけども、具体的にその提案の内容をきちんとやはり先ほど言ったように、面積とかあとどういう形のものをつくっていくとか、なかなか今までの議論の中でそれが出ないということなので、早くそれを絞りながら、やはり身の丈に合った部分あるいは町長がおっしゃったように、価格的にも安くできるような形、それとあと町民の利便性を兼ね備えたような形を具体的に提案をしてもらうという形であれば、プロポーザルについてはいいと思ってしまうんですけども、なかなかプロポーザルに関しては、いい点と悪い点があって、ある程度絞られた中での価格の面での安くできないという部分もあると思ってしまうんですけども、その辺についてはどうなの。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。確かにプロポーザル、競争入札と違いますので、価格というのが大きな物差しにはならないというところはございます。ただ、価格の部分というところ

ろでは若干優位性という部分は欠けるのかもしれませんが、今回庁舎建設に当たっては、その設計の価格もさることながら、やはり内容、今後の維持管理ですとか、あとはいい意味で言えばせっかくなのであるから、町民に開かれた庁舎であるとか、そういったさまざまなアイデアを出していただきたいということでプロポーザルを選んだということですので、ご理解いただければと思います。

10番（岩佐 隆君）はい。選んだのは、それはいいんですけども、ただ、やっぱり項目、きちんとやっぱりこちらで思いをきちんと、あと町長の思いもあわせてプロポーザルに生かすと、そういうことで、実際には評価の点数もやはり価格の面も含めた形の総合評価、それを入れながらやっていくと。そういうことが今までの議論の中で言われている部分だと思いますので、担当課長としてじっくりその部分も考えながらやっていただきたいなと思います。

それで、やはり庁舎建設については平成27年度の実施計画の着手、これが最低の条件であるし、あるいは町の負担分の2億円、これについても危惧される部分はあるので、町の負担部分、外構工事とか、復興交付金事業の対象とならない部分をいかに縮めていくとか、あるいは全体の計画の中で復興交付金事業に入れられるような、そういった形も考えていただければなと思いますので、十分考慮しながらやっていただきたいと思います。

引き続いて、町長の公約実現についてご質問したいと思います。

今年の、今の答弁でちょっとできることがあれば、いいです。町長公約実現についてに移りたいと思います。

今年6月に町長公約に掲げた関連事業の予算額の総額は幾らですか。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。ちょっと今質問の意図ちょっとあれだったので、確認させていただきますけれども、今回の選挙公約に係る予算の総額はという理解でよろしかったでしょうか。（「そこまで出ているの」の声あり）いや、そういうことを聞かれたのかなと思って今ちょっと……

10番（岩佐 隆君）はい。多分それはなかなか出ないと思うので、その前の段階で6月に一応概算でやった、4月に概算でやって、6月に一応町長が就任して、その公約を実現するために予算づけを1から6までやったでしょう。それでどのくらいの予算額、大ざっぱでもいいですから、詳しく聞かなくても。4月補正で、いいよ、ちょっと時間やるからちょっと調べて。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。今把握していませんので、ちょっとお時間いただければと思うんですが。

議長（阿部 均君）暫時休憩といたします。

再開は4時35分といたします。

午後 4時25分 休憩

午後 4時35分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。6月補正で町長選後の骨格予算編成したわけですけども、そこでの金額が2億4,000万円

ほどとなっております。

10番（岩佐 隆君）はい。この4年間の公約実現のために総額でどのくらいの事業費を要するのか。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。大変申しわけございませんが、今の段階でまだ試算しておりませんので、ちょっと具体的な数字はお答えできかねます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。町長が当選した中で、全体で4年間でマニフェストつくって、実際に政策を実現するために町民からの審判を仰いで当選しているわけなので、どのくらいの事業費かかるか、やれるかやれないかは別にしても、やはり試算していくべき部分があると思いますので、その辺については精査するようにしていただきたいと思います。

ただ、年度を考えると、自主財源で町長が考える政策にどのくらい、ことしで2億円なんですけれども、どのくらいずつ、今の時点で見通しですけれども、どのくらいずつかけられるのか、その辺はお伺いしたいと思います。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。ちょっと一概に言えないところはございまして、やはりある程度我々のほうが悪いわけですけれども、ある程度数字当たった上での答えとさせていただきますので、現段階ではちょっと答弁はできかねると思います。

10番（岩佐 隆君）はい。それでは、この町長の6項目の公約が財政の裏づけがなかったら進めないんですけれども、それで今の時点で何も見えていないと。1年たつ、来年度あと3年しかないということなので、それはやはり町民に対して町長が当選してやはりマニフェスト掲げているわけですから、きちんと予算がどのくらい総体でかかるのか、あるいはどういう形で事業を配分しながらやっていくのか、その辺についてはやはり町長と相談しながら、きちんとこれから計画を練るべきだと思いますので、十分その辺についてはやるべきだと思いますので、町長からその辺についてのお考えを伺いたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。私に限らず、全国の首長、為政者、4年間の任期の中で毎年度の予算の平準化も考えながら、財政運営もしていかなくちゃならないということでございますので、議員ご指摘のような形で、理想の形というのは、それはできるだけ追求はしたいというふうに思いますけれども、明確な形でというのはなかなか難しいものがございます。

毎年度の予算編成の中で一つ一つしっかりと確実に実現できるように頑張っていきたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。今町長おっしゃったように、実現どおり頑張ると言っても裏づけがないと、財形の裏づけがないとできないと思うんですよ。その辺については、町長がきちんと指示をして、ある程度手当てをしてもらう形で全体の予算の中で事業に向けるという形でないとできないと思いますので、それについては私が言うまでもなく、町長自身がおわかりだと思うので、来年度以降の事業費の中で自分の政策、きちんと打ち出せるような予算の配分を考えながらやっていただきたいと思います。

それでは、この1点目の町の顔となる拠点の形成、これについて細かく全部ちょっと時間的にやれないので、例えば大きなくくりで3市街地の移転ということで、これ平成27年度までの完成という形です。これについては、いろいろな経緯説明を受けたんですけれども、これから本当に1年延びないよう……、28年度ということで1年延びているので、延びないように整備をするためにはどういう方で考えればいいのか、具体的

に教えていただきたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。これまでもご説明していますとおり、発注段階、発注前の段階でございますので、我々としてはその標準工程的なイメージで工程を見直しをせざるを得ないという部分がございますので、具体的に受注者が決まった中でその辺の工程をもう少し精査をしてもらって、造成なり公営住宅の整備に要する期間あるいは限られたあそこの敷地内での効率のいい作業あるいは建築というふうなものを精査してもらう中で、少しでも工程期間の短縮につながるような、そういう見直しをしながら、今目指している工程をできるだけ短縮できるように努力していかなくちゃならないと、していきたいというふうに思っております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。現時点で早く進めるためには、やはり文化財の関係の発掘、また医療廃棄物と建設廃棄物を掘った部分の地盤、その改良、そういう部分も具体的には想定されると思うんですけども、その辺についてきちんと考えていかないと幾ら工事を進める中でも遅れる原因になるということなので、その辺についてどうお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。個別具体の工事の関係でございますので、専門家のほうから復興整備課長のほうから説明をさせていただきたいというふうに思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。発注前ではございますが、現段階では土の改良を考えたり、あるいは残土の対応によっては東部への搬入等によって再利用というようなケースもあろうかというふうに考えております。以上です。（「文化財」の声あり）

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい。じゃお答えします。文化財の関係ですけれども、既に今年の8月から遺跡の発掘を行っております。先行して行っているというふうな状況です。

発掘の調査が終わったところから工事ができるというふうな状況にございますので、できるだけ発掘を人員をふやして増員して発掘調査について鋭意短縮していくように今努力しているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。いつまで終わるんですか。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えします。発掘遺物の遺跡の広がり、また発掘のものの方によってこの発掘の期間が調査の期間が決まるというふうなことで、いつまで終わるのかというふうなことについては、正確にお答えできない部分があるんですけども、標準的に面積から経験則から申し上げて、9月の議会においてお答えしました、今3地区を想定いたしておりますけれども、1年程度というふうな形でお答えしました。しかしながら、実際埋蔵文化財の発掘を行っている中で、かなり難しい発掘遺物が出てきておりますので、若干の期間の延長はあるかと思っております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。やっぱり具体的に宮城病院、平成28年度に1年延びているということなので、その辺の手法的な部分とか、あるいは人員増強含めて、早く終わらせていくようにするということと、あともう一つ契約について今般の議会でもいろいろ報告あって、機構のほうに今確認をしている段階だという話もありますけれども、やっぱり具体的には医療廃棄物、産業廃棄物等の今後の対応も考えながら、十分協議を進めて、その協議書の中にきちんとどうたい込むような形の考え方を持っていて、そしてやっぱり早くその辺の全体の方向を確認しながら、やはり平成28年度の末までにやれるように体制を組んでいくという形でないで、やっぱり町長が公約で言っている27年度完了というのが全て完了というのがもう1年遅れているので、その辺についてやっぱり具体的に指

示して、具体的に方向をつくっていくという形を考えていただきたいと思いますので、その辺は町長から答弁いただきたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。我々もこれまでの苦労を経験を生かしながら、議員ご懸念の部分はしっかりと対応していきたいし、そういう中で工程管理、短縮につなげていきたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。定住支援制度の拡充について、これについては、同僚議員が定住支援策について議論をした部分がありますので、この議論した中で、やはり新たな定住支援策、これをつくっていくというお話でございました。

それで、やはり町内に住む人、町外から人を呼ぶ方法、アパートの補助についてはやめていくということで、理解はするわけですけれども、この考え方について町外、町内から人を呼ぶためにこれからどういう定住策を考えていくのか、大ざっぱで結構ですので、教えていただければなと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的には若い世代を呼び込めるような形にしたいというのが基本的にありますし、そして、加えてできるだけコンパクトなまちづくりに資するような支援も考えていきたいと、限られたこの土地あるいは農地というものを大切にしながら、もう既に宅地化された部分について積極的に利用してもらえるような、そういう支援もしていかなくちゃならないだろうというふうに考えているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、子育て支援の整備について移りたいと思います。

これについても同僚議員がいろいろな議論をなさっておったので、内容的にはわかります。それで、現状で子育てしやすい町、これについて今までの議論も含めてですけれども、町長はどういう形で考えた町にしていきたいのか。総体で結構ですのでお伺いしたいと思います。いや、子育てと福祉の充実に移っておりますので、「子育てするなら山元町」の実現の一つとして、総体的に町長は子育てしやすい町、これはどういう思いで、そして今の山元町は子育てしやすい町かどうか、それについてお伺いしたいなと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。子育ての関係につきましては、これまでも継続した行政の取り組みの中で一定の支援策、一定のレベルにあるというふうには思いますけれども、どうしても山元町の置かれた人口構成、持続的なまちづくりというふうなことを考えると、もう少し若い人たちの割合というものをふやしていかないとまずいだろうというふうな基本的な問題意識がございました。

そういうふうな意味では、もう少し若い世代にしっかりと子育てをしていただける、もちろんその場合には子育ての場合には結婚してもらわなくちゃならないというふうな部分もございますし、そういうふうなことをにらんだ支援のあり方というものをトータルの考える中でどこの場面にどういう支援をすれば効果的な支援につながるのか。そしてまた、山元町の魅力アップにつながるのか。そういう視点、観点を大事にしながら、施策の再構築をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今町長のお話しした、そういった部分を具現化するために、前同僚議員が質問した中で出てきた子育て支援定住プロジェクトチーム、これを協議しながら、最終的に子育て支援のあり方について、それで答えを出していただくということでお話をいただいたんですけれども、これはいつまで一応このプロジェクトチームの中で協議をして、結論を出すという形なのかどうかお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。これまでもお答えしていますとおり、新年度の当初予算の編成に向けて一定の検討結果をできるだけ具現化できるような形にしていきたいというふうに思いますし、考え方そのものは年度内には一通りというふうな考えでありますけれども、それをあとはいつ、どういう形で導入していくのかという部分、これは全体の予算との絡みもございますので、そういう形で進めていくことにしております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。来年度の予算に反映させるという形でありますけれども、先ほどお話ししたように、予算がつかなければ事業の具現化はできないと。幾らいい公約あるいは中身であっても実際にできない形になるおそれもあるので、その辺は財政ときちんとお話をさせていただきながら、せっかくプロジェクトチームつくったので、そのつくったものをいかに具現化させていくか。それを予算の中で実現させるようお願いをしたいと思います。

それでは、3点の交流拠点の関係で、山元町の産地触れ合いの場の整備、これについて、直売所の建設、これについて平成28年度中という話ですけれども、それについてちょっと考え方についてお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。今議員おっしゃられたような方法で平成28年度までに何とかこの実現をしていきたいというふうなことで進めているというふうなことで、そういうことでご理解をいただければありがたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。せっかくおつくりになるんですから、やはり今までいろいろ団体からとか我々がお話ししてきた年間を通じた周遊コースづくり、町長も戸花山桜とか、一部の施設をお話ししていましたが、だったら年間を通じてという形でないとなかなか拠点の役割あるいは交流施設の役割というのが果たせないと思うので、ぜひそういった周遊コースづくりというのも具体的に考えながら、この拠点整備とあわせてやる必要があると思うんですけれども、その辺の考え方についてはどうお考えになるのか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今の質問につきましては、さきに佐藤智之議員のご質問の中でも私の考えをご披露させていただいているところがございますので、岩佐議員おっしゃるとおりでございます、できるだけ拠点を結ぶ周遊的な交流あるいは観光というふうな形にぜひしていかなくちゃならないなど。そういう中で、少しでも町にとどまっただける時間を少しでも確保する、そしてまた、町のいいものを食べていただく。お買い上げいただくというふうな形にぜひしていきたいというふうに考えています。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。佐藤智之議員の答弁の中で出てきたのは、やはり季節的に限られた季節の中での周遊ということだったので、年間を通じていろいろ要所要所つないだ形でという提案もしたいと思いますので、その辺については十分考えていただくようお願いしたいと思います。

あと、企業誘致の推進の関係で、優遇制度の部分でほかの町との違い、教えていただければと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。個別具体の関係につきましては、担当の産業振興課長のほうからお答えをさせていただきます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。優遇制度につきましては、町のほうで擁している制度としては立地に係る助成金だったり雇用の助成金だったり、あるいは用地取得の奨励金だったりという制度があります。町としては、ほぼ同種の資金的なものとか、あるいは用地のお世話、便宜供用とかということについては、ほぼ変わりませんが、実質的

にちょっと掘り下げていくと、交付額が山元町の場合にはほかの自治体に比べて交付額が少ないとか、そういった量、質を見ていくと、質的なところの違いというのはあるのかなというふうに思います。以上です。

議長（阿部 均君）本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。同僚議員でもいろいろな議論の中で出てきたんですけども、もう一回確認です。どのような企業の誘致を目指すのか。

町長（齋藤俊夫君）はい。議員おっしゃるとおり、同僚議員の質問にもお答えしているとおりでございます。自動車関連なり、あるいはこの地元の豊かな農水産物を活用した部分での企業誘致というふうなことでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。実際に東部の面積80.4ヘクタールのほかにインターの面積含めてどのくらいの企業の誘致面積を想定されているのか。

町長（齋藤俊夫君）はい。残念ながら、まだそういう段階までは至っておりません。これについては、たしかきのうの岩佐哲也議員からのご質問の中でも議論を深めさせていただきまされたように、計画的な用地をいかに確保できるかどうかということがタイムリーな企業誘致に大きく影響してくるというふうなことでございますので、山元町としてはこれからの大きな課題だというふうなことでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。優遇制度の拡充と、あといち早く用地選定をすべきだと思います。その件についてご答弁いただきたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。ですから、岩佐哲也議員との議論の中でもお答えしたような形で、やはり今回の高速交通体系に組み込まれたというふうなこの地の利を生かせるような、そういうふうな方向性でのまずはひとつ適地の整備なり確保というふうなことが大事になってくるというふうなことでございます。（「優遇制度の拡充とか、あと面積を急ぐべきだという話だから、それについての答弁」の声あり）

いわゆる土地についてはそういうことでございますし、優遇制度については、定住促進策とも関連する考え方でございますけれども、やはりこれは地域間競争でございますので、その辺を意識した優遇策というものを一定程度講じていかないとなかなか難しいなというふうな思いで、少しでも拡充できるように検討してまいりたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、5番目の農業関係のほうに移りたいと思います。公約の町長が考える夢と競争力のある営農の実現とはどういう農業を考えているのか。これは、夢と競争力のある営農を実現させるということで、町長の公約でございますので。

町長（齋藤俊夫君）はい。これも岩佐議員に以前お答えさせていただいている内容でございますので、ぜひそのときのこととも思い出していただければありがたいというふうに思います。

限られた時間内での議論でございますので、ぜひ効率のいい議論の展開をお願いをしたいというふうに思います。（「答弁拒否なの」「前お答えしています」「前お答えしているといても、きちんと今質問しているんだから、答弁していただくような形でないと時間もないので、町長時間幾ら使ってもいいんだから、私は時間ないだけで、効率……」

「議長、勝手にしゃべらせてだめだべや」の声あり

議長（阿部 均君）前に答弁しているといっても、抽象的で非常に質問者がわかりにくいと思います。今の質問について、町長の夢のある農業について答弁願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。議長、前に答弁したというのは、前の以前の議会で一定の答弁をして

いるというふうなことで、今お答えしたのは確かに議長おっしゃるとおりでございますけれども、私言ったのは、そういう趣旨で前に同じような趣旨でご質問もして、しっかりとお答えさせていただいたというふうなこともご理解いただきながら、お願いをしたものだというふうなことでございます。

できるだけ効率のいい大規模区画整備をすることによって、一定の大型の機械なども導入していただいて、少しでも生産性の上がる産業効率のいい、そういう農業が営農が展開できればなど、そういうふうな思いでこれまでもこの問題についてはるお話をしてきたというふうなことでございますので、そういう視点でご理解を賜ればありがたいなというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。前に質問したからどうのこうのという話でありますけれども、確認をしながらきちんと議論をするという形で考えてやっているの、前答弁したから答弁できないという話では議論にならないと。それは、議会と執行部の関係で、これは当たり前の話なので、私も含めてほかの議員の人たちでも前の質問しても同じような形で答弁をいただきながら、その以降議論にしていくという形は議会の中での議論のあり方で当たり前のことなので、その辺は認識を改めていただきたいと。

あと、次に移りたいと思います。東部地区のこの事業、平成27年度から32年までの事業完了とされていますけれども、町で事業完了されても実際にこれ東部地区に営農する人たちが国の事業あるいは復興の事業受けられないということもあるので、その辺についてはどうお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。できるだけこの地域で営農を希望される方に町としても早くといえますか、スケジュールに沿ってこの事業を進め、利用していただくようにしなくちゃならないと。

一方ではいろいろな制度を活用していただく中で、それぞれの思っておられる方の希望を計画を実現の支援をしていきたいというふうに考えております。

議長（阿部 均君）10番岩佐 隆君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）9番岩佐 豊君の質問を許します。

岩佐 豊君、登壇願います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。それでは、平成26年第4回山元町議会定例会において2件の質問をいたします。

まず初めに、昨日からの一般質問長時間にわたりまして町長初め執行部の皆さん本当にご苦労さまです。私が2日目最終日の最後の11番でございますので、ひとつご辛抱のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず最初の1点目、昨年12月、不本意ながら私たちこれまでの町長の議会の対応、また町民に対する対応についてちょっと問題があるんじゃないかということで、大変申しわけありませんでしたけれども、問責決議を提出させていただきました。その中で、議会としては全会一致で可決したわけですが、町長はそれを受け、今後は真摯な反省の上でしっかりと議会対応に努めると、こういうお話をされました。

その中で、具体的にどのような対応、努力をなされたのかを伺いたいと思います。

1件目の2点目、これまでも何度もお話をさせていただいておりますけれども、議会

において重要な案件、議案の質問、質疑中などに答弁にとどまるということがたびたびあります。これまでのお話ですと、トップ会議、要するに課長さんたちの会議、また今回の復興に関する会議等、いろいろ共通認識の上に行っているんだというようなことがあります。時々とまるようなことがあるので、これなども何度かお話をさせていただいているので、この辺についてもお伺いをしたいと思います。

それから、2件目の本町の排水対策についてですが、これの1点目については、これは産建教育常任委員会でも調査しております。それで、11月に行われた議会報告会を議会でやったわけですが、その中で小平の皆さんからこの件について再度議会でしっかりとやってくれというようなお話がありました。それで、この小平地区の土とり場跡地の排水対策についてもお伺いをいたします。

それから、これの2点目、これまでも同僚議員からたびたび質問等ありましたけれども、花釜地区の排水問題、特にこれまでの線路の東側の東部側の排水対策について、町民の、特にあの近辺に住まわれている方々からいろいろお話を伺っていますので、これについてもどのような対策をなされるのか、これまでのいろいろな要望などあったと思いますが、それに対して質問いたします。

それから、2件目の3点目として、イチゴ団地の排水対策ですが、これは当初私たちにいろいろな説明されたときに当然田んぼを埋めるわけですから、これまでの雨量でもってやはり畑にかぶるとか、そんなようなことが心配されるので、その辺の排水対策をどうするのかというようなお話をしたときに、これまでの排水路の関係で十分対応できるというようなお話がありましたけれども、実際やはり今回これも議会報告会の中でイチゴづくりに今精を出されている方から厳しい質問をいただきました。これについても質問いたします。最初の質問といたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。岩佐 豊員のご質問にお答えいたします。

大項第1、町長の政治姿勢についての1点目、問責決議案可決後の議会対応に当たった具体的な対応、努力についてですが、振り返りますと東日本大震災からこれまで震災直後の被災された方々の救出、救助活動に始まり、避難所運営を継続する中での応急仮設住宅の建設等、災害応急対策や各種の災害復旧・復興対策、そして被災者の方々の生活再建に向けた基礎支援金、全国からの心温まる義援金の交付等の各種の支援対策を講じてきたところであります。

また、同時並行的に、限られた時間と限られたマンパワーの中で我が町の将来を見据えたまちづくりを進めるべく、被災者の自立再建に向けた新市街地の整備や災害公営住宅の建設、そして供用開始と、時間の経過に呼応してステージを変えながら、組織一丸となってこれらの諸対策や各種の施策に全力で取り組んでまいりました。

こうした過程において、凶らずも岩佐 豊議員初め議会の皆様からは問責決議案の可決という形でご批判を頂戴した次第であります。

私といたしましても、こうした事実を真摯に受けとめながら町政に向き合い、また、議会の皆様からは議決という形でご理解をいただいていた、その成果が今やと町民の皆様にとって目に見える形で具体の姿となってあらわれてきたものと考えております。

これからも当分の間予断を許さない状況は続くものと覚悟をいたしておりますが、引き続き組織一丸となって当面する諸課題を初め、復興再生に向けた事業の加速化に取り

組むとともに、議会の皆様のご理解を得るよう心がけながら、要所要所での丁寧な説明に努めてまいる所存であります。

次に２点目、議会の審議途中で答弁できずに中断することがあると、職員との意思疎通は図られているのかということについてですが、答弁に当たっての基本的な姿勢は常に円滑な議案等の審議ができるよう心がけるとともに、想定される範囲内ではあります。事前に関係課等の議論、検討を経て、また関係資料も準備しながら議会等の場面に臨んでいるところであります。

しかしながら、事前の想定はあくまでも執行部側の一方的な想定でありまして、おのずと想定には限界もございます。また、実際の質疑の場面においては関連質問も含め、広範多岐にわたる場合が往々にしてございます。さらに、お互いに質疑や答弁の論旨が相手に明確に伝わっていない場合やご質問に明確にお答えできるだけの根拠となる具体の数字等の持ち合わせがない場合など、残念ながらさまざまな理由によって審議中断を余儀なくされる場合もございます。

一概に、議員ご指摘のような審議中断イコール職員との意思疎通の欠如が理由だとは言いきれないのではないかと受けとめております。

なお、こうしたことも踏まえ、引き続き円滑な議案等の審議ができるよう、議員と執行部のお互いの立場を尊重しながら、極力質疑あるいは答弁の論点を明確にするなど、必要以上に審議が中断することのないようお互いに心がけてまいりたいと存じます。ので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、大綱第２、本町の排水対策についての１点目、小平地区の土どり場跡地の排水対策についてですが、土どり場跡地には宮城県防災調整池設置指導要綱に基づき、５０年確率の大雨でも耐えられる設計で施工された防災調整池を備えております。この防災調整池は、土どり前の山林が有していた保水機能を確保した構造で、土どり場跡地の１３．２ヘクタールを流域とした雨量を一時貯留し、下流域で溢水や道路冠水が発生しないよう、一定の水量に調整して排水する構造になっており、公共性が高いことから、町が適正に維持管理してまいります。

なお、土どり場跡地の下流域である小平地区の総合排水対策として、近年の集中豪雨等の異常気象も視野に入れ、より一層安全・安心を確保するため、水路のしゅんせつ等の維持管理を定期的を実施するとともに、水路断面の一部大型化と県道角田山下線交差部の水路改良を計画しており、小平地区の皆様が大雨時でも安心できるよう対策を講じてまいります。

次に２点目、花釜地区東部の排水対策についてですが、旧ＪＲ常磐線山下駅東側から高瀬川排水路の間に挟まれた区域では駅西側から続く排水路を通じて高瀬川排水路に排水されております。この既存排水路は勾配が緩く、大雨時に満潮が重なると高瀬川排水の水位が高くなり、自然排水ができない状況にあります。大雨時の排水対策として、花笠排水機場の運転と応急ポンプによる排水を行っており、去る１０月１４日の台風１９号襲来時にも排水ポンプを設置し、道路などの冠水被害の未然防止に努めております。

大雨と満潮が重なるとき以外は、既存排水路から樋門を通じ高瀬川排水路に自然流下しており、恒久的な排水ポンプは設置していない状況にあります。今後も気象情報をもとに、早目の応急ポンプの設置、運転体制を整え、適時適切な対応に努めてまいります。

次に３点目、イチゴ団地の排水対策についてですが、イチゴ団地化整備事業は、こと

し4月に全ての整備が完了し、11月から全農家で出荷が再開されたところですが、イチゴの団地において盛り土材の土質の関係から、降雨時の水はけが悪く、ハウス内で湛水が発生し、栽培に支障を来す事例が生じておりますことから、県とも協議し、12月から暗渠を埋設する排水対策を実施することとしております。

なお、加えて、県営かんがい排水事業が来年度中に完了することとなっていることから、今回の湛水問題についてはさらに改善されるものと考えております。以上でございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。それでは、1件目の1点目から再質問させていただきます。

先ほども12月に凶らずもというか、本来ならこういうことがないほうがよかったんですが、これまでの町長の我々に対する対応といいますか、余りくどくなるのでお話ししますけれども、まず、一番初めに私が感じたのは、復興計画の住民説明会をしたときに、これはまだ素案というか、これをたたき台にしてやっていくというような説明がありながら、その後の住民説明会のときに全く同じような説明しかできなかったということを住民の方から指摘されました。まず、ここが私はこういう大事なときに一番大事なところなんだろうなど。やっぱり住民としっかり向き合ったやり方というのが特にこういうときは大事なんだと。そんなことがまず一つ考えてみました。

それから、これは今議会のメンバーではありませんが、前回の3年前の11月以前のメンバーでしたが、危険区域の条例提案されたときに、私は余りにも拙速だと。町民に対して2日、我々に対して3日、これで物事の大事な物事を決めていくのは問題であると言ったときに、町長がこれは事あるごとに説明をしてきましたと。確かに説明はして、これまでも言っていますけれども、説明はありました。ただ、具体的にここまでがこうですよ、こうなんでよという説明はありませんでしたよ。やはり、一番大事なところが抜け落ちていたと。JRの内陸移設もそうです。JRでは津波のあったところは通さないとずっと一貫して言ってきました。最後にJRに確認したときは、決してそうではなかったですね。町長も同席していたと思いますが、やはり町の意向を酌まないわけにはいかないというような答えしましたよ。あんたたちがそういうふうに言ってきたのと私が聞いたときには、最終的には町のやっぱり一緒にやっていくしかない。復興計画に乗ったやり方をするしかないというような回答でした。

そういうことで、やはり私はこういう問題が起きたときに何が一番問題かという、やっぱり住民の声をまず聞けなかったということが、申しわけないけれども、私はそこがあったと思います。やはり、何度も言っていますが、6月でしたかに行われた住民の意向調査、これたった1回で住民の考えを集約してしまった。これが全てやっぱり狂ってきているんですよ。こういうことを何度もしてきているんですけども、やはりこれに対して町長、真摯に、言葉では真摯に反省というような言葉もこれまでもありましたけれども、こういうことが私はなかったの、昨年11月のような結果になりました。

それで、再度お聞きしますけれども、町長の真摯に受けとめながら、真摯にという、これも前にも私、本当に申しわけないですけども、聞いたことあると思いますが、まず、この真摯にというのは本当に町長はどんな思いでこの言葉を使っておられるのか、まず確認します。

町 長（齋藤俊夫君）はい。真摯という言葉どういうふうな思いでというふうなことでございますけれども、私としては真っ正面から受けとめて、真面目に受けとめさせてもらって、し

っかりと対応をしていかなくちやならないというふうな、そういう基本的な思いで受けめさせていただいているところでございます。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。町長、昨年12月に問責が通ったときに、ある報道関係者の方から質問受けていると思いますが、大変でしたねと、町長。こういう問題が起きて、そのときに町長、そのときに全会一致ですけれども、中身は1つか2つの違いですよというようなことを平然と答えられたそうですが、私は本当に真摯に受けとめたというのであれば、こういう言葉は絶対出ないはずですよ。これ事実だったのかどうか確認したいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。議員よくそういう引き合いを出されますけれども、その場の雰囲気、前後の脈絡いろいろございますので、それを一つ一つここでまたおさらいをというふうなことは差し控えさせていただきたいというふうに思います。

少なくとも一つのプロセスを経て、この4月を経て今日にあるわけでございますので、真摯に受けとめさせてもらうところは受けとめさせてもらって、お互いに前に進む努力を重ねていきたい。そのことがまさに真摯に取り組む大事なことじゃないのかなというふうに考えるところでございます。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。ここで言った、言わない言うつもりは私ありません。ただ、やはり真摯なという、そういう言葉をお使いになる以上は、昨年ですか、2度否決された道合地区について本当に議会としっかりと向き合った対応をしていくのであれば、さっき9時間も用意していたのは前回でしたかね。2度目の。そういうような議論を重ねて否決した案件に対して、今回政策提言なるお墨つきを得て今回再提出され、通ったわけですよ。今回というか、前回でしたけれども、私は議会との対応を本当に真摯に向き合うというのであれば、こういう手法をとるといって自体、私は違うと思いますよ。この辺、町長真摯な対応がこういう対応になったのかどうか、ちょっと確認したいなと思うんです。

町 長（齋藤俊夫君）はい。真摯という言葉は、全体としてそういうふうな姿勢、方向というふうなことになるかというふうに思いますので、一つ一つの場面で私の思い、執行部の思い、そしてまた議員の皆様の思いというのはいろいろな状況の変化の中で変わってくる要素もございまして。少なくとも坂元地区の市街地の整備、地域の課題である再生対策を時間の経過の中でぜひという声が多くあったと。そういう事実も踏まえて、私も課題解決に向けて対応してきた。あるいは議員の皆様もそれなりの問題意識を持たれてご理解、ご賛同を得てきたものというふうに考えてございます。

当然、今そこの中には議会としてもあそこの排水対策の問題についてしっかりとやってほしいというふうな一方でのそういう要請もございましたので、その辺を共通理解する中で進めさせてもらったというふうなことでございます。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。何度も繰り返したくないんですが、やはり非常にやっぱり議会と向き合うときに、やっぱりちょっとそれは違うのかなというふうな思いが私にはあります。

そこで、ある町民の方から町民の方がいろいろな思いがあって、なかなかそれが進まないときに、請願という形がありますね。その請願が通らなかった案件を出した方から今私が話したような政策提言というような手法というのはいさごい力を持っているんだというか、我々町民にとってすごい武器になるんだなというようなお話をされておりました。

これを今度生かしていきたいので、ぜひ勉強したいというふうなお話ありました。やはり、本来議会というのは、町長も町民から選ばれた執行側の代表です。それをしっかり監督、独走しないようにやはりお互いにいいまちづくりをするために議会、議員がそれぞれいるんだと思います。そんなことからいくと、私がいわんとすることはわかっていただけだと思いますが、やはり議会とのあり方というのはそういうことが大事なんだろうなど。

町長は、今回も確かに今回の大震災予算規模から何から本当に大変な思いでやっておられるというのはわかりますが、ただ、一番大事な信頼関係というのをしっかり築かないとやはり今後もこういう問題がいっぱい出てくるということで、町長、本当に真摯に受けとめということ、もう一度この辺の意味合いをしっかりと噛み締めた回答をいただいて、この件については終わります。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど一連のご質問にお答えしてきたとおりでございますが、私としては私の足らざるところもあるかもしれませんが、町全体を考える中で、一人でも多くの皆さんの思いを議員の皆様にも託す、私にも託すという中で、それぞれの思いが少しでもいい方向にベクトルが合うようにしていかなきゃならないと。そういう基本的な姿勢で今後もやっていかなきゃならないと、やっていきたいというふうな部分でございます。

どうしてもこの限られた予算の中で全ての皆さんの思いを実現するのはかなり難しい部分がございますけれども、それぞれの思いなり案件がみんなが賛成してもらえような中でやっていければいいのかなというふうに思います。

極力一人でも多くの町民、そしてまた議会の一人でも多くの議員の皆様にご理解いただく中でそれぞれの議案なり課題を解決をしていけるように、さらに私なりに意を用いてまいりたいというふうに思いますので、岩佐 豊議員のご指導、ご鞭撻よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。被災され、本当に大変な方々がいっぱいいます。その方々の思いにぜひ応えるような、やはり全体のまちづくりだからといってそういう人たちを見捨てるような町政というのは絶対いけないので、その辺にしっかりと意を用いた町政運営をやっていただきたい。その辺を訴えておきます。

それでは、2点目についてです。回答いただきました。これも非常に事務事業の多さ、本当にこういうとき大変だというようなお話をいただきましたけれども、まず、事前に関係課との議論、検討を重ねて、また資料等も準備しながら議会に臨んでいるとあるが、なかなか事前の想定とはあくまでも執行部側の一方的な想定でありと、私この回答のここが問題なんです、町長。いいですか。事前の想定はあくまでも執行部側の一方的な、ここが問題なんです、町長。ここが共有しないところの原因なんです。私たちは、一般質問に関してはこれちょっとまた議案とは別ですけども、一般質問に関しては、最初に質問案件を出しているわけですね。まず一つ。それはまず一つ、それを押さえてください。それで、やはり私がここで言いたいのは、町長から提案される案件に対して、議案に対してのとまるというのは、そのことを言ったんです。要するに、一般質問の場合は出していますけれども、でもそこからいろいろな広がりがあるから、答え、やっぱり確かに窮して、こっちも無理な要求をしたりしますから、自分の思いで、それはとまるのはわかりますよ。私言っているのは、執行部側から提案された議案に対して、そ

の説明でとまるということを行っているんですよ。これが先ほども同僚議員からも何度もありますけれども、本当に職員の皆さんと町長、副町長、いわゆる昔の三役だわな。そういう人たちが本当に心の中まで共有して、問題意識を持って当たっているのかというと、私は申しわけないけれども、ああいうふうに自分たちが提案したものでとまるということは、私はあり得ないと思いますよ。この辺がだから、本当にしっかりいっているんですかということ。質問しているんですよ。この辺について、再度申しわけないけれども、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい。議員のご質問の趣旨が改めて受けとめさせていただきましたけれども、いずれにしても、私ども執行部として提案している案件についての勉強不足あるいは準備不足というふうなことについては、引き続き組織内でもう少し私も含めて滞りのない形で対応できるように、勉強をさせていただきたいというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。同僚議員からもありましたけれども、全国から本当に温かい応援をいただいているわけですよ。ただ、ここにもやっぱり制約がありまして、やはり期限というのがありますから、確かにきょうのお話し合いの中でもありましたけれども、やはり前から引きずっている問題に対してなかなか現職員の皆さんが全部共有できるかと、なかなか難しい問題あります。だから、なおさら会議のメンバーの中での共有というのが必要だと思うんですね。私は、みずから提案したものに対しては、やはりそこでとまってしまうようなことがあっては絶対だめだと思います。しっかりとその課長会議なり、復興会議のトップ会議なりで十分にそこは共有して当たるということが本当に大切だと思います。それが我々に対するやっぱり誠意でもあると思います。この辺もう一度町長に本当にここは大事なところなんですよ。この辺を十分な話し合いして、例えば済みません。要するに、今回もやはり後ろ向いてお話ししたりなんざりして、もちろんそれはいいんですけれども、そういうやりとりの中で、やはり自由にお互いに共有した中でのあれならいいんですけれども、何かそういうのが見えないときがあるので、その辺の心配があるものですから、再度その辺の確認をしておきたいなと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。議員ご指摘のとおり、大変ありがたい派遣職員の皆様のお力添えをいただいて、復興に邁進しているわけでございますけれども、ご案内のとおり、例外を除きますと管理職の皆さん、特に2年以内ということでございますので、大変なボリュームのある仕事、ましてやいろいろな短期間の中に紆余曲折のある諸問題を継続して町が取り組んでいる中で、途中から来られて流れに乗って、一定の状況を把握して次の展開に向かうということになると、優秀な皆さんがそろっておりますけれども、至難の技というふうなことがございます。

そういう中で、先ほど申しましたように、私どもとしても精いっぱい限られた時間の中で普段の打ち合わせなり、具体の本会議に備えた質問の準備等々の中で認識、共有をしながら、対応させてもらっているつもりなんです。いかにせんなかなか先ほど申しましたように、私も含めて不勉強なところもあったり、用意すべき資料をなかなかそこまで思い浮かなくて手元に用意できなかったというふうなことで、ご迷惑おかけするところがあるというふうなことでございますので、できるだけそういうことのないように、組織内での一定の議会対応についてさらに認識を共有しながら、対応をさせていただきたいというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。最も本当に大事なことだと思います。今後我々から見て本当に

職員と意思がとれているのかなんて言われないように、しっかりとこの辺はやっていただきたいことを強く訴えて、次の質問に移ります。

排水対策の1点目、これは先ほどもお話ししましたとおり、我々産建教育常任委員会でもこの案件については調査をし、いろいろお話を伺っております。当然あの面積の山がなくなってしまったわけですから、一気に水が出るというようなことが当然考えられて、それで先ほどの答弁にあったように、宮城県の防災調整池設置指導要領、これに基づいて50年耐えられるというようなお話をされました。今回我々小平区の議会報告会のときにお話ししたときに、小平区の皆さんは担当課の課とも、それから町長さんの懇談会ですか、ありましたよね。その席上でもこういうお話が出たと思いますが、こういう説明されて、どのようなお話があったのか。小平区の皆さんから心配事としてどのような強いというか、どのようなお話があったのか、まずそこをお聞きしたいと思います。これは担当課でもいいですよ。どっちでも。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。これまで小平区の皆様と11月11日、役員の皆様との説明会、それから11月14日、区民の方々との説明会という形でお話をさせていただいたところがございます。そういった中では現在の小平地区の土どり場から流れてくる水に対する大雨時の不安というようなことと、下流域での水の流れ、そういったことに対する不安、それから防災調整池をどこで管理していくのかというような点のご質問等がございました。以上でございます。

9番（岩佐 豊君）はい。そういう話があって、やはり区民の方々からすれば、やっぱり安心できないからいろいろな話し合い持ったりなんかしているんだと思います。今言ったように、50年確率で耐えられるというような、あったと言いますが、あの土どり場を整備して、その調整池をつくるときに、その以前にその地区の人たちとお話し合いというか、そういう説明会みたいなものがあったんですか。多分こられなかったから皆さん本当に今怒っているんだと思いますよ。どうですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。防災調整池をつくるというお話は、地区の地権者の方々にはご説明させていただいたんですけれども、区全体に対しましてのご説明というのはありませんでした。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。やはり物事を進めるときに、うまくいくか、いかないかというのはこういうことなんです。全てそういうの山元町やっているやり方なんです。申しわけないんですけれども、やはり難しい問題も最初に相談したりなんかしてやっていくというのが末端行政のやり方ですよ。県とか国だったらある程度そういうところをとり越えてやっていくというのもありかなとは思いますが。一番大事なところは、やはりそういう話し合いとか、そういうことを事前にやるということがうまく進めるコツなんです。まずそこを一つ指摘します。

私たちが調査して、非常に町でも今後区民の皆さん安心するんだらうなというふうなことは感じる部分もあるんです。例えばこれまでと違った提案としては、やっぱりそれから下側の排水路がジグザグになっていて、すぐちょっとした雨で溢流というんですか、であったり、あとはマンホールからびあーと吹き出したりして、すごくそういう思いで大変だったというのを聞いていますけれども、そういうことが今回少し改善されるので、その辺はいいんですけれども、ただ、私言われて感じたのは、調整池の真下にやっぱり民家ありますよね。万が一あれがだから決壊と言わなくても、あれが本当に決壊しなく

ても完全に壊れなくてもあれを越えて一気に来たようなときに心配だという声が非常にあるんですよ。

だから、そういう声というのはなかったんですか。今回の回答では何か今後安心だというような回答なんですけど、その辺の話っていうのはなかったですか。住民の方から。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。下流側の方からのそういうお話はございました。

9番（岩佐 豊君）はい。そういう心配事に対して町としてどういう対応をするというようなお話をしているんですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。これまで防災調整池の設置の基準とか、そういう部分と今後の維持管理等につきましてのご説明は重ねてさせていただいております。今後町で管理するという方向性もご説明をさせていただいております。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。そういう説明等なされて、それでその住民の方々がじゃオーケーですという話ではないと思うんですよ。違いますか。まずそこだけ、1点。納得してはいわかりましたと言っていましたか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。今後またこの件に関しましては、説明会を予定して丁寧にご説明をしてみたいと考えておるところでございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。その中で、例えば今回の津波でシミュレーションかけていろいろなものを決めましたよね。それで、今後大雨でこの50年というのがあるんですが、例えば今考えられないような局地的にすごい一気に降るような雨というのがあって、今本当に考えられないような災害を引き起こしているわけですよ。そんなことに対してシミュレーションはできないかというようなお話はなかったですか。

そしてまた、それをやるような考えはないか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。ただいまのお話にありましたようなご意見も出ております。ですが、まだシミュレーションにつきましては、現在のところ計画には乗せておりませんが、今後防災調整池を町で管理していくための維持管理の方法であったり、その維持管理するための道路等の関係、それからその下流側に該当します排水路の関係につきましては、現地の詳細な測量調査等を行って、今後の計画に反映させてみたいと考えておるところでございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。その辺をすごく何でやっていただけないんだろうなというようなことで、すごくやっぱり声がありましたね。私は、シミュレーションというのは正直わからないんですよ。津波のあれで本当にやっぱり今のコンピューターというのはそこまで優秀なんでしょうけれども、わからないんですけれども、それでもやはりそうやってある程度のものがつかめるのであれば、これは当然やって、やっぱり住民を安心させるということが私は必要だと思うんですよ。それが例えば何千万円もかかってしまうというようなことでは大変かもしれませんけれども、そういうふうにかかるものなんですか。その辺私全く無知なのでわからないので、その辺教えてください。わかる方でいいですから。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。申しわけございません。ちょっとシミュレーションの予算的な面は資料を準備しておりませんので、お答えしかねます。申しわけございません。

（「誰でもいいです。答えられる人。おおよそこんなもんじゃないでしょうかという」の声あり）

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。例えばという話になると思いますが、例えば津波の

関係の海からのシミュレーションみたいなものの例で言いますと、そういういろいろな地形の条件……（「ちょっと待ってね。津波のあの広大なシミュレーションとあそこのシミュレーションで全く違うと思いますよ。それを言われたら当然やっぱ無理だなとなりますよ。そうじゃなくて、おおよそというか、わかると思うんですよ。例えば、10分の1だったら10分の1じゃないけれども、5分の1ぐらいになりますよ。例えば」の声あり）

議長（阿部 均君）きちんと手を挙げて発言をお願いします。

9番（岩佐 豊君）はい。今ちょっと津波どうのこうのというシミュレーションのことをお話しされましたけれども、そういう規模じゃなくて、あそこでこのぐらいの雨降ったら、例えばあの山とか地形を見て、じゃまずできないのか、できるのか、そういうシミュレーション。もし無理なら無理でいいです。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。申しわけございません。ただいまのところ、ちょっと資料不足でございまして、ちょっとお答えすることができません。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。相談されている方々の心配を取り除くためにもぜひこれは検討してください。町長、これぜひ検討していただきたい。

町長（齋藤俊夫君）はい。議員の問題意識なり、地元の皆さんの不安なお気持ち、それはそれなりに理解するわけがございますけれども、こういう河川なり道路なり、防災に関するダムもしかりでございます。一定の確率のもとでもろもろの整備が進められてきているということでございまして、今回の場合の話の持ち方の反省しなくちゃならないことはさておいて、一般論でお話しすれば、国を中心としていろいろな構造物なり、防災施設の設計をしている一つの基準に沿ってダムをつくったり、いろいろな構造物をつくったりということでやっていますので、それは国のほうで一義的にそういうふうな安全部分や実験をして一つの物差しとしてこれを全国に統一ルールでやっているという、そういうもつとでこれも進められているというふうなことでご理解をいただきませんと、一つ一つ私が不安だと、心配だと言われると、じゃこつとも、例えば検査してくれますかというふうなことになりますと、なかなか大変なことがございます。だから、そういうことの方で理解していただけるとありがたいなと。

問題は、今回の場合は、議員ご指摘のように、手順をもう少ししっかりと踏んであらかじめこういう形での安全を担保するんですよという、そういう説明をしていく中で、一定のご理解を得られればよかったんでしょうけれども、いかんせん、結果として今地元のほうからいろいろとこの排水対策、今までの積み重ねの中でこの防災調整池についても一つの大きな問題として提起されているというふうなところがございます。

私も不勉強な中で申し上げますけれども、恐らく一定のお金をかければどういふ場面でもシミュレーションそのものは可能だろうというふうには思います。ただ、それを果たしてやるのがほかとの関係もございまして、それはちょっとやっぱ慎重にいかざるを得ないのかなというふうなことで、まず基本にご理解をいただければありがたいというふうには思います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。町長の言う、お話しされたとおりでございますよ。ただ、町長も認識しているように、やはり最初のやっぱボタンのかけ違いというか、スタートがやっぱまずかったんですよ。自分に置きかえてやっぱりものって考えるべきなんですよ。自分の家の前に大きな池、しかも上にですよ。つくられて、何でもないと人は

いないですよ。それは。だから、それはその以前にやっぱりさっきも言ったように、お話しすることが大事なことで、こういうことに本当に意を用いた町政をやっていたきたい。

今心配されている方々に対しては、十分な説明をしてやっていかれることを町長にしっかりとその辺の対応をお願いというのは嫌ですけども、やっていただきたい。それでこれについては終わります。

ちょっと時間押していますので、大変申しわけありません。2点目の、これまでも本当に同僚議員、数名から花釜地区の東部の排水についてはありました。そして回答ありました。やっぱりあそこの問題なのは、やはり自然勾配で流すということがまず一つですね。しかも、川が非常に狭い。もうちょっとした雨であそこ越えます。それで、この前みたいな雨のときは、もうとんでもないですよ。私もちょっと行って見たんですけども、確かにポンプアップしています。あの程度の雨ならいいけれども、やはりあそこやっぱり今回なんか本当に被災して本当に弱っている人たちですよ。そういう人たちにやっぱり心配をかけないようなやり方というのは当然していかなくちゃだめだと思いますよ。

そのときに臨時的なポンプアップしていますけれども、あそこに住まわれる方々の不安を払拭するようなやり方というのをもう少し考えていただかないと、やはり私は優しいまちづくりにはつながらないんだと、こういうふうに思います。

できればというか、本当はあそこにしっかりしたポンプをアップできるようなものを整備すればいいんですけども、まずそういうことができるかどうか、町として考えがあるかどうか、まずその辺から確認したい。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。こちらの山下駅の東側の区域でございますが、自然流下で高瀬川排水路に現在は通常時には流れておるんですけども、大雨となりますと、大雨と満潮時が重なった場合、水門から逆流してしまうというような状況がございますので、高瀬川排水路の副水路のほうに応急的に大型のポンプを設置させていただきまして、地域の方からのお話等も受けております。早目早目の対応してほしいということで、そういった今後とも対応につきましては、設置、早い体制と現場の状況把握に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。早目の対応というのは大切だと思います。

あとそれと、あそこやっぱり狭過ぎますね。川。その辺認識、ちゃんと確認していますか。すぐいっぱいになるというのわかりますか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。山下駅の西側からの排水路の合流と、あと高瀬川排水路の南側のほうからの排水の合流と、2方向から水が集中してまいりますので、ここに雨が集中するという地点ではございます。

ただ、対岸側に花笠排水機場がございまして、そちらのほうで緊急時の運転等もしていただいております、そちらのほうとの運転の連携という形で、今は対応しております。今後ともそういった形での連携をしてまいりたいと思います。

それから、既存の排水路につきましては、一定の幅はとっておるんですが、やはりどうしてもはけ口の高瀬川の樋門の大きさに限られておりますので、最大であるような断面しか確保できないというのが実情でございます。以上でございます。

9番（岩佐 豊君）はい。まず、今2つばかりあれなんですけれども、まず1つは花笠、あそこ

を運転したら逆ですよ。あれは向こうにくぐっていくの。要するに、我々大排水って言うんですけれども、あれから笠野に行くようにくぐっていくの。今言ったのは。あれ逆ですからね。逆にこっち

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。ただいまの説明につきましては、駅のほうから流れて来る排水路が直接高瀬川排水路に樋門から流れておる箇所と、あと旧花釜農集排水処理場の南側のところに水門がございまして、そちらからサイフォンで下を、高瀬川のほうをくぐりまして花笠排水機場でくみ上げているという運転方法がございまして。そして、高瀬川排水路に排水されております。以上でございます。

9番（岩佐 豊君）はい。確認します。要するに、西側の西側からの排水路というか、そこから川を横断というか、下をくぐってサイフォン式というのはそういうことですね。そういうふうになっているんですか、あそこ。ああ、それじゃ私間違っていました。

こっちでくみ上げるといふから、くみ上げたらとんでもない、逆にとんでもないこと……、わかりました。

ただ、今言った西側から来るやっぱり川の幅の狭さと今言っているように、樋門というんですか、要するに排水路、大排水に流す、あそこの大きさですよ。だから、あれを絶対やっていかないと、やはり大雨降るたびにやっぱり皆さんあそこで不安になるんですよ。だから、そういう対応をするか、もしくは本格的なポンプをつけるか、どちらかと思うんですけれども、そういう心配が届くようなことってできないんですかね。

農業基盤整備推進室長（大和田 敦君）はい、議長。ただいまの岩佐議員の質問に対してお答えさせていただきます。

今まちづくり整備課長のほうから申し上げました下をサイフォンでくぐって花笠排水路のほうに行くというふうなことでお話あったところでございますけれども、当該地区につきましては、ご承知のとおり、山元東部地区農地整備事業の中で排水路等々の整備について検討しております。東部地区全体で申しますと、現在の排水路の面積が全体で16.5ヘクタールほどございますけれども、これを24.8ヘクタール、約25ヘクタールまで広げていくというふうな計画がまずございます。

問題になっています、ただいま議論になっております箇所ですけれども、その花笠排水路及び花笠第二排水路、こちらのほうについても河道幅、いわゆる排水路幅、こちらを拡幅する計画でございます。そして、さらに整備の方法なんですけれども、現在台形断面になってございます。これを垂直の矢板護岸にすることによって、さらに排水路断面というふうなものが拡幅されるのかなというふうなことで考えております。

その流末ですけれども、ご承知のとおり、花笠排水路につきましては、花笠第二排水路を通じ花笠第二排水機場から外洋へと排水されるようになっております。この排水機場のポンプの規模ですけれども、現在の規模では毎秒5トンほどの排水能力を持ってございます。これを今般の整備事業の中で規模拡大を図るというふうなことを検討してございます。ポンプを1基追加しまして、今まで毎秒5トンだったものを毎秒6.5トンまで能力を上げると。よって、約1.3、4倍ほどの能力を上げていくというふうなことで、あの辺周囲一体の排水に寄与してまいりたいというふうなことで検討しています。

なお、この計画につきましては、現在における実施計画の段階の計画でありまして、地域の実情等々を勘案しながら、今後詳細設計に入ってまいりますので、これらの案件も踏まえまして、事業主体であります宮城県のほうに実情を伝え、地域の実情に合った

ような整備方法にさせていただくように働きかけてまいりたいというふうに考えております。以上です。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。非常にこれまで心配されている方々に非常にいいお話だと思います。しかも、例えばポンプ、強力なのつけてもこういう川ですと水来なくなっちゃうんですよ。今それも心配されて、こういう川に、構造に変えるということで、非常に私安心しました。これはぜひ県に強く言って、早くやっていただきたいものだと思います。これについては終わります。

最後のイチゴ団地の排水なんですけど、これについても回答いただきました。先ほど最初にお話ししたように、田んぼを埋めるわけですから、その排水事情というのは変わるだろうということで、我々としてもいろいろ質疑の中でお話ししております。その中で、やっぱり盛り土材についてもやっぱり問題あるんじゃないのという話があったように思うんですが、結局今回は、確認したいんですが、ハウスの中に入ったというのは、まずハウスが一応閉まっていますから、ということは、やっぱり田んぼより水が上に来て、要するに入ったということなんですか。これまずちょっと確認します。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今回のハウスに入っている水というのは、周囲にある排水があふれてハウス側に入ったのではなくて、その場所に降っている雨がたまって、そして浸透が時間かかっているということで湛水しているという現象です。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。じゃ、確認したいんですが、例えばハウス内とその歩くところというのは外の土質というのは違ったんですか。じゃ。同じであれば外に流れるはずですよ。

議長（阿部 均君）ハウス内とその通路の土質というか、その排水機能というか、浸透性というか、それらは違うのかという。（「質問し直します」の声あり）

9番（岩佐 豊君）はい。回答で盛り土材の物質の関係から降雨時の水はけが悪くと、水はけが悪かったら、すぐ入らないんだから、ハウスはこうやって囲まれているし、入らなったら外に出るはずなんですよ。逆じゃないのかと思うんですよ。あそこの歩くところはうんと水はけがよくて、中が悪かったんじゃないんですかね。何かそういうふうにとれるんですけれども。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。降った雨が要はハウスのところにもう土側溝という、はけるように、水はけるように小さな側溝も設けていますけれども、降っている雨がそこでたまって、排水までに行くまでの間に時間がかかって湛水しているということなんです。そういう現象です。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。例えば、ですからその排水、要するに排水路から逆流したんじゃないなくて、降った雨がハウス内に入ったということですよ。ということは、路面が固かったら当然排水路のほうに流れるんじゃないですか。何でそういう結果出たのか、ちょっと理解できないんですね。みんな理解できますか。排水路……

議長（阿部 均君）議員に質問しないで執行部に質問願います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。要はハウス型というか、敷地内全体に雨が降って、その中で土側溝なりU字溝を設けていますけれども、それが排水路にたまったら流れていくんです。その以前に降った敷地の中の水が敷地の中の土側溝だったり排水にたまって、そしてはけるまでの時間がかかるために、ハウスの中に浸透していったという現象です。

今回は、それをなくすために、ハウスの脇のところに採石を入れて、暗渠排水を入れ

て浸透を早くするという対策をとって、はいてやるという工法を使うことによって時間が、湛水する時間が短くなって、たまらなくなるだろうという原因が特定して対策をとっているものであります。以上です。

9 番（岩佐 豊君）はい。理解しました。当初、これ私ら質疑したとき、畑だから万が一田んぼなんかいっぱいなときに越えてきても、それは畑の設計だからいいんですというような話があったんですけども、全く私違って、イチゴはカビに非常に弱いんですよ。だから、中がしけるというのは困るんですね。だから、こういうことで、今こういう対策をしたということで、これが本当に功を奏すればこういう問題は起きないで心配ないと思うんですけども、この辺をぜひしっかりとした対応をやっていただきたい。これをお話しして終わります。ありがとうございました。

議 長（阿部 均君）9 番岩佐 豊君の質問を終わります。

議 長（阿部 均君）これで一般質問を終わります。

議 長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は12月15日午前10時開議であります。

大変ご苦労さまでございました。

午後 6 時 1 5 分 散 会
